

目次

- 巻頭エッセイ: 擦り込まれた病巣「強い軍隊に守ってもらいたいという思い」
..... 眞木 高之 1
- 特集: コロナ禍を考える(4): 介護と医療の現場から
 - ・ 民医連の介護事業所における新型コロナウイルス感染症対策
..... 平田 理 2
 - ・ 『人権を護る看護師になる!』—コロナ禍の東葛看護学校の教育実践報告—
..... 山田 かおる 8
 - ・ コロナにまけない! 食料×生活支援プロジェクト(東京都豊島区南大塚)
～アンケートから考える「ひとり親家庭・母子家庭」に求められる支援～
..... 西坂 昌美、山根 浩 14
 - ・ 越谷市で市民が運営している介護者サロン「ティータイム」の状況報告
..... 大家 けい子 24
 - ・ コロナ禍の介護者家族の生活～介護者の集い「オアシス」の場合～
..... 村松 治子 27
- 論文
 - ・ 「65才の壁」を突き崩すまでたたかいはつづく～天海訴訟千葉地裁不当判決
について～(資料「天海訴訟 判決の骨子と問題点 2021.5.24 向後剛」)
..... 八田 英之 30
 - ・ ドイツ協同組合法と協同組合運動..... 石塚 秀雄 36
- 連載
 - ・ 社会科学的医療論の構築(3)「自前の情報ドーム」づくり
..... 野村 拓 40
- 奨励研究論文
 - ・ 世紀転換期イギリスにおける生活協同組合と帝国..... 浮網 佳苗 52
 - ・ 研究助成一覧、バックナンバーなど..... 51、62、67

表紙写真: 群馬県中之条町六合(撮影: 前沢淑子)

擦り込まれた病巣「強い軍隊に守ってもらいたいという思い」

眞木 高之

5月3日の憲法記念日に、「make peaceの集い」が鳥根県松江市で開催され、ジャーナリストで映画監督の三上智恵氏の講演を拝聴した。三上氏は、1995年から沖縄に移住し、以来、本土に伝えられていない沖縄の真実を掘り起こし、発信している。講演ではっとさせられた言葉がある。「軍隊は決して私たちを守ってはくれない」。

政府や政府の広報機関に成り下がったかのように思えるマスコミが、竹島や尖閣諸島などの領土問題、台湾情勢、ミサイル発射などといった情報を私たちに振りまき、中国や北朝鮮が今にも日本に攻めてくるかのような危機感を煽っている。危機感を煽られた多くの国民は「強い軍隊に守られたいという病気にかかっている」、と。災害支援などで活躍する自衛隊の姿を見て、私自身、軍隊は私たちの生命を守ってくれる、と擦り込まれていたことにはっとさせられた。沖縄戦では、日本人が同じ日本人を大量に殺害したという、暗い過去があった。いったん戦争が起きれば、軍隊が自国民にまで銃剣を突き付けるようになるのは、何も沖縄戦だけに言えることではなく、至極当たり前のことだ。ちょっと想像力を働かせれば、誰にでも分かる。いったん戦争が始まれば、戦争に勝つことが国家の至上命題になる。そんな事実はなくとも、敵に情報を漏らし、軍隊の足を引っ張ると疑われた国民は、スパイとして、逮捕や処刑される。国家が勝つために総動員させられ、それに反すると権力者が判断した個人は処罰される。それが戦争の常識である。三上氏の最新刊『証言 沖縄スパイ戦史』をぜひご一読いただきたい。

安保法制は、自衛隊が海外で戦えることを可能にした法律であるが、現行憲法が自衛隊の海外派兵を阻む防波堤となっている。憲法に自衛隊を書き込むことは、自衛隊に大手を振って戦争させるお墨付きを与えることであり、緊急事態条項の憲法への銘記は、時の権力者に、フリーハンドで個

人の権利を制限し、国民をある一つの方向に総動員させる力を付与することである。つまり、独裁を憲法で許すことである。

戦争が起きてしまえば、多くの人命が失われる。しかも、自国民が自国民を殺すといった、目を覆いたくなる悲惨な事態が起きるのである。

全日本民医連では、辺野古支援連帯行動を続けている。民医連職員が沖縄戦の戦跡をめぐり、沖縄戦で何が起きたのかを学ぶためだ。私も2019年1月に団長として参加し、沖縄戦の傷病者の医療が行われた糸数アブチラガマを見学した。アブチラガマは、自然の地下壕を意味する琉球語だ。地下壕が病院として利用されていたのである。そこで医療に当たっていた医師や看護師はどういう思いだったのだろうか。戦争がなければ、こんなに多くの傷つき、死ぬような人は生じなかつただろうにと、虚しさを覚えなかつたのだろうか。

日々命と向き合うことを生業としている医師として、絶対に戦争を起こしてはいけない、戦争は人が引き起こしたこと、ならば引き起こさないようにすることも人によってできるはずとの思いを強く抱いた。

教育やマスコミを牛耳り、戦争や軍隊の真実を伝えず、隠蔽や改竄で自分の都合のいいことしか伝えない今の政権与党により、多くの国民は、「強い軍隊に守られたいという病気」にかかっている。

私は一医師にしか過ぎないが、目の前の患者さんの治療にあたるだけではなく、この「強い軍隊に守られたいという病気」を治すため、「軍隊は私たちを守ってはくれない」という真実を多くの人に伝えたいと思う。個の尊厳を最大の価値とし、この尊厳を破壊する一切の戦争政策の放棄を掲げた現在の憲法を守り抜きたいと切に思う。

(まき たかゆき、全日本民医連副会長・松江生協病院副院長)

民医連の介護事業所における 新型コロナウイルス感染症対策

平田 理

はじめに

世界保健機関（WHO）が新型コロナウイルス感染症（covid-19）のパンデミックを宣言してから1年3カ月余り、ワクチン接種の進んだ一部の国では日常の生活が戻りつつあるところもありますが、様々な変異ウイルスの出現もあり、世界はより困難な状況を迎えています。我が国も第3波、第4波と各地で医療の逼迫や崩壊に至り、介護現場にも深刻な影響が及んでいます。本稿では、コロナ禍で民医連介護事業所が感染対策として必死に取り組んできたことや、それでもなお直面する課題について述べたいと思います。

1) 介護事業所の covid-19対策

①感染対策から見た介護現場の特徴

covid-19感染対策の基本は、標準予防策と適切な接触・飛沫感染予防策です。介護事業所だからといって、特別なことや省いてよいものはありません。しかし、介護現場の特徴や実状を踏まえると、感染対策を実施するうえで様々な工夫を必要とすることや、（医療現場と比べ）より実施困難な面が多々あります。

まず何ととっても、日常の介護の場面で、顔を近づけて視線を合わせ穏やかに語り掛けることも含め、密接な身体接触が避けられません。加えて、介護を要する方々の中には、認知症などの影響もあり、マスク着用を継続できない方がとても多くおられます。また、声を出したり触れ合うことは、本来介護の現場では重要な要素です。入所系の施設では、折々のご家族との面会もとても貴重な時間です。

実際の感染対策は医療現場で行ってきたことを介護現場に応用することになりますが、医療スタ

ッフの人員は限られ、感染対策認定看護師など感染対策の専門知識を有するスタッフはいないのが普通です。

②正しい情報の収集と学習・教育、医療との連携や医療からの支援

今では厚生労働省ホームページなどに、介護事業所や職員向けの感染対策に関する情報が整理されており、正しい情報にアクセスする環境は一定整備されました。当初は、テレビ番組などを通じて様々な情報が流れる中で、それぞれの地域の感染蔓延状況に応じて各介護事業所は具体的にどういった対策を行えばよいのか、少なからぬ混乱もあり、介護事業所の中には必要以上に利用制限を行ったり、入所の際に本来必要のない条件を設けるなど、一部に行き過ぎた対応や、事業休止を選択した事業所も見られました。

民医連の介護事業所では、ほとんどのところが地域の介護需要に応えるため、必死に感染対策の学習と実践を行いながら事業を継続してきました。全日本民医連からの情報発信や各法人・事業所の努力で一定の水準の感染対策を行ってきましたが、感染対策の学習と実践は常に更新や確認も必要です。

こういった点からも、専門家も不在で医療スタッフも少ない介護現場にとって、医療との連携は不可欠です。幸い民医連介護事業所は同じ法人・県連に医療機関がありますので、介護事業所向け学習会を開催したり、専門スタッフとの相談システム構築や認定看護師による介護事業所ラウンドを行うなど、連携した取り組みが各地で行われています。

医療機関の側から見ると、自院での感染対策にただでさえ忙しいのに仕事が増えることになりませんが、ひとたび介護事業所や高齢者施設でクラス

ターが発生すると、地域の入院患者・重症患者が一気に増え医療の逼迫につながり、すでに医療体制が逼迫している地域では医療崩壊を加速しかねません。介護事業所や高齢者施設を守ることは地域の医療体制を守ることに他ならないのです。こういった視点からも、各地の民医連医療機関は他の医療機関とも協力して地域の民医連内外の介護事業所を支援することが大切です。

③現場の感染対策の目標

我が国の現状では、まだまだいつだれが covid-19 に感染してもおかしくない状況が続いています。こういった状況下で事業所における日常の感染対策の目標は、事業所で陽性者がいつ見つかったとしても濃厚接触者の発生を極力抑えるよう日々努めることです。このことがクラスター化を防ぎ早期収束を目指すことにつながります。

④事業所での感染対策の基本

標準予防策と適切な个人防护具の着用を基本に取り組んできました。以下、要点を述べます。

・手指衛生

見た目に汚れのある時は流水下石鹸手洗い、ないときはアルコール手指消毒を行います。いずれも正しい手順で行うことが大切です。いつでも手が洗えるように業務中は、長袖は腕まくり、指輪や腕時計は外します。手荒れ防止も大切にチューブ式やポンプ式（ツボ状の容器の入ったものは汚染の原因になるので不可）の保湿・保護剤をこまめに使います。手指衛生は「1 処置・1 手洗い」を基本に、介護現場では表に示したような場合に行います。

表：手洗いのタイミング

- ・事業所に入る時や業務開始前
- ・利用者、利用者周辺のものに触れる前、後
- ・食事介助の前、後
- ・尿や痰、唾液などに触れた可能性がある時
- ・手袋を着用する前、後
- ・休憩、食事の前後やトイレの後
- ・業務終了時

汚染された可能性のある手指で目・鼻・口を触ると感染リスクになるので、日頃から髪をかき上げたり目・鼻をこすったり、肩から上に手を上げることがないようにする習慣を身に着けることも大切です。

・个人防护具の着用

日常的に目・鼻・口を守る意識を持ちます。まずはマスクの正しい着用が基本です。マスクが不足した時期はやむなく布マスクなども用いたところも多かったですが、マスクの素材は不織布によるサージカルマスクと同等以上の機能のものが必要です。マスクはすべての職員が、出・退勤時を含み業務中常に着用します。利用者にもマスクの着用を求めますが、認知症などのためマスク着用が継続できない高齢者も多く、食事や入浴介助など利用者がマスクを着用できない場面もあります。このような場合、感染暴露リスクを低リスクとするには、職員の側がゴーグルやフェイスシールドを着用し、目の保護を行う必要があります。ふとマスクを下げて話しかける利用者もいるので、介護現場では常に目の保護を行うことが推奨されます。

マスク着用継続が困難な利用者がある場合、利用者—利用者間の感染暴露リスクを低リスクとするためには2メートル以上の間隔を保つことが必要ですが、現実には多くの場面で困難です。その場合、陽性者発生時に感染暴露リスクに応じた対応が出来るよう、利用者間の状況を記憶または記録しておく必要があります。

汗以外の分泌物や体液・排泄物（湿性生体物質）や傷・粘膜に触れる可能性のあるケアの際には手袋を着用します。手袋を外すときに手指が汚染されやすいので正しいはずし方の習得は必須です。前述のように手袋着用の前には手指衛生を行います。また湿性生体物質が飛び散る可能性がある時はビニールエプロンやガウン（必要に応じて使い分け）も着用します。これらも正しく脱ぐことが大切です。

訪問の際に个人防护具を着脱する場所は、玄関など屋外と屋内の境界領域を利用します。

・換気と、環境整備や清拭消毒

現在使用している空調機器の換気能力・状態を確認し、必要な点検・整備を行います。不十分で

あれば窓開け換気を併用します。

テーブル、ドアや戸の取手、キーボードやマウス、電話機など、職員や利用者が良く触れる場所は定期的に清拭消毒します。消毒には適正な濃度のアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを用います。テーブルやデスクの上は、清掃・消毒しやすいように普段から整理整頓することも大切です。

⑤送迎の際や過ごし方の工夫・対策と課題

通所系の事業所を中心に介護事業所では日常的に多くの利用者を車で送迎しています。1台の車で1人の利用者を送迎するときは、互いにマスクを着用し換気を行いながら行き、利用者がマスクをすぐに外してしまう方の場合は事業所内での業務中と同様に職員はゴーグルなどで目の保護を行えば感染暴露リスクを低減できます。しかし、1台の車で複数の利用者を送迎する場合は、座席位置での間隔の確保やマスクの常時着用ができれば利用者間での感染暴露リスクを低減するのは困難です。この場合、前述のように感染暴露リスク低減ができなかった利用者名は記憶または記録しておくことが必要になります。

介護事業所での生活で感染リスクの高い場面の一つが食事中です。すでに多くの事業所では座席配置の工夫やアクリル板等の設置など対策が進められています。しかし、利用者数とスペースの関係で不十分な対応に留まっているところでは、陽性者が出れば濃厚接触者が発生してしまいます。地域の介護需要・経営や職員体制、事業所スペースを考えながら難しい判断とぎりぎりの対応をしているのが実状です。食事介助の際は、職員はゴーグルなどを着用し、可能な限り真正面からの介助を避け、1人で複数の利用者の介助を行う際には、個々の利用者ごとに職員は手指衛生をしています。

本来、みんなで声を出して歌ったり、触れ合いながら体操やレクリエーションを行うことは介護の現場では大切な取り組みです。しかし、感染対策上はマスク着用が不完全な状態で歌ったり、身体接触を伴う行為は避けなければなりません。安全に楽しく過ごすにはどうしたらよいか、各現場で知恵を出し合い様々な工夫が行われています。

⑥訪問の場面で

訪問を必要とする利用者には、自分では体調の変化についてうまく伝えられない方や、換気や環境整備が自分でできない方もいるので配慮が必要です。利用者さん本人は他者との接触機会が少ない方でも、同居家族が仕事で頻繁に感染流行地域を訪れている場合もあり、そういった情報の把握も求められます。

⑦利用者に発熱やかぜ症状などがあるときの対応と課題

高齢者では慢性尿路感染のちょっとした増悪で微熱が出たり、体温調節能が低下し“こもり熱”として微熱が出ることもよくあります。以前ならば、水分を多めに摂取したり、着るものや掛物の調整で経過を見ていたことも多かったと思いますが、covid-19流行下では鑑別のために、少ないケースで発熱外来等を受診して医師の判断を仰ぎ必要な場合は検査を受けるといった対応が求められます。介護現場としては、地域の流行状況を的確に把握するとともに、いつもと同じような症状なのか、軽い気道炎症など今までと少し違った様子が見られるか、今まで以上に注意深く観察したうえで、受診につなぐかどうか判断しなければなりません。

ひとくちに受診といっても、発熱やかぜ症状などがあって介護を要する方を受診させるのは容易ではありません。多分違うと思っても扱いはcovid-19疑い患者となるわけですから、誰がどのように搬送するのか、検査結果が出るまでの待機や滞在・療養場所はどうするのか、陰性でも健康観察を指示された場合、健康観察期間中の療養場所や介護をどうするのか、多くの対応が矢継ぎ早に求められます。流行蔓延地域などでは、「入居者が発熱→受診・PCR検査して居室に戻り翌日陽性判明→入院受け入れ先決定まで施設待機指示」といったケースが経験されています（陽性者のケアについては後述）。実際にこういったことは起こっていないところでも、このような場合どう対応するのかシミュレーション（机上訓練）しておくことが大切です。

⑧職場での職員間の感染を防ぐ

介護現場で対策を行っていたにもかかわらず、職員間で感染が広がってしまったケースでは、職員休憩室やロッカールームなどでの感染対策が不十分だったことが指摘されています。場面の切り替わりで気のゆるみも起きかねず、利用者が過ごす場所以外でも感染対策が不十分な場面がないか、十分な検討と対策が必要です。

⑨不可欠な定期検査

入所系の施設では行動範囲の限られた利用者が最初の陽性者になることは稀と考えられますが、若い職員も多く、無症状陽性者の職員が知らぬ間に施設内にウイルスを持ち込むことは排除しきれません。また、医療機関では治療や感染対策を優先しやむなく身体拘束等を行えば実施可能な感染対策でも、介護の現場では利用者のマスク着用ひとつとっても徹底は困難な場面が少なくなく、そういったところでは利用者－利用者間の濃厚接触は避けられません。これらは高齢者施設でのクラスター発生の大きな要因にもなっていますが、現場の努力だけでは解決できません。先にも述べたように高齢者施設等でのクラスター発生は地域の医療体制逼迫に直結します。各地の自治体で、まだまだ限定的や条件付きのところが多いものの、高齢者施設に対する新型コロナウイルス検査が行われるようになってきましたが、地域の医療体制を守るためにも、高齢者施設等で働く職員と利用者の定期的・頻回の検査は不可欠です。民医連では各自自治体への要請行動など働きかけを強めています。

2) 面会の工夫と課題

感染対策上不可欠な面会制限は、利用者の状態に大きな影響を及ぼしています。各施設では、リモート面会や、十分な換気やアクリル板設置するなど感染対策を十分行ったうえで面会室での短時間の面会を行うなど、工夫を凝らしています。しかし、本来入所施設での家族面会というのは、様々な事情で一緒に暮らすことが困難な利用者と家族が、時間を見つけて家族としてのふれあい・団らんのときをゆっくりと施設内で過ごす時間で

す。リモートや時間と場所が制限された面会で代替できることではありません。1日も早い covid-19 の収束が待たれます。

3) 同居家族が陽性で利用者本人が濃厚接触者となった場合の対応

このようなケースでは14日間の健康観察が求められますが、介護を要する濃厚接触者の健康観察期間中の実際の生活をどうするのか、とくに陽性者になった方が主たる介護者だったケースなどでは、健康観察といっても容易ではありません。急ぎケアプラン変更が必要なのはもちろん、発症するかもしれないという前提で健康観察期間が設定されているわけですから、通常以上の感染対策が必要で、どの事業所がどう対応するのか、依頼した事業所が対応可能なのか、簡単には決まりませんが、生活がかかっているので介護は待たないです。疑似症受け入れ病院がレスパイト入院を受けてくれたとしても、認知症のある高齢者では疑似症病棟での個室入院生活が続けられない方も少なくなく、多くの場合生活の場である介護現場での対応が必要になります。

4) 事業所間などでの情報共有上の課題

陽性者の個人情報保護は保護されなければなりません。陽性者発生の情報が、陽性者の同居の祖母が利用する介護事業所に伝わるのが遅れ対応が後手に回った、というようなことが頻繁に発生しています。対応が遅れることで、家族内感染が契機となって介護事業所クラスターに進展してしまったケースも見られます。当該利用者が検査で陰性だったとしても濃厚接触者に該当するので、前述のように健康観察期間中の介護については急ぎ対応を検討・具体化しなければなりません。最初の陽性者を診断した医療機関、保健所、家族、ケアマネジャー、介護事業所間などで適正に速やかに情報共有するにはどうしたらよいか、多くの地域でケースごとに手探りで対応している状態が続いています。

5) 医療体制の逼迫・崩壊による 深刻な影響

当初、厚労省は高齢者が covid-19陽性となった場合は原則入院と言っていました。しかし、第3波・第4波による医療体制の逼迫・崩壊で、そのようにはとても対応できない状況が現実のものとなってしまいました。高齢者施設や在宅に多くの陽性高齢者が留め置かれました。入所者101人が感染するという大規模クラスターとなった神戸市のある老人保健施設では31人の方がお亡くなりになりましたが、うち28人は入院することなく施設で亡くなってしまいました。

そもそも高齢者施設は、covid-19のような感染症患者が療養する施設として、建物も人員配置も想定されていません。そのような状況で各施設は、ある日突然、陽性者の対応を求められるのです。医療機関から専門スタッフの協力を得たとしても、対応上の助言や職員教育などで援助が受けられるものの、日々の現実現場のスタッフで乗り越えていかなければなりません。通常、陽性者受け入れ病院でも、受け入れ病棟を拡大して新たな看護スタッフが任務に就くときには、準備期間を設け教育を行ってから現場に入りますが、医療従事者に比べ医学教育を受ける機会の少なかった介護スタッフが即席の教育で現場に入らなければならないのです。高齢者施設でのゾーンニングやコーホーティング(区域分離)も容易ではありません。もともと余裕のない人員配置で、職員にも陽性者や濃厚接触者が出るとさらに少ない人員で、レッドゾーン対応(ゾーンの出入りに応じて防護具を着脱)に加えてイエローゾーン対応(個々の患者ごとに防護服を着脱)まで必要なこともあり、想像を絶する困難な対応が求められます。法人内での支援や地域の事業者間での支援があったとしても十分な体制確保は難しいのが実状です。このように医療体制が逼迫・崩壊し陽性者が高齢者施設に留め置きになると、陽性高齢者に入院ならできるはずの医療が提供できないばかりか、医療現場に加え介護現場のスタッフにとっても極めて厳しい状況になるのです。

在宅でも深刻な事態が起きています。入院先が見つからず陽性高齢者が在宅療養となり、当初は

無症状ないし軽症でも、とくに変異株では急速に病態悪化することが数多く経験されており、高熱で息も苦しようになった親を何とか入院させてもらおうと保健所に電話しても「お宅の親より重症の方が入院できないでいます、入院先はありません」と言われたり、救急車を呼んでも受け入れ先が見つからず救急車の中で長時間待機している間にますます病状が悪化し、本来必要なタイミングで必要な医療を受けられずに命を落とすという深刻な事態が在宅療養の場で現実のものとなっています。在宅療養中の方に訪問診療で医療を届ける取り組みや、利用者や同居家族が新型コロナ陽性でも必要な介護を提供し続ける事業者の努力はありますが、十分な制度上の裏付けや体制確保には程遠いのが実状です。

施設でも在宅でも本来入院して必要な医療を提供すべき方が、多くの場合高齢や認知症、介護を要する状態であることを理由に、入院の優先順位が下げられ必要な医療の提供がないまま命を落とす、この現実、医療・介護の現場で本来必要な倫理的課題を置き去りにしたまま進行してしまいました。元来、介護度の重い高齢者等が在宅や施設から肺炎などで入院し抗菌剤治療や酸素投与でも状態が改善せず人工呼吸器の使用が考慮される場合などでは、医学的な見通しとともに元気だったころの本人の意思やご家族や関係者の思いをもとに、時間の猶予がなければ急ぎつつも慎重に必要なら繰り返し協議して治療方針に関する意思決定を行ってきました。第3波・第4波は、こうした意思決定支援などの倫理的取り組みや本来必要な倫理的プロセスをなぎ倒し、年齢などを理由に機械的に入院や治療の優先順位が下げられる事態を引き起こしてしまったのです。

6) 職員の日常生活上の感染対策 とストレスケア

深刻な第3波・第4波に襲われたところはもちろん、そこまでは地域の感染状況が悪化していない地域でも、介護事業所で働く職員は、普段の職場で今まで通りのケアに加えて、あるいは今まで通りのことがそうはいかない状況もある中で、あらゆる場面で感染対策を行いながら、出口が見え

ない長い取り組みを頑張ってきました。多くの職員が、プライベートでも、Go to Travel や Go to Eat と言われても旅行や外食を我慢し、エッセンシャルワーカーとしての誇りを支えに、模範的な日常を送るべく頑張ってきました。こういったことはすべての役職員の心の負担として重くのしかかっています。

ストレスケアを重視し、全日本民医連では「新型コロナウイルス感染症に関する職員のヘルスケア指針」や多数の学習動画などを発出し、各法人・事業所では職員を守るための様々な取り組みが行われています。

終わりに（1日も早い収束のために）

以上、コロナ禍での介護事業所の取り組みと課題について述べてきました。現場でどんなに努力しても、やはり新型コロナウイルスの一定の収束がないと、本来のケアを取り戻すことはできません。そのため、国を挙げて行うべきは、オリンピック・パラリンピックに前のめりになることなく、とことん人の流れを抑えるための強力な施策と安心して協力できる十分な補償、医療・介護施設等ハイリスクな場所はもちろん感染状況を的確に把握するための大規模で頻回の検査、奮闘する医療・介護現場への十分な補償・支援です。

（ひらた さとし、全日本民主医療機関連合会副会長、医師）

『人権を護る看護師になる！』

—コロナ禍の東葛看護学校の教育実践報告—

山田 かおる

2020年1月、新型コロナウイルス感染症が世界的に感染拡大し始めました。卒業式の縮小・中止がさげばれ始める中、「3年間頑張ってきた23期生の卒業式を、出来るだけ今まで通り行いたい。一緒に学んできた在校生も参加してもらいたい。見守ってこられた保護者には晴れの姿を見てもらいたい」という思いを教職員で意思統一しました。感染予防をしながら最大の規模で行う卒業式に向けて、内外の打ち合わせをして取り組みました。参列者への感染予防対策の徹底、参加者数の決定、定期換気の計画、そして主役である23期生の『決意表明・3年間の映像上映・合唱』の45分間は最大の時間を保障しました。3月「人権を護る看護師になる」と、力強く決意表明して23期生37名は卒業していきました。23期生と担任にあふれた涙には、苦勞を乗り越えた喜びが溢れていました。3月18日在校生は2019年度予定していたすべてのカリキュラムを行い、春季休みを迎えました。

1. 臨時休校期間の取り組み

(1) 双方向の対話をしたい—オンライン授業を立ち上げるまで—4～5月

新型コロナウイルス感染症の全世界的拡大のなか、日本の感染症対策と文科省・厚労省からの通達、千葉県や東葛地域の現状から、何度も議論をして手探りのなか東葛看護学校の方針を決定していきました。春休みから4月1ヶ月間を臨時休校。始業はゴールデンウィーク明けと決定しましたが、4月16日全国に緊急事態宣言の拡大を受け、5月末までの臨時休校延期を決定しました。休校中も学びを止めないために、学年ごとに学習課題を検討して郵送で発送しました。1年生は入学式も迎えられないなか、看護学生として感染症を学ぶための学習資料の提示と、今の思いや考えを言葉にして表現する課題を提示しました。2年生は

「生命150億年の旅」を読みまとめる。さらにグループ毎に学習課題を提示して生命活動(※参照)を開始しました。3年生は国家試験学習の取り組みを始めました。学習テーマを決定し、資料の準備・印刷、郵送の袋詰めをして郵送する日々が続きました。しばらくの間、学校と学生をつなぐものは郵便でした。コロナ禍で郵送物も通常通りには配達されないこともしばしばです。学生へのお知らせはPCでのメールメイト(学校向けメール配信システム)で行ってきましたが、一斉に多くの情報を正確に伝えるために、ホームページに「学生専用」ページを立ち上げて使用を始めました。

一方、千葉県も緊急事態宣言下で外出を制限されるなかで政府より一斉休校が示され、学生たちは元気でやっているのか、どんな思いでいるのかと、思いを馳せていました。今まで賑やかだった学校が、学生のいない空虚な建物に一変してしまいました。郵送やホームページからの配信という

※生命活動とは

本校が開校時から大切にしている4つの学びの一つで、2年生の4月～5月に取り組む教科目。生命の誕生を150億年前から紐を解き、人間に進化していく過程を学ぶことで、生命の尊厳と対等平等について学ぶ。また人間は自然のなかで生きていることを社会環境と食の観点から学ぶために、田んぼ・稲刈りの体験学習も行っている。さらに身体を細胞レベルから学び、人間の恒常性や回復力など健康に生きる力を学ぶ。8つのグループ(人間誕生・呼吸器・循環器・脳神経・消化器・内分泌・免疫・骨筋)に分かれてグループ全員がわかるまで学び、患者さんの知りたい・学びたい要求に説明できる力もつけるために、ゼミナールは、3学年全員で2日間かけて学びあっている。

一方向の発信ではなく、双方向の関係をつくりたい。不安を抱える学生を励ましたい。そのような思いから動画の作成を始めました。

3年生への国家試験解説動画は、全教員が問題の解説を行い、それをホームページにアップする教育活動を始めました。初めての取り組みで、お互いにどんな風に撮影をしているのか見ることでミニ研究授業となり、動画の準備を通して教材研究が広がり、教員同士が互いに学び合う場になりました。動画作成に取り組んだ外部講師からも、「初めての動画作成を通して90分授業内容を精選する取り組みになり、授業を見直すよい機会になった。無駄な言葉や重複があった」とのコメントが寄せられました。

さらに動画作成は授業に留まりませんでした。長期の休校で自粛を強いられている学生を応援するために、ハンドベル演奏の動画作成にも挑戦しました。教職員14名全員で取り組んだ「世界に一つだけの花」のハンドベルは、疲労している教職員にとって、心を寄せ合う癒しの時間にもなりました。また、入学が出来ていない1年生に向けて、教職員の自己紹介と校舎の案内動画も作成し、学生への励ましを送り続けました。学生から返送されてくる小さな付箋に「先生、動画ありがとうございました。思わず涙が出ました。早く学校に行って皆の顔を見たいです」と綴られています。

そして、いよいよオンデマンド式の動画授業の配信と同時に、ライブ式によるオンライン授業に向けて取り組み始めました。情報収集とオンライン授業への研究を行い、一から自力でオンライン授業の準備を整えていきました。全学生に学習環境のアンケート調査を行い、ほぼ学生全員がインターネットを活用した授業が可能と判断しました。準備が整わない数名の学生には、学校内での学習環境の保障をしました。

(2) 初めてのオンライン授業 5月

Zoomを活用したオンラインホームルーム（HR）に向けて準備を進めました。操作に慣れるた



「初めてのオンライン授業」

めの教職員同士の練習、必要機器の設定、HR内容と方法の検討や学生一人一人との接続テストを数日にわたって行い、環境設定を一緒に行いました。すべての準備を整え、いよいよ5月22日（金）ドキドキのオンラインHRを行いました。2・3年生は2か月ぶりに画面越しで仲間に出逢えたことに、喜びが溢れていました。どんな思い、状況で休校期間を過ごしてきたのか、クラス全員がオンラインを使用して話し交流しました。一方1年生は初めてのHRが画面越しになり、表情は硬く緊張が伝わってきました。しかし自己紹介が進んでクラス全員と顔を合わせることが終わるころには、少し緊張もほぐれ安堵していることが伝わってくる学生もいました。その後、オンラインでのグループワークと授業に取り組みました。またインターネット教材「ナーシングチャンネル」の無料視聴トライアルも活用しました。1年生へ「生理学」の授業をZoomによるライブ授業で行いました。

2年生は、生命活動のグループワークをオンラインで行ってみました。「数カ月誰とも話していなかったの、どんな風に話したらよいか忘れてしまった」と話す学生もいました。初めてのオンライングループワークは、ミュートを外して話すタイミングがつかめなかったり、相手に気持ちが伝わりづらかったり、ギクシャクする場面もありました。3年生は在宅看護論・老年看護総論・基礎看護技術の授業をライブ授業で行いました。パワーポイントを画面共有することにも、初めて挑戦しました。学生から、画面共有は教室で見るよりも画面が見やすいという声がある一方で、教員は学生の様子が分からず一方的に話す授業になり、やりにくさを感じました。しかし学生たちは、オンラインでも、「仲間と会えて話ができてうれしかった」「学びを仲間と共に行えてよかった」「授業が始まってよかった」、そして「学校へ行きたい」と多くの声が寄せられました。教職員にとってはシステムの立ち上げや機器使用の慣れない授業で、学びの内容の選定から教授方法に至るまで、授業のつくり直しが必要でした。対面授業のような効果的な授業をどう作り上げるか、手探りでの授業が続きました。しかし数ヶ月間自宅での自粛生活を行ってきた学生たちは、オンラインで仲間や教員と繋がれたことは、郵送や動画配信にはない双方向の関係となり、「仲間と繋がる」場としてとても喜んでいました。オンラインを活用して自宅で学習できること、感染のリスクを下げることで安心に繋がったと思いますが、一方インターネット環境が全学生に同様に揃わないという大きな課題と、自宅では学習に集中できない（家庭環境等により）という現状も明らかになりました。

2. 学校が始まった！ 一学生の委員会による感染予防対策の取り組み一

6月1日には全校と教職員による『入学と始業の集い』を行いました。今年度初めて全学年が集い、新入生の26期生を迎える手作り入学式を行う



「密を避けて2人掛け」

ことが出来ました。感染対策として「3密」を避けるために、座席の距離を1.8mとり換気を行い、時間を短縮した今年度初めての学校行事となりました。26期生は緊張しながらも堂々と本校の学生として集いに参加し、在校生から暖かく迎えられました。また教職員からのサプライズ、ハンドベル演奏は学生たちから笑顔や笑いが溢れる時間になりました。感染対策を行いながら、学びのスタートを全校で行えたことは、東葛看護学校の一員であるという自覚の芽生えとともに、学生教職員がともに歩む本校らしい取り組みとなりました。

3年生は臨地実習を控えて、他学年との接触を極力さけるために講堂を教室にして、1・2年生は、教室の机の距離を1mとって配置しました。朝、夕方の通学・通勤ラッシュをさける時差登校に取り組みました。さらに、4月から始めた健康観察表を登校時に持参して、教員が検温と問診を行い、健康上の問題がない学生のみが授業に参加できるようにすることにしました。発熱時は校医と相談しながら対応を決め、東葛看護学校のガイドラインを作成しました。朝、学生から体調相談の電話が入ることが増え、登校の判断を徹底して行いました。臨地実習では、実習場の責任者と感染予防対策の規定をつくり進めていきました。実習時は教員が毎日実習場にいき、健康観察をして

実習可能かどうか判断して実習を開始しました。1日4回検温を行い健康観察表に記載して提出、個人用感染防御具のゴーグル着用、必要時ビニールエプロン・不織布マスクを着用し、手洗いと消毒を徹底しました。常に校医と相談しながら、発熱者は受診を義務付け、PCR検査対象かどうか確認して進め、1年間学内でのコロナ感染を1名も出さずに、予定した全ての実習を実施することが出来ました。

3. 学生とともに取り組んだ感染予防対策

感染予防対策の取り組みは、学生の厚生保健委員会と学校感染予防対策教員（3名体制）が、感染症対策づくり・備品準備・環境整備を学生と行ってきました。そして、換気と間隔を開けた教室の整備、1方向で食べる食事会場の準備、廊下・トイレ等で密にならない動線づくり、昼食と夕方の清掃と消毒方法を確立していきました。始業後は毎日厚生保健委員会を開催し（厚生保健・4役・自治会による合同会議も含め）、夕方には教職員



「朝の問診」

による振りかえりを連日行い、1ヶ月かけて感染予防対策を修正しながら、学生の厚生保健委員会とともに作り上げていきました。3年生を中心として本校らしい組織的な活動を、学生を主役に行ってきました。活動を通して3年生の自覚と責任が育まれ大きく成長し、それを1・2年生が学ぶ機会にもなっていました。6月半ばごろからは、学生の厚生保健委員会の成長の場になるように、会議では毎回学習会を位置づけ、学び考え実践する委員会を創っていきました。6月末からは非接触型の体温計を使用しながら、学生だけで行う検温観察をつくり実施してきました。学校が管理する感染予防対策ではなく、自らが主体者になって行った感染対策が、対面授業と実習を可能にして、クラスターを生まなかった背景ではないかと思っています。

4. 看護学生の経済的基盤をつくる活動

コロナ禍でアルバイトが大幅に制限され、さらに保護者の経済状況の変化のなかで、学びを保障する基盤となる経済的支援を、事務を中心に学校全体で取り組んでいきました。学生自治会とともに実態把握のためのアンケート調査も行い、今までの状態からさらに4割の学生が経済的に困難を抱えたことが明らかになりました。

「文科省学生支援緊急給付金」では、アルバイトの減収・中止などで経済的に困難な学生への給付金制度で、学校に配分された予算枠すべてに申請を行いました。困難を抱えている学生1人1人の面談を行い一緒に申請書をつくり、学校をあげて申請への支援を行いました。1年間4回の申請で、申請者60名が全員受給することが出来、その総額は680万円でした。さらに、「流山市学生応援給付金」は全国に先駆けて流山市が取り組んだ制度で、年間授業料1/2を保障するもので、前期1名・後期2名が受理されました。また、5年かけて取り組んでいた流山市給付型奨学金制度は創設当初は20名の枠でしたが、申請者24名全員が受

理されて給付が始まりました。申請枠いっぱいを受理された後、ある学生から「自分も申請をしたい」と要望が寄せられたため、何度も流山市に要請を続けたことで、9名の追加申請が認められ、受理されるという画期的な取り組みになりました。諦めずに訴え続け、私たち教職員が学んだ経験になりました。さらに、2021年1月には、学生の現状を動画にして、全日本民医連と共に厚生労働省・文科省との懇談で訴えました。その後3社からのテレビ取材を受け、学生自らのコロナ禍での現状・苦しさ・思いそして看護師になる決意を社会に発信しました。

陳情活動・署名活動が制度の制定につながり、さらに対象者を拡大する画期的な取り組みとなり、「行動すれば社会は変わる・変えられる」を体験的に学び、社会変革を推し進めた学生、そして学校の大きな財産になる取り組みでした。さらに、学生にとっては『明日・人間・社会』への信頼につながる学びであったと考えます。

5. テレビ取材で訴える —それでも看護師をあきらめない—

厚生労働省での懇談と記者会見を行ったあと、数社のテレビ局と新聞社から取材の依頼がありました。学生自治会は、「大丈夫です。やります。」と二つ返事で、リモートでの取材を受けました。臨地実習が予定どおりに行えていないので、きちんと働けるのか不安であること、実習2週間前からアルバイトが禁止される（厚生労働省から各学校への通達）のために、経済的にとても苦しいことを自分の言葉ではっきりと伝えました。奨学金が入金される直前の銀行口座残高が200円台になっている実態も、明細書を見せて訴えました。

しかし看護師になりたい気持ちはさらに強くなっていること、現場で患者さんの命を護る看護師になりたいと思っていることを、力強く話しました。顔と名前を出して訴えた学生たち。

諦めずに訴えれば社会は変えられることを学んだ、学生の姿がここにありました。

6. コロナ禍で学んだ臨地実習から卒論へ —人権を護るために闘う覚悟が出来た—

臨時休校と感染拡大のなかで、年度予定は大幅に変更をしましたが、本校の設立法人である東京勤労者医療会、そして共同事業である船橋二和病院で、予定した実習を実施することが出来ました。

3年生の在宅看護論実習では、終末期にある患者さんの限られた時間を人間らしく豊かに生きる応援を臨床と協同して行った実践、そして利用者さんの最期まで力強く生きる力に励まされる実践も多く、本物の学びが出来た実習となりました。臨地実習は看護そのものを学ぶことであり、この時期に臨地実習を保障し、学生に期待して頂けたのは、開校以来臨床と歩んできた信頼関係があったからだと思います。このような時期だからこそ、学生の健康管理を学校は責任を持って行い、実習指導体制をつくり、病院へ過剰な負荷をかけない臨地実習指導をつくっていきました。しかし3年生最後の総合実習では、予定していた病院でコロナ陽性者が出てしまい、臨地実習の受け入れが不可になりました。討議を重ね、「患者さんの事実から出発し、事実学ぶ」ために、模擬事例・模擬患者・シミュレーターではない学内実習することに決めました。3年生で受け持たせていただいた患者さんのカルテを丁寧に読み直し、学生が書いていた実践記録を読み直し、実践の検証を行う「学内実習」をつくり上げていきました。実践してきた看護が本当に患者さんの人権を保障する看護技術であったのかと検証した「看護技術ゼミ」、病態の捉えなおし、退院後の自宅・施設訪問、ケースワーカーや医療事務からの講義を通して、生活と労働の場面から患者さんを捉えなおし、3年間の学びの総仕上げとして卒業研究に取り組みました。2人の学生は卒論の考察を以下のように記しました。

学生①：実習最終日にB氏が私に言った「正しいことを正しいと言える看護師になってください」という言葉を、当時の私は「患者さんに正しい知識を伝えられる看護師になってください」というように解釈した。しかし、B氏からの学びや卒論

研究での学びを深めた現在、B氏が私に伝えようとしてくれたのは、正しい知識を伝える看護師にとどまらないと思った。卒論研究の中で、たくさんの方があふれる社会の中で疑問を持ち、正しい知識を身につけて、事実は何かを見抜いていくこと、その事実の背景には何があるのかを探求していくこと、そして意見に自信が持てるよう自分のぶれない考えを持ち、社会に向けて意見を発信できることが大切であると学んだ。このことがB氏のいう『正しいことを正しいと言える看護師』の真意であると考察した。…(中略)…日本国憲法でも生存権により『健康で文化的な最低限度の生活を営む権利』が定められているが、国民の権利として保障されているとは思えない。社会保障制度が充実している北欧では、国民の人生満足度が高いが、日本は世界の中でもかなり低く、順位でいうと世界で90位であった。このことから日本では国民1人1人が満足した生活を送れていないことが明らかになった。これまでの授業や今回の研究で、経済的に困窮していると1日1日を生きるのに必死になり、願いや希望をもてなくなる、社会に浸透してしまっている自己責任という認識により「助けてほしい」と声を出せない人がいることを学んだ。「日本の未来に希望を持ちたい」という言葉をB氏にいただいたときには受け止められなかった。B氏の言葉を丁寧に追いなおし、卒論研究で学びを深めた現在、B氏は1人の主権者として『未来への希望』を託してくれたのだと受け止めることができた。3年間の中で「平和」ということを何度も耳にした。入学した時は「戦争がないこと」が平和な社会であると思っていた。しかし、それだけでなく、だれもが人間らしく生きることができ、笑顔で幸せに暮らせる社会が平和な社会であると思う。B氏から託された希望である『誰もが人間らしく暮らせる社会をつくる』ために、仲間とともに基本的人権を護っていく看護師になりたい。

学生②：私は看護師を目指す前まで、ソーシャルワーカーとして、経済的問題を抱えていたり、障がいにより地域で生きにくさを感じている患者さんが、その人らしい生活を送れるようになるにはどうすればよいかということを追及し続け、病院

でデスクに座っている時間がほとんどないくらい患者さんと一緒に外に行き、生活保護の申請や物件探し、就労支援などを行ってきた。自分の中でその人らしさを大切にすることを知り、何よりも大切に、患者さんのために何が出来るかを考えていった。しかし生活保護基準で物件を紹介しなくてはならないことに、悔しさとやりきれなさを感じ患者さんと一緒に泣くこともあった。それでも、何もできない自分に腹が立った。この学校に入り、Eさんをはじめ3年間を通して受け持たせて頂いた多くの患者さん、人間裁判を起こした朝日茂さん、ハンセン病患者の笹(雄二、筆者追記)さんから、命の重さ、人間が人間らしく生き抜くことの大切さと喜びを教えてもらい、それが人権なのだを知った。笹さんは「命の火を燃やせ 苦痛の火柱を創造れ」、朝日茂さんは「権利はたたかひの中にある」という言葉を残し、たたかうことで権利を手に入れることができると、命をかけて教えていただいた。私はどんな状況に立たされても患者さんの人権を護り、生きる権利の回復のためにたたかえる看護師になりたいと決意した。(おわりに)あの時おかしかったと思っても何もできなかった。今なら違う。横を見ると37人の自分と同じ人権感覚を持つ仲間がいる。私はたたかう覚悟が出来た。

「患者の人権擁護のために、仲間とともに闘う覚悟」を綴った力強い決意は、コロナ禍だからこそ命と健康を護る社会を自らが創っていくという覚悟を示していました。見事な卒業論文に感動し、学生たちの存在は「希望ある未来」であると確信しました。このような学生とともに学べたことに感謝したいと思います。この卒業論文ゼミナールは、コロナ禍で方法は変わっても、教育理念を貫いた2020年度の教育実践を体現したものになりました。

「困難な時には困難よりもっと大きくなってやるんだ」と卒業式で学生たちにエールを送った故三上満校長の言葉を思い出し、コロナ禍だから仕方ないと中止・縮小するのではなく、コロナ禍こそ大切にしてきた教育理念を貫くことで教育はさらに発展することを確信しました。

(やまだ かおる、東葛看護専門学校副校長)

コロナにまけない！食料×生活支援プロジェクト

(東京都豊島区南大塚)

～アンケートから考える「ひとり親家庭・母子家庭」に求められる支援～

西坂 昌美、山根 浩

昨年から続く新型コロナウイルス感染症は、貧困と格差を拡大し、特に非正規労働者や女性、ひとり親家庭、高学費のもとに置かれている学生、在留外国人等を困窮状態に追い込んでいる。こうした中、全国各地でフードバンク、食糧や生活支援活動が取り組まれている。東京都豊島区南大塚でも、東京民主医療機関連合会（東京民医連）や東京地方労働組合評議会、東京社保協が事務局団体となり、他の団体や個人の方々の協力を得て「コロナにまけない！食料×生活支援プロジェクト」をこれまで2回（2020年12月と2021年3月に）開催した。今年3月の取り組みでは事前申し込みと合わせて比較的詳細なアンケートを行い協力が得られた。このアンケート結果を手掛かりに、特にひとり親家庭・母子家庭に対する支援について考える。

1. 「コロナにまけない！食料×生活支援プロジェクト」この間の2回の開催と概要

① 1回目、2020年12月23日（午前10時～午後3時）
豊島区南大塚は池袋に近い場所にあり、ひとり親家庭、学生、外国人労働者・留学生が多い地域である。約6千枚のチラシを近隣に配布、専用のホームページも作成して宣伝を行った。学生寮も訪問し多くのところで好意的に受け止められた。また、行政や公的機関に、子ども食堂の運営団体等への情報提供を要請した。

【協力を要請した行政、公的機関】

豊島区子育て支援課（子ども食堂関係者および児童福祉関係団体への情報提供）、文京区社会福祉協議会（子ども食堂関係者への情報提供）、東京都産業労働局（コロナ対策にか

かわる就業支援策の紹介。関係局への情報提供）。東京ウイメンズプラザ（DV相談、女性の生活相談・支援の紹介。女性団体への情報提供）。

当日の来場者は254人でうち女性が7割。この日の取り組みは、12月26日のTBS報道特集で報道され、番組では来場者へのインタビューなど詳しく取り上げられた。

- ・大学3年生（20代）の女性、「生活費は大変。奨学金を借りながら学費を払いつつ、生活をしているので、ぎりぎりです。」
- ・大学4年生（23歳）の女性、「自分でなんとか頑張るなさい。頑張りが足りないという自己責任論みたいな風潮も感じる。自分で我慢しなきゃと思わせる、そういう空気みたいなものが大きい。」
- ・5歳の息子を1人で育てるシングルマザー、「お金が全くない。子どもにクリスマスのお祝いをしてあげられないので助かった。行政の支援よりはNPOの食料支援とかの方が、私たちのためになっている。行政は全く助けてくれない。」

② 2回目、2021年3月30日（午後3時～7時）
午後5時を過ぎると子どもを連れた仕事帰りの女性の来場が増え子どもたちの笑顔でにぎやかになった。この日、来場されたのは234人（事前申し込み201人のうち当日来場した148人と当日の方86人）。女性が9割で20歳未満の子どもを持つひとり親家庭が6割であった。第1回と同様に行政や公的機関に要請し女性や子育て支援を行っている団体を通じて支援活動の情報を届けてもらった。さらに、新たな工夫としてスマートフォンから事前申込を行えるようにした。お米などの食料

品の他に、4月からの入学や始業に備えノートや色鉛筆など文具等も準備した。女性ブースも設け、健康や生活、仕事、住宅、法律に関する相談を受けた。この日の様子は、4月28日テレビ朝日報道ステーションで報道された。

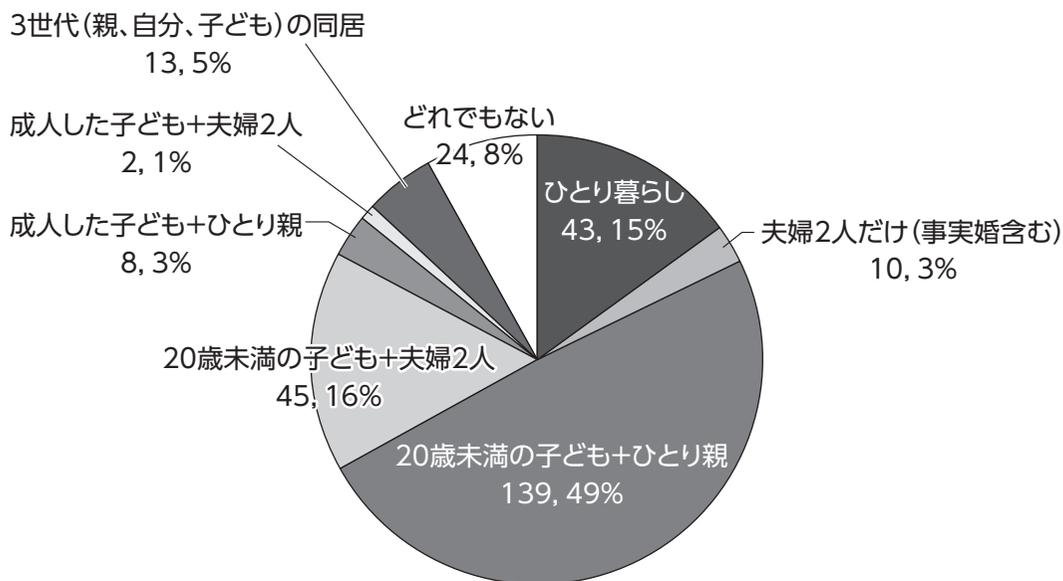
2. 2回目(3月30日)のアンケートから～ 「20歳未満の子どもを持つひとり親家庭」 が半数

2回目では、google フォームを利用した事前申し込みと合わせて行ったアンケートと当日の聞き取りによるアンケートで、未来場者も含め全体で284人の方から協力が得られた。このアンケートは12項目と「要望」など自由記載する内容であ

る。経済状態を尋ねる質問は、日本 HPH ネットワークの「医療・介護スタッフのための経済的支援ツール(2019年版)」を参考にした。来場された方のうち名前から推定して16人が外国人と思われる(アンケートの集約は外国人も含めたものである)。回答者の居住地は、豊島区と文京区を合わせて245人(86%)で会場の近隣がほとんどであった。

アンケートの回答者の家族構成では、半数の139人が「20歳未満の子どもを持つひとり親家庭」であった。以下、全体の回答者(284人)と、そのうち「20歳未満の子どもを持つひとり親家庭(139人)」の回答をみていく。以下の統計では、小数点以下を四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。

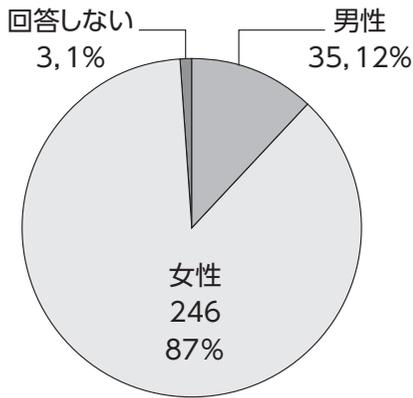
【家族構成】「20歳未満の子どもを持つひとり親家庭」が139人で半数



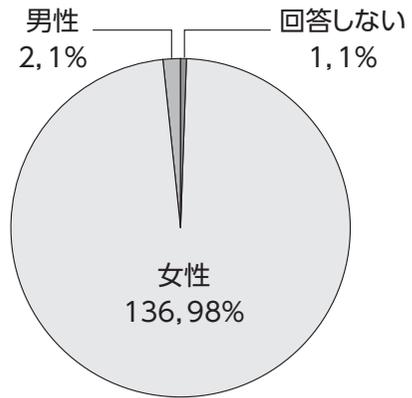
注) グラフ内の数字は (人数), (割合) 、以下も同じ

【性別】

全体 (n = 284)

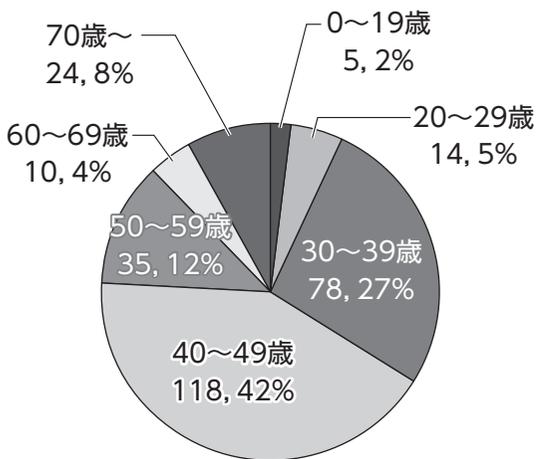


20歳未満の子どもを持つひとり親家庭 (n = 139)

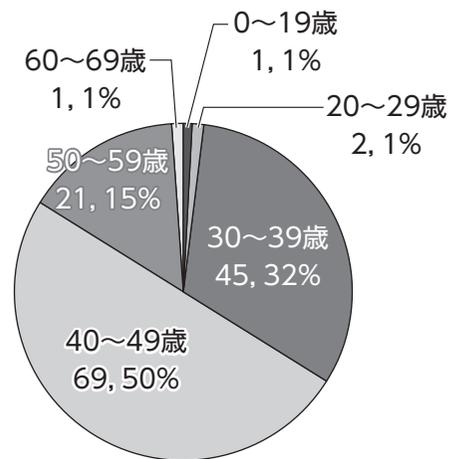


【年齢階層】

(全体 n = 284)

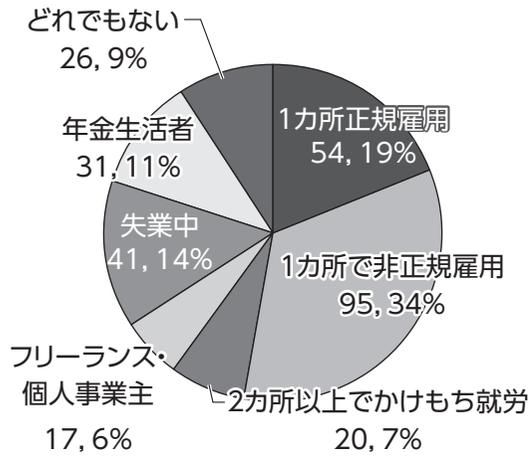


(20歳未満の子どもを持つひとり親家庭 n = 139)

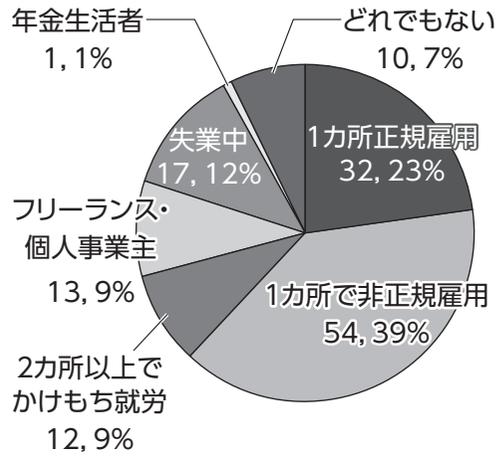


【回答者自身の働き方】

(全体 n = 284)

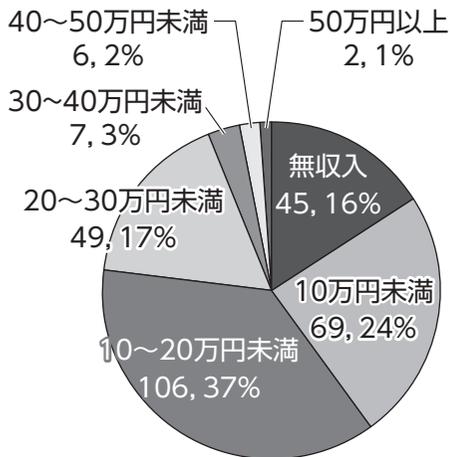


(20歳未満の子どもを持つひとり親家庭 n = 139)

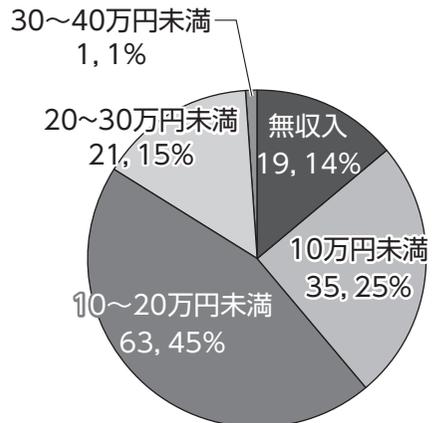


【現在の月収】

(全体 n = 284)

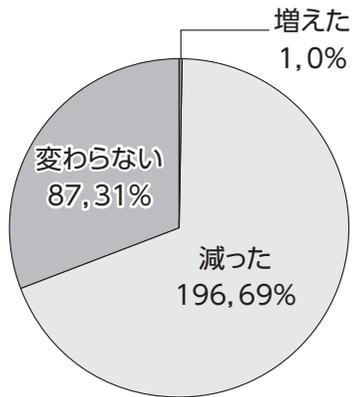


(20歳未満の子どもを持つひとり親家庭 n = 139)

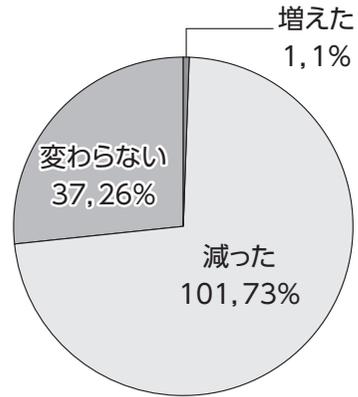


【この1年間での世帯収入の変化】

全体 (n = 284)

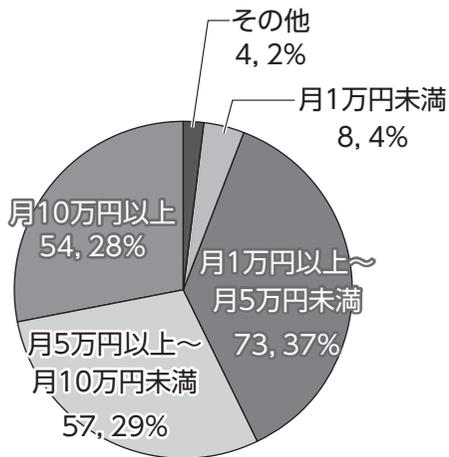


20歳未満の子どもを持つひとり親家庭 (n = 139)

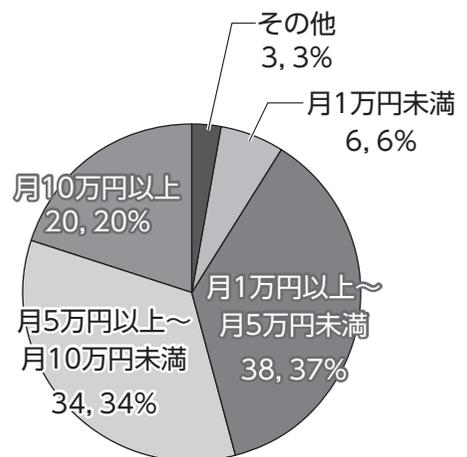


【「減った」方に、どの程度減ったか】

(全体 n = 196)



(20歳未満の子どもを持つひとり親家庭 n = 101)

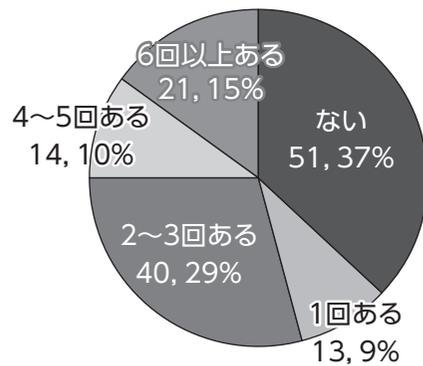
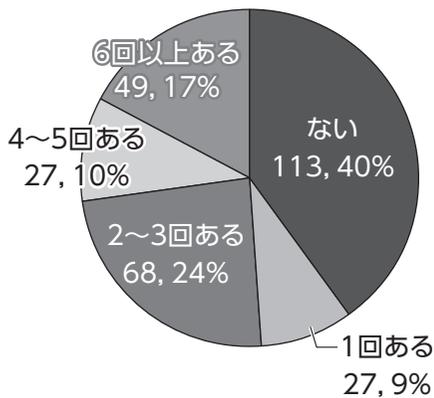


【家計の支払いに困った経験】

⑥この1年間で家計の支払いに困ったことはあるか。

(全体 n = 284)

(20歳未満の子どもを持つひとり親家庭 n = 139)



【医療費の支払いの不安を感じたことがあるか】

全体 (n = 284)

ある111人 (39%)、ない173人 (61%)

20歳未満の子どもを持つひとり親家庭 (n = 139)

ある51人 (37%)、ない88人 (63%)

【この1年間で、経済的理由で医療などの受診をあきらめたことがあるか】

全体 (n = 284)

ある95人 (33%)、ない189人 (67%)

20歳未満の子どもを持つひとり親家庭 (n = 139)

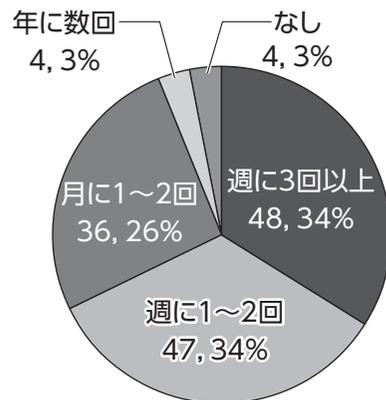
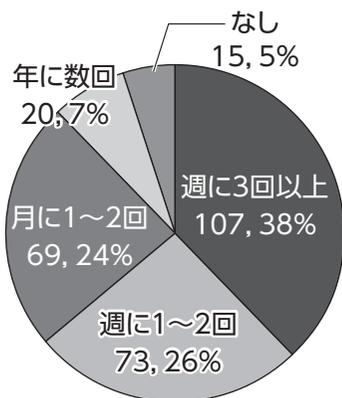
ある41人 (29%)、ない98人 (71%)

【社会的孤立】

⑨友人、知人、親戚と連絡する頻度

(全体 n = 284)

(20歳未満の子どもを持つひとり親家庭 n = 139)

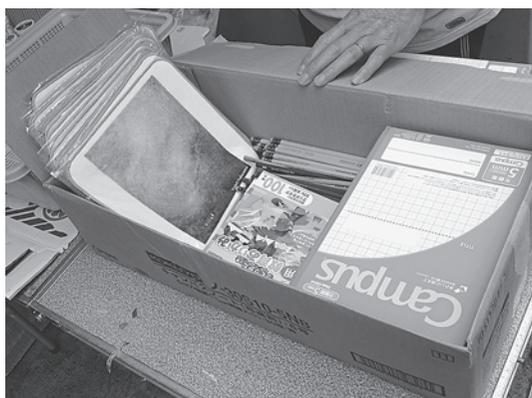


3. 2回目（3月30日）のアンケート記入欄の記述から

アンケートの記入欄に（聞き取りを含み）何らか記入していただいた方は、総回答数284のうち「行政への要望について」は151人（60%）、「支援プロジェクトに実施してもらいたい支援について」は147人（52%）、「相談したい内容について」は75人（26%）、エピソードは21人（7%）であった。スマートフォン等を利用したアンケートへの回答のしやすさを反映しているものと考えられる。記入された内容を以下に要約する。

【生活に必要な物】 食べ盛りの子がいるのでやはり食べ物には有難い。お米。洗剤液、シャンプー等生活用品。子どもの必需品等。生活家電。【生活への支援】 ○電気、ガス、電話、wi-fiなど生活に必要な光熱費等の補助。○母子家庭や貧困世帯に生活用品など区からの支援。【住居】 ○異性の子どもがいるのでシングルマザーでも部屋数の多い部屋を借りられるような支援が欲しい。○都営や区営住宅の申込を増やし入りやすくして欲しい。○家賃補助は家賃の50%にして欲しい。【仕事】 ○子どもたちが学校、幼稚園に行っている間にできる仕事で十分な収入が得られるような生活がしたい。○ブラックでない企業で働きたい。○働きざかり独身者の長期失業支援が何一つ無い。【子どもの保育、教育、就学】 ○保育園に通う子どもがいる。ひとり親の収入では習い事に通わせることができません。4月から年長児になるのですが

すでに学力や体力などに差が生じています。何かひとり親の収入でも通わせることのできる支援があれば子どもの未来も変わってくると思うので助けていただけると幸いです。○扶養手当受給資格をもたない母子家庭に現金支給を行って欲しい。ギリギリの生活で、保育費の支払いも厳しい。働かなければ生きられないが、働くための資金がない。○就学援助は進学時タイムラグがあり制服代など先に払わなければならない。なんとかしてほしい。○子どもの学費の支援。お金がないために夢が絶たれる事ほど悲しい事はない。所得など関係無く大学卒業までの学費の無償化。○都立高校の給食支援（お米現物や、お米券。卵券など食べる事への支援）。【医療】 ○医療機関は最低限の受診にしている。○歯科治療費が払えなくなった。○手術や入院費の負担を収入に応じて欲しい。○医療費の支援（少し具合が悪くても、かかる費用を考えると我慢することが多いため）。【まちづくり】 ○文京区内でのパントリーや日用品支援（近くでないと言障がいのある子どもを連れて取りに行けないため）。○気軽に相談できる場があるという情報をもっと発信してもらいたい。○昔で言う駄菓子屋さんのように子どもたちが買い物しやすいお店や環境作り。【行政手続きへの要望】 ○平日仕事を休むと収入に影響してしまう為、区役所の子育て支援課を月に半日でもいいので土日あけていただけたら助かる。○区役所の（子育て支援課）の手続きが土曜日だけでも毎週可能にしてほしい。



文具も配布



インタビューを受ける女性

4. 「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」との比較から母子世帯の現状と支援の課題を考える

2021年4月28日、内閣府男女共同参画局のコロナ下の女性への影響と課題に関する研究会は、「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書～誰一人取り残さないポストコロナの社会へ～（以下、「研究会報告書」）」を公表した。座長の白波瀬佐和子氏（東京大学大学院人文社会系研究科教授）は、記者会見で「コロナ禍だから対策をやらなければならないということではなく、これ以上格差を広げては次の世代が生き延びるすべがない。」と述べている（「朝日」4月30日）。

1) 研究会報告書の内容と今回のアンケートでの母子世帯の状態

今回のアンケートの「20歳未満の子どもを持つひとり親家庭139人」と「成人した子どもを持つひとり親家庭8人」を合わせた147人を「ひとり親世帯」とし、このうち親が女性の場合の143人を「母子世帯」とする。研究会報告書での母子世帯の記述との比較を以下に示した。研究会報告書と今回のアンケート回答者の母子家庭の状態はおおよそ一致している。

①ひとり親世帯のうち母子世帯の割合

研究会報告書には「ひとり親世帯が141.9万世帯あり、そのうち、母子世帯数は123.2万世帯、父子世帯数は18.7万世帯」とあり、母子世帯は87%の割合である。今回のアンケートのひとり親世帯147人のうち母子世帯は143人、97%であった。

②母子世帯の就業率と非正規労働者の割合

研究会報告書では、「母子世帯の母親の就業率（81.8%）は、一般世帯の女性の就業率（66.0%）と比べても高く、またその半数以上は非正規雇用労働者である。」と記述している。今回のアンケートの母子世帯143人のうち就業している方は113人（79%）である。

就業している方113人のうち、1か所で非正規55人、2か所以上でかけ持ち就労12人を合わせた非正規労働者は67人（59%）であった。なお、1か所で正規雇用は34人（30%）、フリーランス・個人事業主は12人（11%）であった。

③母子世帯の年収

研究会報告書には「平均年間就労収入は母子世帯200万円」とある。今回のアンケートの母子世帯143人の月の収入は「10万円～20万円以下」が65人（45%）で、これを中央値とみなし、12倍して年間の収入とすると120万円～240万円となる。なお、今回アンケートでは、厳密な収入や子どもの数、生活保護の利用については聞いてない。

比較のために、東京都豊島区で生活保護を利用する場合の保護費をみてみる。本人が20～40歳で子どもが小学生1人の母子世帯の場合、月21万4960円（生活扶助12万1970円、児童養育加算1万190円、母子加算1万8800円、住宅扶助6万4千円）で年257万9520円の保護費となる。アンケートに回答した母子世帯のうち、少なくとも、月の収入が20万円未満（無収入含む）と答えた120人（84%）は生活保護費以下での生活となっていると推定される。

④就労の困難さ

研究会報告書は、「完全失業率の推移を見ると、2020年7月から9月期のシングルマザーの失業率が大幅に増加しており、子どものいる有配偶者と比べて、シングルマザーの失業率が2020年9月に3ポイント高い結果であったことが判明した。また、子どものいる有配偶女性が非労働力化している一方で、シングルマザーは失業しているという相違が明らかになっている」と指摘している。今回のアンケートの母子世帯143人のうち失業中と答えた方は18人（13%）。一方、子どもいる有配偶者の世帯60人で見ると失業中と答えた方は10人（17%）であった。

2) アンケートでの母子世帯の「行政に対する要望」と、政府のひとり親世帯に対する支援策の課題

まず、今回のアンケートで母子世帯の方からの行政への要望を紹介する。これらの要望に共通していることは、「仕事、収入、住居、子育て・教育」など全般に渡っていることである。

・子どもだけでなく、大人も含め生活に困っている人は大勢います。支援等で食が確保出来ても身の回りに必要な資金はないのが現状です。も

っとスピーディーな金銭的支援策を取って欲しいです。大人1人でも大変。子どもがいる世帯は年齢がいくつであっても倍大変になります。仕事面でも再就職が難しい昨今、家を維持するのも難しいです。

- ・家で安全に仕事ができるようなスキルを身に付けたいと思っています。パソコンのスキルが全くないので、その為の勉強に、補助してもらえたら嬉しいです。子どもの支援でPCのリースなどを申し込みしたりしますが、届いた後の細かいアシストも心配です。パソコンの初歩的なことでも相談できる窓口があると嬉しいです。
- ・できれば、ひとり親や低収入の家庭の子ども達にも、交通費無料パスポートを交付してほしい。外出にお金がかかりすぎ、交通費を出すことができず、外出しにくいので。是非お願いしたいです。今は、医療費が子どもは無料なのでよいですか、無料期間が終わったらどうなるか心配です。大学卒業まで伸ばして欲しいです。
- ・子ども達が学校、幼稚園に行っている間にできる仕事で十分な収入が得られるような生活がしたいです。ひとり親でも、そうでない親と同様にまたはそれ以上に子どもとの時間がとれる様経済的支援が欲しいです。また、異性の子どもがいるので、シングルマザーでも部屋数の多い部屋を借りられるような支援が欲しいです。

一方、研究会報告書で例示されている「コロナ下の中でのひとり親世帯に対する政府の支援策」は縦割となっている（以下に示す）。しかも、住居の確保支援の対象は「自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親」に限定され、給付ではなく貸付制度となっている。研究会報告書でも「本研究会の構成員から、ひとり親について、ライフラインである家賃を支払うことができている人が一定数存在していること等の現状やひとり親家庭に対する支援の必要性が報告された。」と触れられているが、住む場所を失いかねない状態にもかかわらず住居確保に対する支援は脆弱である。

【ひとり親に対して、政府により、累次にわたり講じられてきた支援策】

- ・低所得のひとり親に対する臨時特別給付金の支給（3回）
- ・高等職業訓練に係る支援について短期間のIT分野等を含む民間資格取得を追加
- ・就労に取り組むひとり親世帯に対する住宅借り上げに必要な資金の貸付制度の創設
- ・ITの活用等ひとり親のワンストップ相談窓口の機能強化

ひとり親世帯・母子世帯の要望に応えるためには、個々の支援策を充実させつつ、一人ひとりに寄りそった総合的な支援が求められる。そのために申請主義からの脱却も必要である。また、今日的な要望としてwi-fiなどの通信手段に対する援助が求められる。さらに、各地域で行政が責任を持った支援団体との協力関係づくりも求められる。これらは支援活動等の取り組みを踏まえた運動により実現していく課題である。

おわりに

食料や生活支援等を行っている支援団体の役割は、①活動を通し困難な人とつながること。相談できるところが身近にあることを知ってもらうこと。②要望と実態を把握して、公的な支援につなげ社会的孤立を防ぐこと。③各地域で行政が責任を持った福祉の体系（医療や福祉、NPO、支援団体のネットワーク）をつくっていくこと等である。

支援の取り組み方の工夫として、いくつかの点があげられる。①情報から取り残されてしまう方がいることを意識して情報の届け方を工夫すること。ホームページ・SNSの活用によりスマートフォン等から情報にアクセスができるようにすることも有効である（事前申し込みの際に行うアンケートで要求をつかむことも可能となる）。一方、地域へのチラシ配布等の宣伝も引き続き必要である。②行政、公的機関等への協力により子ども食堂の運営団体等に支援活動の情報を届けてもらうこと。行政を経由した情報提供により情報の受け手の信頼度も高められる。③女性に配慮したブー

スや相談コーナーを設置し来場しやすくすること。
一人ひとりが個人として尊重される社会をめざして、今後も地域の団体や個人の方々と力を合わせて困難な方々とつながる取り組みをすすめていきたい。

謝辞

豊島区南大塚での「食料×生活支援プロジェクト」は、事務局団体の中でも東京地方労働組合評

議会が大きな役割を果たしている。また、本報告をまとめるにあたって、同評議会の阿久津光氏、鎌田建氏には、基礎となるデータの提供や貴重な助言をいただくことができた。この場をおかりして感謝を申し上げる。

(にしさか まさよし、東京民主医療機関連合会副事務局長、やまね ひろし、東京民主医療機関連合会社保・平和運動部長)

越谷市で市民が運営している介護者サロン 「ティータイム」の状況報告

大家 けい子

1. はじめに

2020年3月31日に全国初となる家族介護者等を支援する「埼玉県ケアラー支援条例」¹が施行されました。本条例制定に尽力し、現在「埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議」の委員を務める認定NPO法人さいたまNPOセンター（以下さいたまNPOセンター）の堀越栄子代表理事は「ケアラーに光をあて社会的に認知し支援する条例の制定は多くのケアラーやケアラー支援者とともに待ち望んだもので、今後の全国の取り組みに大きな勇気を与えてくれる」²と制定を歓迎しました。

さいたまNPOセンターは09年度以降、介護する人を支えたいと「介護者支援セミナー」を県内で開催してきており、今では受講者を中心に約40団体の「介護者サロン」を市民が運営しています。「ティータイム」はそのセミナー受講者で立ち上げた会です。

●「ティータイム」の運営

「ティータイム」のスタッフは現在5名です。運営費はスタッフの会費でまかなっています。

会場の「ほっと越谷」は、さいたまNPOセンター越谷事務所が越谷市男女共同参画支援センター登録団体要領に基づく登録団体になっているため、無料で借りることができています。スタッフは会場を借り、設営、司会をします。

ここは、介護をしている方たちが集まり、お互いに介護の不安や悩みを語り合う場です。そのことを担保するためにも常にスタッフの学習が必要だと考えています。また、多くの方たちにも情報を提供するために、さいたまNPOセンターが主

催する「スタッフ研修会」や、越谷しらこぼと基金、「ほっと越谷」の公募型事業、七夕フェスタなどに応募して助成を受け学習会を開いています。例えば文教大学の学生と協働した「福祉SOSゲーム」で地域の社会資源を調べたり、介護ライターの東田勉さんを講師に認知症の学習会、また、介護者のための健康講座、オムツの学習会などを行っています。

●運営してみて大切だと思ったこと

2年程前のチラシを握って参加された方がいましたし、また、「今は行けないけど行ける時になってみたい」という方もいます。それで毎月決った会場、曜日、時間に開催することが大切だと考えています。

また、介護者サロンに安心して参加していただくためにスタッフも参加者も守ることは次のことです。

そこで話されたことは口外しないこと、相手の意見は批判しないこと、お互いの意見は尊重するということです。

2. コロナ禍での「ティータイム」の動きと参加者の様子

「ティータイム」は公共施設を借りているので、2020年4月に緊急事態宣言が出された時は施設が利用できなくなり、4,5,6月は中止にしました。7月から施設が使用可能になったのでその後は感染防止に気を付けながら毎月開催しています。特に在宅で介護している方は感染するのが怖いとの声があり、参加者が少なくなっていますが、この

1 埼玉県のHP参照

2 出所：さいたまNPOセンターニュース「さんぽ」95号P.4

状況下で毎月8～9名が参加してくれています。初めて参加される方も1～2名います。その中でも要介護4の妻（80代）を3年間在宅で介護したが自身の体調を崩してやむなく施設に入所させた男性（70代）は、コロナ禍で面会に行けず苦しいと話してくれました。施設の配慮でガラス越しに面会できるようになったが、妻が自宅に帰りたいと泣き叫ぶのが辛い、施設に入所させた自分の判断は間違っていたのかと毎晩悩んでいる。市に相談に行ったり、いろいろな人に話してみただけでどうしたら良いか判断できない。「今の施設は良いところだけど、直接面会をさせてくれる特養はありませんか」、「特養から特養の移動は可能なのか?」と苦しい気持ちを話してくれました。

また、実父（90代）を特養に入所させている娘さん（50代）は、施設の計らいで10分ガラス越しに面会できたけれど、3か月振りに会う父は娘と姪の区別がつかなくなって寂しいと気持ちを話してくれました。

在宅の介護者の中には「自分が感染するのが怖い」とそれまで行っていた「デイサービスでの話し相手」などの様々なボランティア活動を中止して「ひとりで散歩をしたりお茶を飲んだりと家族以外の誰とも話すことがなくなって寂しい」とも話しています。

「ティータイム」に毎月参加してくれている方たちは「月に1回、行くところがあって良かった、お互いに介護中の方と話し合えるのが嬉しい」とも話してくれました。

参加者はこれまで利用している事業所（デイケア、デイサービス、ショートステイ）はコロナ禍で休止がなくて助かっていると話す方がいます。1日おきの入浴サービスも受けられているので助かっているとのこと、介護サービスは要介護者やその家族の日常生活にとって必要不可欠です。

越谷市でも老健や病院で集団感染が出ていますが、市の対応が良かったのか「ティータイム」に参加される方たちはあまり影響をうけていません。市のHPによると人口約35万人の越谷で21年5月31日現在の感染者は2188人です。私たち市民には毎日感染した人数、感染した方の年齢などは

伝えてはありますが、その他の感染状況や施設への支援などの情報はあまり良く分かりません。もしも通所施設で感染者が出た場合の対応等も知らせてほしいと思います。要介護者にとっては新しい施設に通うことが負担です。

3. 埼玉版「ケアラーのバトン」³ ～緊急引継ぎシート～について

認定NPO法人さいたまNPOセンターは、日本ケアラー連盟の協力を得て埼玉独自の「ケアラーのバトン」を作成し、また、生活クラブ埼玉の緊急支援の助成を受けて、県内の介護者サロン（23か所）などに「消毒用アルコール、不織布マスク、ケアラーのバトン、アンケート（ケアラーのバトンについて）」をセットにして配布しました。私たちは10セットを「ティータイム」に参加できた方と住所が分かる方の自宅に届けました。「久しぶりに会って話が出来てよかった」とお互いの無事を確かめ合うことができました。

介護者の一番の心配は「もし介護者である自分が感染したら、要介護者を誰に託すことができるか」ということです。そこで「ケアラーのバトン」に要介護者の状況等が記入できる用紙を作成した経緯があります。内容は35項目A3の二つ折りで介護者が記入しやすいように工夫されています。表紙に「私が介護できなくなったら〇〇さん（電話番号）にこのシートを渡してください」と大きく記されています。その内容は、1、介護をしているあなたのこと（6項目）、2、介護を引き継いでくれる人のこと（6項目）、3、介護を受けている人のこと（13項目）、4、介護するときに気をつけてほしいこと（6項目）、5、青年後見人・近所の人・住居など伝えたいこと（4項目）から構成されています。

この用紙を受け取った方たちは「実際にこのような状況になるとどうしたら良いか不安だったが、記入することで少し安心した」「これからのことを考える良いきっかけになった」と話してくれました。この「ケアラーのバトン」を多くの方に知って利用していただけたらと思っています。

3 「さんぽ」98号を参照。URL/www.sa-npo.org/

アンケートの結果は現在さいたま NPO センターでまとめています。

4. まとめ これからのこと

在宅の介護者たちは「ワクチンの接種が受けられたら要介護者と一緒に買い物に出かけたり、ゆっくりと散歩もしたい」、要介護者が施設に入所している人は「自宅に連れてきて一緒に食事をしたい、一緒に外出したい」とコロナの収束を望んでいます。

「ティータイム」の参加者は、介護保険制度の概要は分かっても個々人のニーズは当事者にならないと分からないことが多いと感じている方が多いです。私は制度を運用する側と利用する側の情報量が違いすぎると実感しています。

「ティータイム」を始めてから10年たち、スタッフの高齢化が進んでいます。私たちは、どうかこの介護者サロンが必要だと思う方に続けてほしいと考えています。次は私たちが参加者になる番です。介護について話す場が広がればよいなと思っています。

最後に「埼玉県ケアラー支援条例」が制定された時、草加の介護者の集い「オアシス」の村松治子さんは「ケアラー支援条例というドアを開けて、私たちは孤独な介護から出て行きます」と述べてくれました。

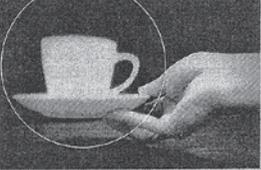
(おおや けいこ、「越谷介護者の会」副代表、認定NPO 法人さいたま NPO センター越谷事務所・担当)

介護者サロン ティータイム

**介護するあなたが
ほっとできる
スペースです。**

毎月第2木曜日に「ほっと越谷」で開いています。

**参加費:100円
(お茶菓子代)**



【開催日時】
毎月第2木曜日
13:30~15:30

6月 10日(木)
7月 8日(木)
8月 12日(木)
9月 9日(木)
10月 14日(木)
11月 11日(木)
12月 9日(木)

【開催場所】
さいたま市中央区北越谷
ほっと越谷
北越谷新栄口駅前ビル
1F(107号室)
(国谷市大沢3-6-1)
電話 048-970-7411

「毎日の介護で疲れてしまった」「つらい思いを、だれにもわかってもらえない」「介護している自分も体のぐあい
がよくない」「みんなはどんな思いで介護をしているの
だろう」—— 介護者サロン。は、介護をされている方たち
や介護を終えられた方が集い、介護の思いや悩みを、介
護者とおして話しあう場です。

主催：認定NPO法人さいたまNPOセンター越谷事務所
共催：越谷介護者の会/越谷介護保険サポーターズクラブ
電話 090-3590-9795 (おおや)

近隣で開催されている介護者サロンです。 2021年6月現在

地区	会の名称	連絡先	開催日時	参加費・会場他
三郷	介護者のついで	048-957-9600 (NPO法人ターナーズ・コレ ティブ青いそら)	毎月第4木曜日 10:00~11:30	参加費200円
草加	介護者の集い 「オアシス」	048-924-6607 介護者の集いオアシス	① 毎月第1火曜日 13:30~15:30 ② 毎月第3土曜 10:00~12:00 ③ 毎月第4火曜 10:30~12:00	参加費:100円または年間1,000 円を選択 会場 ①氷川小学校平成塾 ②草加市中央公民館 ③草加市湊崎小学校平成塾
	ほっとスペース らくだ	090-9245-2067 介護者支援の会 草加	毎月第3金曜日 13:00~15:00	参加費 100円 生活クラブ生協草加生活館3F
	ほっとスペース こもれび	090-9245-2067 介護者支援の会 草加	毎月第4木曜日 13:00~15:00	参加費 100円 草加市民活動センター第2交流室
越谷	介護者サロン	048-987-0951 越谷なごみの郷	毎月第3水曜日 13:30~15:30	参加費無料 越谷なごみの郷:川柳町3-60-1
	介護者サロン 「ティータイム」	090-3590-9795 越谷介護者の会	毎月第2木曜日 13:30~15:30	参加費 100円 北越谷 3-6-1 「ほっと越谷」
	介護者の会 朝顔	048-966-3411 越谷市社会福祉協議会地 域福祉課	毎月第2水曜日 13:30~15:30	参加費 無料 越谷市中央市民会館会議室
	「介護者サロン あいあい」	048-971-1077 越谷市地域包括支援セン ター大泉	毎月第3水曜日 13:30~15:00	参加費 無料 大竹 831-1 デイサービスあいあい
	オレンジカフェ とも	048-974-0619 (結月)	毎月第一水曜日 14:30~16:30	参加費 500円 新方地区センターなのはな 学習室
	オレンジカフェ 「つなぐ」	048-975-6341 (川合)	毎月第2水曜日 13:00~15:00	参加費100円 ウエルシア大原薬局サロン
松伏	たんぼぼ (在宅で介護する人が 集う会)	048-992-4783 たんぼぼ	毎月第2水曜日 11:00~13:00	参加費 100円 松伏ふれあいセンター「かがやき」
春日部	介護者サロン 「ほっ」	048-735-7668 介護者支援の会ほっ春日部	毎月第4水曜日 13:00~15:00	参加費 100円 「あしすと春日部」
宮代	介護者サロン みやしろ	0480-32-2025 介護者サロンみやしろ	毎月第3水曜日 13:30~15:30	参加費 100円(お茶代) 宮代町社協2階会議室



「ティータイム」のちらしの一例

コロナ禍の介護者家族の生活

～介護者の集い「オアシス」の場合～

村松 治子

2020年2月、WHOが認定したのは新型コロナウイルス感染症 COVID-19でした。

緊急事態宣言発令で、介護者の集い「オアシス」（以下「オアシス」）は開催できなくなりました。2021年3月に埼玉県ではケアラー支援条例が制定され、「ケアラー」という言葉が急速に広まりましたが、ここではこれまで馴染みのある「介護者」を使うことにします。

1. 介護者の集い「オアシス」のなりたち

「オアシス」は、2002年、(財)さいしん福祉財団の介護者リフレッシュバスツアーに参加した7人がファミリーレストランで食事をした時、来月もここで集まろうと呼びかけたのが始まりでした。その後、小学校の教室に会場を移し、現在は市内の3会場（公民館1と小学校教室2）で参加費100円の介護者の集いを開催しています。年間36回開催のうち16回が中止となり、この一年の参加者は126名でした。

参加者（40代～80代）は認知症の家族が多く、介護保険をすでに利用しています。何らかの問題を抱えて解決のヒントや情報を求めて来られます。専門職を交えない現介護者と経験者の集いなので、ピアカウンセリング的な雰囲気の集いといえるでしょう。

2. 介護者の多様化

最初、介護者は嫁と娘の立場の中高年者でしたが、後に赤ちゃんと2歳の幼児を連れたママ、元ヤングケアラー、男性独身者、働いている人と、19年の間に介護者の立場は変化してきました。常に参加されているのは高齢の介護者です。

介護者は自分と同じ立場の介護者と出会うと共

感度が増し、孤独な介護から抜けられます。そこで、同じ立場の介護者に対象を絞った集いを単発に開いてきました。「子育てしながら介護をしているダブルケアの集い」「若もの介護のおしゃべり会」「独身介護者の集い」また、家族介護の学びには「認知症と家族のあり方」「若年認知症とその家族」「介護する家族の心のケアとその支援」「在宅で受けられる医療」の講座や講演会を開催しました。

3. コロナ禍の「オアシス」の活動

緊急事態宣言で集いが中止になると、姉（90歳）の介護者から「もし感染した場合、誰がどうすればいいのでしょうか」の電話が来ました。感染したらどうするかという不安は介護者として当然です。

日本ケアラー連盟は介護者が緊急時に介護を誰かに引き継ぐことがスムーズに運ぶために、ケアを受ける人の情報を書き込む緊急引継ぎシートを作りました。「ケアラーのバトン」と名付けたシートを「オアシス」では5ページから3ページに簡単にアレンジして介護者に配りました。

コロナ禍の介護者を支援しようとNPOも動きました。「ケアラーのバトン」を入れて、さいたまNPOセンターは「緊急支援グッズ」として、また介護者サポートネットワークセンター・アラジンは「介護者つながりセット」として配りました。「オアシス」はこれらのグッズを介護者に届ける協力を金を使ってインスタントスープを入れたお便りとして介護者へ郵送しました。これらは介護者が孤立しないでつながりを保つメッセージとなりました。

4. 「オアシス」の中止、1ヶ月後(2020.4)の介護者の声

- Aさん「妻が行くデイサービスで、朝必ず体温を計るように言われているが、体温計がどこのドラッグストアにも売ってないので困った」と夫(80代)介護者。
- Bさん「特に変わらないけど、もし自分が感染したら誰が看るのか。滅多に家に来たことがない、外にいる兄が看るだろうか?」と息子(50代)介護者。
- Cさん「デイサービスの朝、毎回施設から体温は何度かと聞いてくる。行かない方がいいような職員さんの口ぶりに聞こえるので休んです」と妹(70代)介護者。
- Dさん「こうして電話もらってありがたい。母はデイサービスを嫌がって行かない。注意を聞かずマスクをしないでどこでも行ってしまうのが困る」と息子(60代)介護者。
- Eさん「入院中の母とずっと会わないと私とわからなくなるのではないかと。もし、死んじゃったら2月に行ったあの日が最後になるのかと思うと怒りを感じる」と娘(40代)(この日から40日後、入院したまま亡くなりました)。

5. 「オアシス」再開後の介護者が話す生活

(2020.6~2021.3 1/21~3/20を除く)

●は介護者が話したこと、★はオアシスで話合ったことです。

●Tさん(娘 40代)独身 実父介護(85歳 介護1)

父親は認知症。週4回デイサービス。便秘以外は体調良好。一番困るのは徘徊でこの4ヶ月に7回。警察に3回通報している。市のGPSの貸し出しサービスを受けている。2月、夜8時過ぎ、言い合いになって怒った後父親が家にいないことに気づいた。GPSをつけた靴を履いて出たので後を追う。前回警察へ通報して警察犬まで来て大騒ぎしたので、今回は1人で探す。GPSのセン

ターに連絡すると携帯でどのあたりにいるようだと連絡が来る。番地ではなく店や建物の名前で指示されるので、特に夜は見当がつかない。10時過ぎ発見。

★3月、Mさんの母親もデイサービスから帰宅後に出て行ってしまった。GPSを利用して1駅過ぎても追いつけなかった。このような時に応援できるように、看取りを終えた「オアシス」会員に今後協力してほしいと頼むと快く引き受けてくれた。

●Sさん(妻 70代 要支援2) 夫介護(78歳 介護2)

介護者自身が要支援2でペースメーカー、腰痛がある。介護ストレスからめまいや嫌な気分時々襲われる。夫は軽度認知症。昨年2月、早朝4時、どうしても散歩に行くという夫を止めると、夫に突き飛ばされて転倒し骨折した。1ヶ月入院となり夫は1ヶ月のショートステイ。夫は覚えてないのでショック。退院後も痛みが続く。夫は週3回デイサービス。リハビリパンツを拒否、必ず3枚下着をはくので洗濯が多く辛い。嫁いでいる娘には迷惑をかけたくない。私(Sさん)にヘルパーさんが来ているが、「要支援は自立するための援助です」といわれ、掃除、料理などヘルパーさんと一緒にするように促される。やっとな動いているのでそれが負担です。

★要支援のサービスは自立支援と重度化防止に取り組むように指導されているとはいえ、今のSさんの精神的負担感が増すようでは本来の自立支援と言えるのだろうか。ケアマネジメントもこれが限界なのだろうか。

●Kさん(嫁 60代) 義母介護(90歳、介護2)

昨年足を骨折したが回復し元気で歩ける。虫歯はなく堅いものもよく食べるが、ずっと歯ぎしりしている。リハビリパンツも自分で始末できる。デイサービスは2カ所通っているが、一つ目のデイサービスの入浴時のスタッフがコロナ陽性と判明した。両方のデイサービスから濃厚接触者として自宅待機させられた。そのため家で寝てばかりで動かない。すべてに時間がかかり身体機能が低下した。自宅待機が解かれデイサービスに行く準

備していた朝、大動脈解離で亡くなった。

★死因に直接関係無いかもしれないが、フレイルは進んだのではないだろうか。生活リハビリなどの指示は無かったようだ。

●Oさん(娘 60代) 耳の障がい者 実母介護(90歳 介護1)

耳が遠くなった母は手話も出来ないし文字も書こうとしない。口の動きもわからず、つい怒ってしまう。認知症で大切なのは家族の会話を増やすことがよいと書いてあるのを知ったが、耳の聞こえない私にはそれが出来ない。

★12月要約筆記者3名と一緒に参加されました。コロナ禍のため人数制限があり3人は同席できず、20分毎に交代してもらいました。草加市に認知症の人を訪問して話し相手をする「やすらぎ支援事業」があります。週2回2時間、傾聴訓練をした支援員が派遣されます。無料なので紹介しました。残念ながらこの制度を知らない人が多いです。

おわりに

「オアシス」が再開すると、介護者が話すことはコロナよりも介護の実情でした。介護者からはコロナ不安もあるけれど「それより介護の悩みで

す」と言われているように感じました。しかし、大変な介護の話ばかりではありません。その中で小さな幸せを感じている家族もいました。いつも一人で施設入所の夫に会いに行くDさんですが、息子さんがリモートワークになったお陰で一緒に行くようになったからです。ガラス窓越しの面会ですが、思いがけず親子で出かけられる楽しみを味わっています。

コロナ禍で介護者が感染したら、誰が介護を引き受けるのが不安の種でした。埼玉県は介護者がコロナで感染して入院した場合、要介護者の受け入れに障害児も含め7カ所の施設を設置(2020.10)しました。これは今の介護者の安心感になりました。

忘れてならないのが介護者自身のことです。若い介護者も油断できないのが変異株感染であるなら、誰もが介護者手帖のような自分自身のことを記録しておくことを勧めたいのです。出来たら人生会議も高齢者だけのことではなく、自身も考える時かもしれません。

コロナ禍で介護者の集いの開催がこれからも危ぶまれますが、「オアシス」は20年目に入っていきます。

(むらまつ はるこ、介護者の集い「オアシス」代表)

「65才の壁」を突き崩すまでたかいはつつく

～天海訴訟千葉地裁不当判決について～

八田 英之

はじめに

5月18日、千葉地裁は原告天海正克さんが、それまで受けていた障害者総合支援法に基づく居宅介護などの給付が、65才になると強制的に介護保険に切り替えさせられるのはおかしい、更に負担もゼロから1万5千円も負担させられることになったのはおかしいと、千葉市を被告として起こしたいわゆる「天海訴訟」で、天海さんの訴えを全面的に退ける不当判決を下した。私たちはただちに控訴する予定であるが、問題の所在を多くの方に知っていただくために、速報的なものであるが本稿をまとめた。なお、向後剛弁護士の判決骨子とコメントを添付する。

1 天海訴訟の経過

天海さん自身が述べているところを要約すれば、「私（天海さん）は、生後半年から脳性マヒの障害がありますが、20代から親もとを離れ、50歳過ぎまで自分の足で歩き、何の介護も受けていませんでした。2000年ごろから首や足のしびれが多くなり、手や足の力がだんだん弱くなり、立ち上がってもすぐ転ぶようになりました。2001年の秋、自宅の階段から転げ落ちたのをきっかけに実家に転居しました。2002年2月、医師の勧めで手術を受け、力もつき声も出せるようになりましたが、自分で歩けなくなり、電動車イスでの生活となりました。2002年11月頃から千葉市の自宅に戻り、千葉市社会福祉協議会のヘルパー派遣を受けるようになりました。2005年ごろには月・水・金は2時間半、火・木・土は2時間の居宅介護を利用していました。2006年4月から、障害者自立支援法により居宅介護の利用料が1割の応益負担になり、毎月2万円弱の利用料を払わなくてはならなくなりましたが、全国の障害者団体の団結と運

動で、2010年4月から低所得者の利用料が無料になりました。2014年6月末頃、市から介護保険の申請を要請されましたが断りました。介護保険を申請しない理由を文書で7月29日までに提出するよう依頼されたので、障害者福祉に貫かれている社会参加が介護保険にはないこと、障害者関係団体が団結し応益負担反対を訴え続け、非課税世帯の利用料は無料となったのに、介護保険になると1割負担が復活すること、介護保険は申請主義であり、申請しなければ障害者福祉を給付すべきであることなどを述べた理由書を7月29日に提出しました。翌日、その理由書は介護保険を申請しない理由とはならないとし、介護保険を申請するようとの通知書が29日付で市から送られて来ました。8月4日、障害者福祉の居宅介護の継続申請に対する棄却届（8月1日付）が市から届きました。結果、すべての介護を自費で受けざるを得ず、8月1ヶ月の利用料は13万8,900円となり、基礎年金・障害者手当・扶養年金などの収入を合わせても足りなくなりました。やむを得ず、介護保険を9月3日に申請し、要介護1と認定されました。今までと同じ月70時間・週14時間を確保するには介護保険のみではならず、金曜日の3時間だけは障害者福祉の居宅介護を実施することが出来るように千葉市に申請しました。しかし、65才になった翌月から障害者への支援をストップし、生活を困難にさせた千葉県の責任は大きいと考え、私は、障害者福祉の棄却に対する不服審査請求を10月1日千葉県に提出しました。県は、2015年5月末に、介護保険を請求しない理由が認められない、また、憲法・障害者権利条約・障害者基本法などに違反するという私の主張については、これらを審査する権限はないとして、千葉市の却下処分を認める裁決を下しました。」

こうした経過を経て、天海さんは2015年11月27日、千葉地裁に提訴した。「天海訴訟を支援する会」

（「支援する会」）が組織され、筆者が要請されて代表になった。

ちなみに、天海さんは、障害者の生活と権利を守る千葉県連絡協議会（障千連）の代表をしておられる。

裁判は、およそ2～3ヶ月に1度の公判というペースで進められ（2020年はコロナの影響で3回しか公判は開かれなかった）、途中で裁判官が変わったが、井上英夫金沢大学名誉教授の意見書の提出、千葉市の担当した職員の証人尋問、などを経て2020年12月15日に結審、当初2021年3月30日に予定された判決が5月に延期され、5月18日に言い渡された。この間、2019年11月14日被告千葉市は、厚労省に対して障害者総合支援法7条の解釈についての照会を行い、厚労省は翌日付で回答し、それが裁判所に証拠として提出された。この裁判が行政に対して大きな影響を与えると考えて

のことであろう。

「支援する会」は、県内の団体個人266で構成され、学習会の開催、2020年末には公正判決を要請する署名（団体1376、個人650）などに取り組んだ。

弁護団は、弁護士法人房総法律の向後剛、外山裕子、武井久光の三氏である。

2 浅田訴訟との対比

本件と類似する先行事案に、2013年から2018年にかけてたたかわれた岡山の「浅田訴訟」がある。浅田訴訟では原告浅田さんの勝訴となり、広島高裁岡山支部の判決が確定している。以下、争点についての裁判所の判断を筆者の理解するところで対比してみる。

天海訴訟

（1）総合支援法7条の解釈

障害者が65才になり、介護保険の利用が可能な場合、要介護認定の申請をすることが介護給付費の支給申請の適法要件であり、しないことに正当な理由がない限り、障害の介護給付費の支給申請を却下することが出来る。

（羈束処分）介護保険への利用に伴う新たな負担は、7条の「自立支援給付に相当するもの」に該当することを否定する要因となるとは解されない。7条の「受けることが出来るとき」とは、要介護認定を受けているときだけでなく、それが実体的に可能である場合を含む。そうでないと自立支援給付と介護保険の任意選択を許すことになり、公費の制度よりも社会保険を優先するという社会保補償の基本的考え方に背馳するとともに他の者との公平にも反する。多くの自治体の扱いは事実上の扱いである。

かりに裁量処分であるとしても裁量権の逸脱、濫用はない。

（2）憲法違反について

憲法25条を具体化することは、立法府の広

浅田訴訟（高裁判決）

障害者が65才到達後も自立支援給付の継続を希望し、介護保険の認定申請を行わなかった場合、法7条は自治体の裁量処分を定めたものと解されるから、一律に自立支援給付の不支給決定をするのではなく、要介護以前の障害によりどのようなサービスが必要なのか、介護保険の自己負担がどの程度負担なのかなどを考慮し、自立支援給付を選択することが相当である場合がある。

国と障害者自立法違憲訴訟団との間の合意文書で7条の廃止を検討する事を約束したこと。

障害者が介護保険申請をせずに自立支援給付の継続を求めた場合、その給付を打ち切る自治体は2014年8月の厚労省に実態調査によっても6.4%に過ぎず、多くが自立支援給付を認め、引き続き介護保険への移行を勧奨するにとどめていることなどから。

（論及なし）

い裁量にゆだねられており、障害者総合支援法7条を原告が主張する場合に適用することが憲法14条・25条から導かれる障害者の「応能負担により福祉を利用する権利」を侵害するという事はできない。

3 千葉地裁判決の問題点

問題点は、数多く上げられると考えられるが、重大であると気が付いた2点のみ指摘する。

第一に挙げなければならないのは、障害者総合支援法7条の解釈において、介護保険の認定申請を自立支援給付申請の適法要件、すなわち介護保険申請をせずに自立支援給付を申請した場合は、却下することを羈束処分であるとしたことである。すなわち、65才になった障害者は、介護保険の認定申請をしなければ、自立支援給付の申請は、経済的負担の急増などの様々な障害者の事情を考慮することなく、自動的に不適法として却下されるべきとされた。現在、圧倒的に多くの自治体で行われている、介護保険申請をしないで自立支援給付を申請した場合、一応それを認めて、引き続き介護保険への移行を勧奨しているのは、「事実上のとりあつかい」で不適法ということである。それなりに障害者の個々の事情を配慮している全国の自治体への影響が懸念されるし、浅田訴訟判決が裁量処分と解して障害者の実状に添った解決をめざした姿勢と大きく隔たっている。

第二に、障害者にも「介護保険を利用させなければ、公費負担の制度よりも社会保険を優先するという社会保障の基本的な考え方に背馳するとともに、他の者との公平にも反し、相当でない」としていることである。例えば医療保障は日本では保険主義であるが、イギリスではNHSという公費制度である。さらに日本も保険主義ではあっても、公費を投入していない制度は殆ど無い。社会保障を税で賄うか、税金と社会保険で行うかは、それぞれの国の立法政策上の問題に過ぎない。それをあえて、「社会保障の基本的な考え方」としているところに、自助・共助・公助の順番に社会保障を考える、公助は救済的な最小限のものに抑えるという最近の自民党政府の姿勢や共助を社会

保険とし公助を生活保護などに矮小化しようとする厚労省の特異な立場の投影を見るのは、間違いであろうか。

「他の者との公平」とは、65歳以上の介護保険利用者と引き続き自立支援給付を受けている65歳以上の障害者を比較しての言葉のようであるが、これには大いに疑問がある。まず、そもそも介護保険の応益的な利用料が問題ではないか。保険料を納めるのは、その保険を利用しなければならない場合に備えてのことである。それなのに利用するときにも利用金額に応じた負担がかかるというのは、保険原理に反するのではないか。外国にも利用時の一部負担はある。それは、オーバーユースを抑制したいという財政上の要請からくるものであり、必要な利用まで抑制するものにならないことは、自明であろう。実際、天海さんは、介護保険に強制的に移行させられ、自己負担が1万5千円になったことによって、社会参加の機会をそれだけ奪われたのである。そもそも、自立支援給付は、障害者の社会参加の権利を保障することを目的にしており、加齢に伴い必要になった介護を社会的に支えようという介護保険の給付とは、目的を異にする。これは、本来比較すべきではないものを、外形的な類似性のみから比較する俗論ではないか？例えば、障害者のグループホーム入所者は、65歳を過ぎても、その施設が介護保険の適用施設とならない限り、引き続き障害者総合支援法による給付をうけている。低所得者の利用料は無料である。これは介護保険の給付を「受けることが出来るとき」にあたらなないと解釈されているのであろう。しかし、そうすると障害者が施設に入所している場合と在宅の場合とで自己負担に著しい相違を生ずることになるし、介護保険適用のグループホームと障害者グループホームで65才以上の人の自己負担に差が生じる。これは、「不公平」ではないのだろうか。

さらに、この「この公費負担よりも社会保険を優先するという社会保障の基本的な考え方」と「他の者との公平」ということは、介護保険の申請主義にもかかわらず、自立支援給付と介護保険の任意の選択を許さない論拠としても用いられている。

おわりに

浅田さんは重度訪問介護を受けており、自立支援の打ち切りは、ただちに生命の危険に直結するものであった。天海さんは、介護保険では要介護1と認定されており、障害の程度は浅田さんより軽い。しかし、このことは障害者が65才になっても介護保険申請をしなかったとき、障害者への自立支援給付を打ち切る論拠とは千葉地裁はしていない。介護保険申請をしないということ自体が、自立支援給付の支給申請の上で不適法であるとしたからである。

羈束処分か、裁量処分かということは、個々の障害者の生存権、個々の事情に即して具体的に考えるのかどうかに関わる。千葉地裁の羈束処分の考え方は、まことに一律的な冷たいものと言わざるを得ない。

さらに、天海さんが述べているように、そもそも自立支援給付が、一時期応益負担1割にされたのに対して、全国で違憲訴訟が起こされ、結果、民主党政権の時代に応益負担が撤回され、国が介護保険優先の廃止を検討することを約束したという歴史的な経過も無視している。自民党が政権に復帰してから、障害者自立支援法は障害者総合支

援法に変わったが、この法律の7条（介護保険優先の規定）はそのまま残され、「65才の壁」が障害者に立ちはだかることとなったのである。

浅田訴訟と天海訴訟は、この壁を突き崩すためのものであった。天海訴訟提起後の、2018年4月、厚労省は政令改正によって、新たな高額障害者福祉サービス等給付費の制度をつくった。「障害支援区分2以上で、65才になる前5年間にわたり、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所のいずれかの障害福祉サービスを利用してきて、それに対応する介護保険サービスを利用する低所得の人」の利用料について、償還制でその負担を実質免除ないし軽減するものである。たとえば、この制度が始まった時、すでに15年にわたり介護保険サービスを利用してきた人には適用されないなど、その適用要件の幅は狭く、不十分なものである。しかし、厚労省がこのような制度を作らざるを得なかったことそのものが、浅田さんと天海さんのたたかひの正当性を示しているのではないだろうか。

現代は、まさしく、たたかわなければ社会が壊れる時代である。天海さんが声をあげたように、「おかしいことはおかしい」と主張し続けなければならない。私たちは、高裁での勝利をめざしてたたかひを続ける。全国からの大きな支援を心から訴える。(2021年5月25日)

(はった ふさゆき、天海訴訟を支援する会代表・研究所副理事長)

天海訴訟 判決の骨子と問題点

2021.5.24 向後 剛

第1 判決の骨子

【主な争点】 介護給付費の支給申請の適法要件（要介護認定の申請をすることが介護給付費の支給申請の適法要件であるか否か）

1 主な争点についての判断

介護保険法が、正当な理由なく面接調査に依らない被保険者について、自らの申請に係る要

介護認定が行われるのに協力しないものとし、当該被保険者に係る要介護認定の申請を不適法なものとして却下することができることとしているのに対し、障害者総合支援法（以下「法」と略す。）は、そのような規定を置いていない。しかし、そうであるからといって、自ら申請した手続きに協力しない障害者について、支給申請を不適法なものとして却下することができないこととしていると解するのは相当でない。市町村は、障害者が自ら申請した手続に正当な理由なく協力しないときは、支給申請を不適法な

ものとして却下することができる と解すべきである。

法に、介護給付費の支給決定を受けようとする障害者が65歳以上の者である場合について介護保険法の規定による要介護認定の申請をすることが介護給付費の支給申請の適法要件だと解する直接の根拠となる定めはない。しかし、法7条がある。そして、「訪問介護」は「居宅介護」に相当し、要介護申請がないと介護給付費の支給量を算定できない。介護給付費の支給を受けようとする障害者が65歳以上の者である場合において、要介護状態にあるものであることが見込まれる当該障害者が要介護認定申請をしないことは、自らの申請に係る支給要否決定が行われるのに協力しないことにはほかならない。介護給付費の支給決定を受けようとする障害者が65歳以上の者である場合において、要介護状態にあるものであることが見込まれる当該障害者が要介護認定の申請をしないときは、要介護認定の申請をしないことに正当な理由がない限り、市町村は、当該介護給付費の支給申請を不適法なものとして却下することができるというべきである。介護給付費の支給決定を受けようとする障害者が65歳以上の者である場合において、当該障害者が要介護状態にあるものであることが見込まれるときは、要介護認定の申請をしないことに正当な理由がない限り、介護保険法の規定による要介護認定の申請をすることが介護給付費の支給申請の適法要件となる。

本件で、自立支援給付と介護保険とを任意に選択することを許すことは、公費負担の制度よりも社会保険を優先するという社会保障の基本的な考え方に背馳するとともに、他の者との公平にも反し相当でない（以下、下線部を「※」と略す。）ので、原告が要介護認定の申請をしないことに正当な理由があると認めることはできない。

したがって、被告は、本件申請を不適法なものとして却下することができるのであり、本件申請を却下した本件処分は適法である。

2 原告の主張について

(1) 法7条「相当するもの」について

介護保険法は、加齢に伴って生じたもの

でない心身の障害による要介護状態も保険の対象としている。

加齢に伴って生じたものでない心身の障害により要介護状態となった者について介護保険を利用させなければ、※。

新たな利用者負担の発生は「相当するもの」に該当することを否定する要因とならない

(2) 法7条「受けることができるとき」について

要介護認定の要件を実体的に具備するものであれば、「受けることができるとき」に該当する。

原告の主張するところ（二重給付回避限定）に従うと、自立支援給付と介護保険とを任意に選択することを許すことになるのであり、※。

新たな利用者負担の発生は「受けることができるとき」に該当することを否定する要因とならない。

(3) 介護給付により受けることができる給付の量の算定について

障害者が要介護認定の申請をしなければ介護保険サービスの量及び不足するサービス量を算定することは著しく困難であると認めるのが相当である。

(4) 法7条の適用について

法7条は本件のケースで市町村が支給決定をすることを認めていない。

他市町村による申請勧奨継続措置は事実上の取り扱いである。

仮に、法7条が市町村の裁量により支給決定をすることを認めているとしても、本件で、裁量権の逸脱・濫用はない。

（給付途絶をもたらす）本件処分時期の問題は、当不当の問題に過ぎない。

(5) 要介護認定の申請をしない正当な理由について

※（なので、正当な理由は認められない。）

(6) 憲法違反について

25条の趣旨に依ってどのような立法措置を講じるかは立法府の広い裁量に委ねられている。「65歳で介護保険へ移行するもの

とされ、それに伴い新たな利用者負担を生じる。」とされていることが、立法府の裁量権の範囲を逸脱し、それを濫用しているとはいえない。

法7条を65歳・低所得の障害者に適用することが、憲法14条、25条から導かれる障害者の「応能負担により福祉を利用する権利」を侵害するということはできない。

第2 問題点

1 争点の設定について

本件では、「法7条に基づく申請却下処分の適法性」が問われていたはずである。判決が「介護給付費の支給申請の適法要件」（申請の適法要件）を主たる争点に据えたのは、不可解な争点ずらしである。

2 判断について

(1) 「法に自ら申請した手続に協力しない場合に申請を不適法として却下できる規定がない」のであれば、この場合に申請を却下できる法律上の根拠はないと考えるのが素直である。裁判官が、行政機関への権限付与に関する法律の沈黙を、安易に乗り越えてはいけない。

(2) 「法に、介護給付費の支給決定を受けようとする障害者が65歳以上の者である場合について介護保険法の規定による要介護認定の申請をすることが介護給付費の支給申請の適法要件だと解する直接の根拠となる定めはない」のであれば、要介護認定の申

請は、介護給付費の支給申請の適法要件ではないと考えるのが素直である。屁理屈をこねてはいけない。

(3) 「要介護認定の申請をしないこと」は、手続の選択に関わる問題であり、「自ら申請した手続に必要な面接調査に応じない。」というのとは異なる。こじつけてはいけない。

(4) 本判決は、「65歳になった障害者に給付の選択を認めること」や「法7条の解釈に関する原告の主張」を、※により退けている。しかし、※は、「あいまいな空気（雰囲気）のようなもの」でしかなく、直接的に法解釈の根拠として用いるのは不適切である。

3 全体として

法治国家・司法国家の行政訴訟における裁判所の役割は、行政のフォローではなく、「行政処分が法律に基づいて行われているか」（そして「処分の根拠となった法律が憲法に違反しないか」）を厳しくチェックすることである。

とすれば、この裁判の判決は、正面から「法7条による本件却下処分が法律上の根拠をもつ適法なものであったのか。」を論ずるべきである。

ところが、本判決は、ポイントをずらし、屁理屈を重ねて、行政をフォローする結論を導いている。まさかのインチキ判決である。是正を求めて行く。

ドイツ協同組合法と協同組合運動

石塚 秀雄

1. はじめに

近く当研究所のワーキングペーパー（報告書）として「ドイツ協同組合法（2006年）および解説」（仮題）が発行される。翻訳は石塚が行い、条文解説は二上護先生（弁護士、当研究所監事）が行った。条文の日本語化については二上・石塚の条文打ち合わせを四校ほど行い、ほとんど共訳といって良いくらいであるが、あくまでも翻訳上の責任は石塚に帰する。同ワーキングペーパーは、協同組合法とその条文解説を中心にまとめたものになった。ドイツ協同組合法を読むことはドイツを知るためではあるが、日本の協同組合運動にとってもなんらかの参考になるとおもわれる。

そのためドイツにおける協同組合の現状を予備知識として理解していただく紹介文は最小限にとどめた。したがった本稿では補足的に、ドイツ協同組合運動の歴史と現状について簡単に述べたい。

ドイツ協同組合運動の最近の変化は2006年の改正協同組合法が施行されてから大きく変わった。そしてまた協同組合理念にも若干の追加がされたと思われる。これについては変化していないという異論もドイツ国内で当然あると思われる。しかし、2016年に国連のユネスコはドイツ協同組合を世界無形文化遺産に登録した。その理由としてライファイゼン、シュルツェ＝デリッチュ型の協同組合運動は当然ながら、社会的文化的、エコ的なエネルギー協同組合の存在なども評価の対象に加えている。ユネスコによれば、ドイツの人口の4は協同組合に加入している。

このユネスコのドイツ協同組合の理解は明らかに、ドイツの伝統的な協同組合定義にとどまるものではない。すなわち、ドイツにおける協同組合概念には新しい内容が追加されたと見るのが妥当である。伝統的なドイツ協同組合概念は歴史的にどうして形成されたのかを再確認するとともに、近年新しい協同組合運動の存在が承認され、いわ

ば新旧並立して存在していることを了解することができるであろう。ただしこの二つのグループがどのくらい共同しているのかはまだよく確認できていない。

2. ドイツの伝統的協同組合運動

近現代ドイツ史を見るならば、その淵源は1701年のプロシヤの成立からであろう。フランス革命からが現代史とみなすことができるであろうが、ヨーロッパの神聖ローマ帝国が減じ、1848年にはいわゆるドイツ革命がおき、1866年にはプロシヤを中心としたドイツ北部同盟が成立した。プロシヤ帝国である。普仏戦争に勝ち1870年にドイツ帝国となった。ビスマルクが宰相となった。フランスではパリコンミュンが成立し崩壊した。以後ドイツは拡大してオーストリアやハンガリーを含むことになった。

この時期の協同組合理論はマルクス・エンゲルスの「ゴータ綱領批判」や「エルフルト綱領批判」などからも伺い知れるように、政治運動労働運動における重要テーマの一つであった。いわゆる階級闘争の対立軸のひとつであった。すなわち、協同組合法は、法として政治的力関係を反映したものであったことは自明である。

現行のドイツ協同組合法の最初は、1889年の協同組合法とされている。この時のドイツはドイツ帝国であった。協同組合運動が発展した19世紀のドイツの歴史を見るならば、それ以前に、シュルツェ＝デリッチュによるプロシヤ協同組合法が1867年に作られた。

1847年にW. ライファイゼンが最初の農村協同組合を設立した。そして1864年にライファイゼンは Hedderdorf 貸し付け組合を設立した。同時期に都市部においてシュルツェ＝デリッチュが1849年に職工協同組合と1850年に庶民銀行を設立した。なお、庶民銀行の初発は1843年といわれる。

また1850年、食品協同組合（生協）が設立された。以後協同組合設立がブームとなり、1870年には各種連合会が作られた。なぜ、協同組合設立がブームになったのかといえば、当時の政治社会および労働運動の情勢のしからしめるところであった。

1889年のドイツ協同組合法の特徴の一つは、協同組合の種類を決めたことと、強制的協同組合監査制度を内蔵したことである。この種類を特定するという方式は、協同組合法のうち一般法として現在でも世界各国に見られる特徴である。日本やフランスでは協同組合一般法はなく、個別協同組合法が並立している。すなわち農協法、生協法などなどの法形式である。どちらにせよ、協同組合法で協同組合の種類（分野）を特定するという方法は共通であった。ドイツ協同組合の標語はライファイゼンが提示した自助（Selbsthilfe）、自主管理（Selbstverwaltung）、自主責任（Selbstverantwortung）であり、いずれも自主（selbst）を掲げていることが特徴である。なお、selbstは英語ではselfであるが、これは私個人という意味ではない。私、あなた、彼、彼ら、それ、それらなどいずれもselfたり得る。カタカナ語でのセルフに該当するのはドイツ語ではsich（自分自身）であろう。言いたいことはこのselfが示すものは、私個人ということではないということである。ドイツ協同組合のselbstの標語は、自主性を意味し、それは本来外部からの支配とりわけ政府からの支配を排除して自己決定を保持しようという意図をもったものである。

ところで、Langらのドイツ協同組合法のコメントール2種類によれば、いずれもドイツ協同組合法の3原則は概ね次のような同様の説明をしている。すなわち自助（selbsthilfe）とは、協力（共同労働、zusammenarbeit）したり経済的欲求の充足のための参加（関与、Beteiligung）を意味する。すなわち、1. 組合員の自由意志による結合、2. 組合員による必要な資金調達、3. 互いに責任を持つこと（一人はみんなのために、みんなはひとりのために）を含意するものである。また、自主管理とは、1. 総会を最高機関として組合員が参加し、2. 第三者の管理を受けず、協同組合検査機関の監査を受け、情報を共有することである。また自主責任とは、組合員の責任のことで、債務

責任をもつことである。そして協同組合は民主的構造をもつものとされている。

ドイツの伝統的協同組合は日本の協同組合に多大の影響を与えたプロトモデルである。ライファイゼンやシュルツェ＝デリッチュの協同組合は、明治以降日本に紹介され、日本で1900年に法律が制定された産業組合のモデルとなった。協同組合のみならずドイツの政治モデルは、伊藤博文たちの米欧視察を受けて、日本の政府および体制のモデルともなった。伊藤たちは視察前はイギリスがベストモデルだと想定していたが、産業政治の水準が違いすぎて無理だとわかった。アメリカは平民的すぎるし、フランスはドイツに負けた国であったから参考にされなかった。ビスマルクたちのレクチャーを受けて、日本は官民ともにドイツモデルを重視し富国強兵、殖産興業政策を進めたのである。後発資本主義の日本が同じく後発のドイツ帝国を見るに学ぶべきものと定めたのである。協同組合はしたがって、日本では主として官製主導のもものではあったが、その後ヨーロッパ、アメリカの諸外国の協同組合モデルも紹介され、また社会運動、労働運動も紹介され、日本でも活発化した。

その後、ドイツにおいても基本的に協同組合形態と理念について大きな変化はなく、ドイツ協同組合に関する日本における情報は近年多いとはいえない。

3. ドイツ協同組合の現在の規模

現在ドイツには約8,000の協同組合、組合員数220万人を数える（2016）。ドイツの伝統的な協同組合区分に基づくドイツの協同組合の規模は、7,500協同組合、組合員数2,000万人、従業員数80万人（2012年）と言われている。現在のドイツにおける協同組合の種類と規模については表のとおりである（次ページ）。

4. 新しい協同組合運動とは

いわゆる「新しい協同組合」と呼ばれるものが、2006年以降約2,000設立されている。その主要分野は、エネルギー（電力）協同組合、社会サービ

表1 ドイツ協同組合 2012

種類	数	組合員数	従業員数	事業高、百万ユーロ
協同組合銀行 (信用協同組合)	1,119 (1,101)	17,349,000	189,948	1,813
農村協同組合 (ライファイゼン協同組合)	2,345 (1,524)	519,000 (493,000)	82,858 (47,823)	49,668
職業協同組合(生産サービス)	2,473	456,000	586,241	130,579
消費協同組合	31	342,000	14,223	1,855
住宅協同組合	1,913	2793,000	2,551	—
合計	7,881	21,459,000	906,700	183,915

出所 Die deutschen Geossenschaften 2013, DRGV

表2 新しい種類の協同組合(職業協同組合) 2012年度

種類	数
小計	303
エネルギー協同組合	170
保健協同組合	11
社会的協同組合	32
サービス協同組合	68
その他	—

出所 Die deutschen Geossenschaften 2013, DRGV

ス協同組合、医療福祉協同組合の分野である。また地方自治体による福祉事業においても協同組合の活用が促進されている。さらに細かく見れば、余暇・スポーツ・文化事業、近隣サービス（農村食品店舗、農村滞在施設、生協）などがあげられる。しかし、これらの新しい協同組合は、ドイツの伝統的協同組合理念からすると協同組合の範疇に含まれるものではなかったのである。新協同組合法において「社会的、文化的事業を含む」としたことが画期である。

ドイツにいわゆる「新しい協同組合」運動が登場し認知されるようになって結果的に2006年の協同組合法改正の中に取り入れられることになったのは、EU圏内における社会的経済の概念をドイツでも一部採用するようになったからである。ドイツはEUにおける最大の分担金国であり、EUにおけるリーダー的な役割を果たすために、EUにおける社会的連帯経済政策の進展とともに、ドイツがEU全体の流れとの整合性を取るために必要な対応であったと言える。

社会的経済という概念は1980年代よりEUで採用した概念であり、EUに所管部局が設置されるなど、EUの目指す二つのスローガンすなわち

単一市場の形成とソーシャル・ヨーロッパの構築の政策の中でひとつの重要な位置を占める。しかし、長らくドイツは自国の社会的市場経済（sozialmarktwirtschaft）政策に固執してきた。ドイツは当初ドイツの社会的市場経済とその他のEU加盟国の社会的連帯経済との差を強調していたが、EUはそれを類似するものと政策的に見なしてきた。EU法の中にEU社会的経済三法といわれるEU協同組合法が2003年に制定され、EUアソシエーション法、EU共済組合法も検討中である。それらの動きを受けて、ドイツでは2006年に大幅改正のドイツ協同組合がつくられたのである。したがって2006年以降は、ドイツでも社会的経済という概念が現実化するようになった。それはなによりもドイツにおける協同組合定義において、協同組合の社会的役割が追認されたことである。従来のドイツの発想ではEU圏内における社会的協同組合や社会的企業は、ドイツにおいては自助グループ、公益企業、近隣介護組織（Naheversorgung）、アソシエーション（Verein）などが担うものとされ、協同組合とは区別されていた。その協同組合概念変更の圧力は3つの方向から来た。すなわち第一はEU協同組合法の制定

であり、第二は福祉国家政策の変化であり、第三はEU会社法やEU中小企業憲章などの制定による企業概念の変化である。

結果的には2006年以降ドイツにおける新しい協同組合の数は2015年までの10年間で70%以上増加した。協同組合が経済的社会的事業活動のツールとして使いやすくなったためである。従って従来社会サービスの分野で活発であった自助組織（Selbsthilfe）運動と協同組合運動の親和性も強まってきた。ドイツ語では「非営利」という独自の言葉はない。NPOを使う。すなわち、公益性、共益性と呼ばれるものは非営利性と同格である。したがってドイツにおける協同組合概念にも公益、共益、非営利が入ってきたのである。またドイツにおける社会的市場経済は協同組合を組み込んだ形でもあるので、EUの共通用語としての社会的経済と同種化することにより、福祉、社会、文化の領域についても道具としての協同組合の役割が広がりつつあるということができる。

具体的には医療保健分野に保健協同組合、福祉分野における社会サービス協同組合、代替エネルギー利用した電力協同組合が設立されてきている。そして数字をつかむことはできないが新技術や文化協同組合の設立がすすんでいると思われる。すなわち従来の自助組織やアソシエーションの組織形態から協同組合への転換がどのくらい増えるのかが注目される場所である。

5. 改正ドイツ協同組合法の特徴

繰り返しになるが、第一にドイツ協同組合法ではなによりも協同組合の概念が拡大したことである。社会的経済活動、文化的経済活動の分野も含むことになったことは、協同組合の非営利性・公益性を承認したということである。アメリカのジョンズホプキンス大学のサラモンたちの「非営利組織」理論が、協同組合と非営利組織を峻別して協同組合を営利組織とみなしている区分方法は日本でも支持者が多いが、アメリカの協同組合と非営利組織の実体からしても正確ではない議論と思われる。協同組合に非営利性と公益性を認めるのはEU圏においては主流となっている。第二に、条文の中に協同組合の種類を記載しなくなったこ

とである。旧法は伝統的協同組合の名称などを種類として記載していた。それは多くの国でも採用されてきた法文であり、日本でも協同組合一般法は存在せず、いわゆる農協法、生協法などと個別協同組合法になっている。協同組合の種類を明記しないことは、どのような目的の協同組合をも設立することができるということである。これはある意味世界的な趨勢であり、企業活動が営利に限定されることなくいわば非営利企業、協同組合企業という形式も重視される世界的傾向ということである。日本でも2005年に会社法が改正され、画期的なことは一人でも一円でも会社が設立でき、また営利でも非営利でもよいことになった。日本の会社法改正は明らかにEU圏内の会社法改正の動きに連動したものであった。ドイツ協同組合法は同じく協同組合としてEU法における多様な会社形式の承認に連動したものである。誤解を恐れず言えば、会社と協同組合は接近しつつあるというのが世界的趨勢であり、ドイツ協同組合法は一周遅れの先頭に立ったということができる。またドイツ協同組合法の特徴はその自主性にある。いわゆる協同組合に対する監査制度を協同組合セクターが内包するということはその最たるものである。いわゆる企業の社会的責任論（CSR）が近年強調され、外部監査や外部取締役など外部性により企業責任が担保されると考える傾向が強いが、ドイツ協同組合法においては内部責任すなわち自主管理自主責任が歴史的に強調されてきたのである。さらにドイツ協同組合法では協同組合が消滅し清算手続に入った場合の条文が詳しく追加された。会社というものは倒産する場合があります、協同組合も例外ではない。一般会社と同じように社会的責任を果たすことが経済活動の中で求められているのである。さらに金融市場における協同組合の独自性の承認と共通性の確認もEU法などと連動して条文化されている。協同組合金融がEUにおいて独自の協同組合金融市場を形成することが認知されつつあることをドイツ協同組合法は反映している。ドイツ協同組合法は日本の協同組合運動がどうあるべきかについて多くの示唆を与えていると思われる。

（いしづか ひでお、研究所主任研究員）

〈社会科学的医療論の構築・3〉

「自前の情報ドーム」づくり

野村 拓

● 「自前の情報ドーム」を

前回はしめくりの部分で、集团的「本」づくりの指揮官は「自前の情報ドーム」を持つべきであることを主張した。定年まで勤務先の「情報ドーム」にたよっていた人間が、「本」づくりの指揮官を務めるころには定年により勤務先のドームが利用できなくなるからである。別に「本」づくりの指揮官をつとめなくても、定年後の30-40年を知的に生きるためには「自前の情報ドーム」づくりが必要である。

「自前」とはなにか、これは「提供情報の画一化はファシズムにつながる」という前提で理解していただきたい。ウソでも繰り返せば真実となる、というのがナチズムの政治的信条である。戦争への価値観の画一化を求めた「一億一心」時代の商工大臣、岸 信介の孫、安倍晋三は「国民総はたらき」を唱え、専制政治の不都合を隠すためのウソ（粉飾・改ざん）を強要して、誠実な公務員の命を奪った。そして、そのような路線の延長上にある「デジタル・オンライン」路線の内包する危険さを承知した上での「自前」である。

国家権力は画一化情報を提供して価値観の画一化をはかり、企業は1000分の1秒の速押しゲームで国民の資産をまきあげること考えているなかでの「デジタル・オンライン」路線への対抗手段としての「自前」でなければならない。

また、「社会科学的医療論」の構築にはグループ・ワークが必要であり、グループ・ワークには実力のある指揮官が必要である、ということも前回述べた。そして、指揮官たるものは自前の「情報ドーム」を持つことが望ましい、というのが今回の話である。ただし、この「ドーム」は野球場

や競技場のドームと違って、真ん中に大きな支柱が立ち、そこからの枝分かれがドームを支える構造になっている。

その支柱を「自分史」と考えればいいし、あるいは「系統樹」の幹と考えてもいい。前著の『医療・福祉職の生涯学習』（2020. 錦房）では「世界史」を「自分史」に取り込むことによって「精神の王国」築くことを提言した。つまり、記憶・追憶のお花畑のような「情報ドーム」のなかに自分が立つというのが「精神の王国」である。そして、花から花へ蝶々のように舞うことによって著作が生まれるという世界である。

「情報ドーム」の主人公になるか、「情報ゴミ屋敷」の住人になるか、分かれ道は、実は「情報検索主体としての日常的な検索能力の養成」であり、たとえば「新聞情報を選択してスクラップに貼る（しかも、あまり時間をかけずに）」ことなどである。

● 「時系列一本化方式」

前著『医療・福祉職の生涯学習』（2020. 錦房）では、「自分史座標のつくり方」として、「トシの数だけショート・ストーリーを書いて時系列に配列すること」を提言したが実はもっと重要な手段がある。それは「新聞のスクラップ」づくりである。あまり時間を掛けずに、自分が関心を持った記事を時系列にスクラップ・ブックに貼って行く方式である。記事の分類は躰きのもと、すべからず単純でなければ長続きしない。また、そのために掛ける時間はせいぜい30分か1時間まで。ただし、記事の選択に要する頭の回転が大切なので、人任せにせずに、自分でやらなければならない。

1965年から始めて、この年は分類問題でしくじり、1966年から「時系列一本化方式」で現在まで56年間続いている。公務海外出張などのリカバリーも大変ではあったが、現在では習慣化している。

要するに56年分の「関心事」が収められているのだから「世界史」を「自分史」に取り込む場合の手掛かりになっているはずである。

「情報ドーム」の支柱としての「自分史座標」はつねに強化を心掛けなければならぬ。記憶に彩りをつけることもひとつの手段だが、単純で長続きする「新聞のスクラップ」づくりなどがおすすめである。というよりも、「長続きさせるために単純」な方法を考えるべきである。

大事なことは記事を分類しないことである。組織として取り組む場合は分類すればいいが、個人で長続きする「スクラップ化」は分類しないことである。どんな分類をしても、複数の分類項目にまたがる記事が出てきて、そこで挫折してしまうからである。

では、なぜ分類をしないか。それはどんな分類をしても複数の分類項目にまたがる記事が出てくるからである。「医療問題」と「公害」なら大丈夫だろう、などと考えていると、たちまち「公害健康被害補償法」がでてきたりするからである。

また、「スクラップ」は切って貼ることに意味があるのではなく、「記事の選択」に意味があるのだから人任せにしたのではその意味がない。しかも、それほど時間がさけるものでもない。そこで到達したのが、自称「時系列一本化方式」である。

では、どうやって検索するのか、たとえば「大体、いつごろのこと」という記憶にたよることになるが、記憶強化のために、ときどき「歴史読みもの」として「スクラップ・ブック」を通読することも必要である。途中で挫折した先輩のスクラップ・ブックを見ることも勉強になる。戦時中は紙不足でノート、原稿用紙にも不自由した。そんなときに無地の台紙に新聞記事を貼るのは贅沢行為だったのかもしれない。

丸山博先生の1937年段階の1冊のスクラップ・ブックには「切り抜いたけど貼ってない記事」が沢山あった。時期は日中戦争直前だが、「大阪朝日」が特集・連載した「列強の体力政策」が貴重であ

る。

- 「大阪朝日」 1937.3.19. 「各国の国民体位向上運動」
<イタリーの巻>
“体育なき国は滅亡” 何もかも国家の手で統制
ムツソリーニの力瘤
- 1937.3.20. <フランスの巻>
盛んなスポーツ民衆化 記録偏重の弊に目醒む
政府も余暇善用に一役
- 1937.3.21. <ドイツ> <スエーデン>
世界的の若い選手育成に ドイツ内務省が指導
体操賛美のスエーデン
- 1937.3.23. <チェコの巻・上>
スポーツ即体育
アマチュアリズムの完全な支配
- 1937.3.25. <ソ連の巻・上>
“労働と国防の基礎” 世界一を誇る体育設備
- 1937.3.26. <ソ連の巻・下>
十八種目の試験 ゲーテオー制度の内容
- 1937.3.27. <チェコの巻・下>
伝統のソコール 市町村を単位に性の別なく
政府は殆んど干渉せぬ
- 1937.3.28. <アメリカ・上>
楽しむ“スポーツ”
大衆化した水泳と蹴球
- 1937.3.30. <アメリカ・下>
盛んなキャンプ生活
自動車でモダン・ジプシー
- 1937.3.31. <中華民国の巻・上>
興国運動への拍車
日本スポーツ界の躍進が刺激
- 1937.4.2. <中華民国の巻・中>
目立つ国術の復活
最高指導機関は体育委員会
- 1937.4.3. <中華民国の巻・下>
“軍事化”への色彩
注目すべき党部指導方針

〈フランスの巻〉ではクロスカントリーの写真が載せられ「断郊レース」と説明されている。ケンブリッジとオックスフォードのボートレースが「剣牛レース」(剣橋と牛津)と書かれた時代で、このスクラップは1937年の1月から5月までで終わっている。この年の7月7日、盧溝橋事件が起こり「北支事変」「支那事変」と拡大していくのだが、すでに「臨戦インフレ」のような形で物価は高騰し、当時、京大助教授の蜷川虎三は奥さんとの「物価問答」を新聞に連載している。

戸坂潤や三木清の評論も載っている一方で、陸軍主導で「保健政策」が唱えられ、関東大震災を契機に生まれた訪問看護、セツルメント活動などの保健運動は軍主導の「保健国策」に組み込まれて行くのである。

このような経過を当時、小学校3年生のおぼろげな記憶に投影させながら「自分史座標」に磨きをかけなければならない。そして「俺は失敗したよ」と言う丸山博先生からバトンを受け取って「時系列一本化方式」のスクラップは56年間続いている。振り返ってかんがえれば、これが「自分史座標」の強化に役立っていると思う。

もちろん、「新聞のスクラップ」だけが「自分史座標」の強化になるわけではなく、たとえば「1人称の医療史」としての整理や「個人誌」の発行(私の場合は「野村研だより」「マクロ」)、そして前著『医療・福祉職の生涯学習』で強調した「世界史を自分史に取り込む」心掛けが必要である。そして、いま、特に求められている視点は「飢え」と「悪疫」と「戦争」という視点である。

●世界史を自分史に取り込むための視点—「1人1石」

「飢え」と「悪疫」とは人類史的テーマであり、現在も7億人が飢えているなかでのパンデミックなのだが、先進諸国民の視野からは「飢え」は消え、パンデミックのワクチンの取り合いのほうに関心がいつているようである。また「戦争と悪疫」という視点も欠落しているのではないだろうか。

世界史的に見れば、日露戦争以前の戦争では「戦って死んだ人」よりも「戦わずに病死した人」のほうが多かったが、この点については、今回はふ

れない。

「飢え」の可能性を認識するためには農業的常識が必要であり、「農業的常識」は「メートル法」となじまない面が多い。

日本政府は1873年のウィーン万国博に初めて公式に参加したわけだが、そのころの政府歳入はあわれなものであった。明治3(1870)年度の歳入額は11,650,000石の「米」に1石当たり米価、40,826円を掛けた47,567,368円余、(原典のママ)これに雑税6,000,362円余を加えて53,562,721円(原典のママ)ということであった。

歳入額の9割が地租収入、あとは「雑税収入」という構成である。

ざっと3000万人の国民が、ざっと3000万石の米を生産し、そのうちにざっと3分の1強が「地租」として国に召し上げられ、ざっと3分の1強が地主に、そして残る3分の1弱が生産者である小作人に入るという仕組みであった。大塚久雄の研究によると、小作料は68%ということだから収穫量を100とすれば小作人にわたるのは32ということになる。

小作人の耕作規模としては「3反百姓」という言葉が相場だが、以前、本誌で紹介した日赤従軍看護婦の肥後喜久恵の自分史では、実家は長野県の「2反百姓」ということであった。「メートル法」では日本農業は理解できないので、ここで少し「非メートル法」的世界について、説明しておかなければならない。

通勤電車の車窓から見える水田では場整理されたものは10間掛ける30間、300坪の長方形が多い。これが1反である。では1反からどれだけ米がとれるか。地域差はあるが大体、米10俵、1俵はほぼ4斗だから、10俵で4石、前記3反百姓だと12石、68%小作料を取られると、残りは4石弱、もし6人家族だったら「1人1石」の目安で2人は「口減らし」で奉公に出さなければならない。

大正9(1920)年の第1回国勢調査では「家事使用人」が634,000人でその9割が女性となっているから、都市中流家庭の女中、子守に出して「口減らし」ということだったのだろう。

しかし、戦後、この1反を中小不動産が買い取って宅地に転用するとどうなるか、大阪の衛星都市でよく見かける風景だが1反300坪が10軒、時

には20軒の住宅に化けていることが分かる。水田として使えば米1俵分の土地に建った住宅の購入のために「一生払い」のローンを組み、ローンより先に人生が終わってしまう例もある。

ある程度、農業単位に慣れてもらわないと、医療と国民生活との関係についての歴史的理解が進まない。というのは昔の医療費も賃金も、米1升の値段が基軸になっているからである。

明治初期の労働者の日当は男子米2升（8-10銭）、女子米1升（4-5銭）で、慈恵的医療の1日の「薬代」は5銭が相場であった。

明治末期になると、農村地帯で「たのもし講」の医療版「薬価講」が現れる。これは医療生協の先駆のようなもので、「米」（金の場合もあるが）を出し合って医師と不時の場合の診療契約を結ぶ方式であった。しかし、前述のように小作人には「米」を抛出する余裕などないから、「薬価講」は中農以上を対象としたものと言える。

「中農」というのもおおよそなとらえ方で「地主」「地主自作」「自作」「自小作」「小自作」「小作」という階層的とらえ方が必要だが、今回は省略する。

アメリカでのコロナの死亡者が、第2次世界大戦の戦死者数40万人を超えたとき、トランプは大統領在任中であったかどうか、きわどいところだろう。戦争を知らない世代が「後期高齢者」になってしまったいま、トランプにはことの重大さに対する認識能力が失われているのではないか。

1970年代の初めに、アメリカ下院で次のようなことが論議された。アメリカは世界で一番、医学研究や医療のために多額の金が使われているが「健康水準の方は何番目だ」。乳児死亡率を指標にすれば低い方から数えて24.5番目だが、これはどういうことだ、という医療の内側にいる人間があまり考えてみたことのない問題を指摘した。「その答えは『市場型医療』よ 風に吹かれている」とボブ・ディランならうたうだろうが、ざっと数えて年間120兆円の医療費が使われているのに、コロナの死亡者数は第1位なのである。

第1次世界大戦のときのアメリカの戦死者は11万で、同時期に流行した「スペインかぜ」（実はアメリカかぜ）の死者は55万、日本は39万、こんな世界史を「自分史」に取り込むことが「衛生学」

の学習である。

前著『医療・福祉職の生涯学習』（2020）では、この点が不十分であった。歴史認識に裏付けられた「転ばぬ先の杖」が「衛生学」であり、「飢え」と「悪疫」の世界史を自分史に取り込んで説得力をもって次世代につたえることが主眼となる。この「説得力をもって次世代に」は「人生の年季」を必要とする。ただの「長生き」など、何の自慢にもならないが、「人生の年季」をもって「次世代」にメッセージを送るために百歳まで頑張ろう、というのが『百歳の衛生学』である。

これはただの衛生学ではなく、第2次大戦中に「飢え」を体験した世代からのメッセージである。つまり「悪疫」だけが対象ではなく「貧困」「飢え」とセットでとらえる「衛生学」である。

今日でも、世界の飢餓人口7億といわれている。飢餓は人口流動、移民、難民を生み、移住先でも市場経済によってはじかれたり、トランプに国境閉鎖されたりしながら、感染症による死亡を高めている。

産業革命以来、集中・集積が効率と結び付く分野が発達してきた。

農業は集中・集積が効率と結び付かない分野として、置いてきぼりを食った形であった。しかし、その後の人口増加によって飢餓人口は増え、地球の人口キャパシティーは「作物の成長速度」によって規定されるものであることがわかってきた。しかも、食料生産としての農業は「集中・集積が効率と結び付かない分野」「集中・集積よりも季節的循環」を重視される分野であることは明らかである。つまり「分散型・地域型の産業」である。そして、「生産者協同組合」と「医療利用組合」の発達に見られるように「分散的」で「協同的」なところに農業の特徴があることに注目しなければならない。

農業の場合、工業と違って「富の一極集中」は起こりにくい。世界中の農地を一握りの地主が支配することは物理的にも不可能だろう。ところが工業生産ならば「優勝劣敗、弱肉強食の競争の結果」富の一極集中が起こりやすい。また、そこに至るまでに「市場獲得」のために戦争が起こりやすい。

皆がオンライン在宅勤務になると、誰が「握り

飯」を作るのか。耕作ロボット、米づくりロボット、おにぎりロボットなどにまかせれば1個百万円の「お握り」になるのではないか。これから確実に予想される「飢え」の問題に対して、デジタル・オンラインは確実に無力である。いま、1個百万円で「握り飯」が食えるのはアナログ人間のお陰、と考えた方がいいだろう。

パソコンで在宅勤務が可能なのは、業種が価値を生まない「アッセン・ピンハネ業」だからである。これに対して稲ワラを叩いて縄をなう仕事はわずかながら価値を生んでいる。休耕田を耕す仕事もわずかながら価値を生んでいる。少なくとも、データの改ざん、粉飾、捏造のようなマイナスの仕事よりは上位に位置付けるべきである。

この価値を生む労働をするものが貧しく、マイナスの仕事師が豊かな状態は「飢え」に直面したとき、改められるだろうか。

日本国民が「飢え」に直面した敗戦（1945年）前後の時期は、いうなれば「米本位制」であり、政府発行の通貨（お札）など何の意味ももたなかった。紙の「お札」で米は買えず、米を入手したければ、箆笥から「着物」を持ちださねばならず、「着物」もない者は飢えざるをえなかった。この状態は戦後に加速され、一流の学者、作家、評論家たちは講演料に「米」をもらうために、米どころの田舎町で講演し、諏訪根自子、巖本真理などは「米どころ」で演奏した。おかげで、田舎町に疎開していても、湯川秀樹、滝川幸辰、中谷宇吉郎の話の聞くことができた。

宝塚は「組」を分割して、米どころをえらんで公演したので、田舎町でも乙羽信子をキャップとする「雪組」（の分割グループ）の公演を見ることができた。68%といわれる高率小作料でくるしめられていて小作人は「不在地主」の土地を入手し、戦後社会の活力の元となった。

こんな記憶・体験を持った世代が、1973年にはじまるオイル・ショックのときに「日本列島定員4千万人論」を唱えたわけだが、これは大企業の企業戦略のために日本農業と農村を減ぼしつつあるものへの警告と受け止めるべきである。

持つべき「自前の情報ドーム」には、まず「飢えと悪疫の歴史」がインプットされるべきである。要するに、「失われつつある農業的・農村的常識」

を自分史の中に復活させることが必要である。

自分史座標を「樹」にたとえれば、「記憶・情報」は「樹液」であり、「樹液」は豊富なほうがいい。

●豊かな記憶—そのために記憶に「彩り」を

記憶は歌（音楽）や絵と結びつけることによって豊かになる。前著『医療・福祉職の生涯学習』では紹介しなかった『音の記憶』連載22回（「くらしと福祉・北九州」の項目を以下で紹介する。

1. 神話ミュージカル（すさのうのみこと）
 2. 爆弾三勇士（満州事変の産物）
 3. 不安の歌（ダミアの「暗い日曜日」）
 4. 燃えろよペチカ（同じころの歌に「討匪行」「幌馬車の歌」）
 5. 行進曲ラッシュ（「愛国行進曲」「太平洋行進曲」「愛馬進軍歌」）
 6. 金鶏輝く15銭（紀元二千六百年奉祝歌の替え歌）
 7. ハイケンスのセレナーデ（ナチが出征兵士を送り出すときに流した）
 8. 受験生の歌（人気は一高、三高、北大予科の寮歌）
 9. ネイビーブルーへ（コロラドの月、ホノルルの月）
 10. 如何に狂風（明治期の古軍歌）
 11. 盗作？「山男の歌」（巡航節）
 12. ソルベグの歌（繰り返し語るべき時代）
—以上、戦中編、以下戦後編—
1. ワルシャワの労働歌（「シベリア生まれ」「バイカル湖のほとり」など）
 2. ドイツ・リート（「野ばら」「菩提樹」「樅の木」）
 3. ラ・メール（本場のシャンソン）
 4. カントリー・ワルツ（「テネシー・ワルツ」「エデンの東」）
 5. 屈折の歌（「カフェー・モーツァルト・ワルツ」）
 6. 郷愁のタンゴ（アルベニススのタンゴ）
 7. ミラボー橋（詩はアポリネール）
 8. カラオケきらい（シャンソン喫茶）
 9. 疲れの時期（「風に吹かれて」「頭蓋骨の歌」）
 10. 社会科学的音楽史（史的唯物論的音楽史）

ここでの「史的唯物論的音楽史」とは、泉州看護専門学校が音楽の教科書に使っていた柴田仁『新・音楽の歴史』のことで、なかなかすごい本である。本のまえがきに、いきなり野呂栄太郎の『日本資本主義発達史』が出てくる。そして、音楽と社会との結びつきの歴史を大胆に展開している。22章構成で

14. ドイツ後期ロマン主義音楽

のところではビスマルクが出て来る。

15. パリ・コンミュンとフランス国民音楽協会

19. ファシズムと音楽

なども興味深い。戦時中はやった「討匪行」がテノール歌手、藤原義江の作であることは、この本で教えてもらった。歌を媒介にした記憶の系統化に役立つ本である。

また、絵を媒介にした記憶の連鎖化には「平成医療史」の第1回目に登場する花沢徳衛さんの画集、『幼き日の街角』などがお奨めである。

「歌の記憶」「絵の記憶」で記憶に「彩り」を加え、「文字」のメモにメリハリを加えて文章化しておくことも大切である。1966年の夏、神戸からボルネオ（カリマンタン）まで23日間、貨物船に揺られた記憶にメリハリをつけたのが、「ボロ貨物船・航海記一南の島への23日間」（「大阪保険医雑誌」2007.1.）だが、その一部を抜粋してみよう。

ボロ貨物船航海記

〈国交なき国へ——上海上陸〉

1966年7月16日（土）

17時50分・われわれ8人（第4次大阪大学アジア医学踏査隊のうち、偉いさんを除いた部分）は、ノルウェーの貨客船、海明（ハイメン）号、2,800トンに乗船して神戸市兵庫埠頭を離れた。テープを交わす見送りの人たちの中にはゲンナリした女房の顔も見える。「兵庫埠頭？どこにあるのですか」

と問い合わせた人も多かった。兵庫埠頭は貨物船の埠頭で、およそなじみがなかったからである。

2,800トンと聞いた時には驚愕した。内海フェリーでも1万トン級が登場しようかという時代に、帝国海軍の駆逐艦に毛が生えたような船で台風の発生源に立ち向かうのだから。船を見た途端に女房が気絶したら困るので、見送りには来るな、と言ってあったのだが、やはりそうはいかなかった。ゲンナリするはずである。

7月17日（日）

時速13ノットで一晩走りつづけて夜が明け、夏の陽が中天近く上ったころ、船は港に入った。なんと門司港である（テヘ！まだ日本）。

「積み荷があるから、出港は夕方の5時」

ノルウェー人の船長は、錨の入れ墨の入った毛むくじゃらの腕にはめた時計を指して「ファイブ・オクロッキ」

とノルウェーなまりの英語で説明した。

ノルウェー船といっても、ノルウェー人は船長、1等・2等・3等航海士、機関長の5人だけで、パーサー以下、すべて中国人。「貨客船」というカテゴリーは「客も乗せる」というぐらいの意味で主力は貨物。8万いらの船賃で23日69食フルコースを食べさせた上、毎朝、朝食前の7時に紅茶とクッキーを出し、午後3時にはティー・タイムのサービスをしていたのでは赤字になるだろう。

「ファイブ・オクロッキ」は結局午後7時35分に出港。

7月19日（火）

8時30分 海水、黄色に変わる。

9時30分 海水、極度に黄変。

11時30分 中国警備艇から警備員乗船、スケッチ、撮影、双眼鏡禁止。

12時40分 水の色、微妙に変わる。長江（楊子江）の河口か？

14時30分 崧港（ウースン）に投錨。

国交のない国への上陸申請書を書く。

7月20日（水）

4時30分 エンジン音で目を覚ます。

夜明けとともに接岸、荷役が始まる。

上陸許可待ちで、まる1日、荷役作業を眺めながら過ごす。

19時40分 サイドカーが止って紅軍兵士が降りる。食堂に集って紅軍兵士とシビリアン氏の説明を聞く。紅軍兵士は、われわれの持っているパスポートに台湾のことを Republic of China と書いてあるのは間違いだと主張した上で、「特別のおぼしめし」で明日1日、上陸観光を許可する、と言った。その時、「諸氏はいまや上海に上陸せんとしている」 about to ~ という英語を使ったので中学の英作文を思い出した。

8月2日(火)

夕方、ボルネオ最高の山、キナバル(標高4,094米)が逆光の中で黒く不気味な山容を示しはじめる。

パイロット(水先案内人)が乗り込み、パーサーは皆のパスポートを集める。

19時20分ジェッセルトン着(ジェッセルトンは現在別の地名になっているが、ボルネオ島の東北端、マレーシア・サバ州の都市)。この日は上陸できず。

8月3日(水)

14時30分、ジェッセルトン上陸。「キナバル」とは「神」の意味なので、ジェッセルトンには華僑の経営する「神山商事」などがある。とにかく、この地でボルネオ島に第一歩をしるしたことになる。

8月4日(木)

23時15分 出港、ラブアン島に向かう。

8月5日(金)

6時10分、ラブアン島に着き投錨。つづいてイギリスのヘリ空母も入港。上陸許可下りず。やはり軍事基地のせいか。ラブアン島はブルネイ湾の入口にあり、ブルネイ湾は二战末期、日本の連合艦隊の泊地となり(給油の関係もあり)、1944年10月、「大和」「武蔵」以下はここからレイテに向かったわけであ

る。軍事の要衝であり、産油地でもあれば、イギリスも手放すつもりはなく、管理も厳重に、ということらしい。

日中国交回復以前の1966年夏、紅衛兵たちによる「文化大革命」発祥の地、上海に上陸できたのは貴重であった。そのときにはあったプーシキン銅像が間もなく引き倒されたことを新聞報道で知った。

また、この手記の最後に登場する英軍基地、ラブアン島は、後に「多国籍企業の脱税用ペーパー・カンパニー」の所在地として有名になる。「立ち入り禁止の軍事基地のなかに脱税用ペーパー・カンパニー」という現代的構図を示す場所であり、登場する地名としてのジェッセルトンは「コタ・キナバル」と名前を変え、TPPの国際会議の場所となった。「記憶」は「世界史」を「自分史」に取り込む有力な手掛かりである。

「世界史」を「自分史座標」に取り込むことによって「ドーム」の主柱を強化しながら「枝分かれ」をはかるのが著作活動であり、「平成医療史」などはそのひとつである。

●「ドーム」から生まれた「平成医療史」

これは2018年10月から2020年12月まで「大阪保険医雑誌」に連載したものの。

1. 1988年という年
 - ・「癒し」の画集—『幼き日の街角』
 - ・1988年のいろいろ
 - ・DRGと「医療標準」
2. 「弱み」づくりの行政、「弱み」マーケット化の企業
 - ・雑誌に残る「昭和」
 - ・「保険証」取り上げ
 - ・シルバーサービス振興会
3. はたらきかけ、アクション・リサーチ
 - ・平成31年
 - ・紙芝居からオートスライドへ
 - ・国立病院つぶしとアクション・リサーチ

4. 医療の国際比較いろいろ
 - ・国際比較の良さ・悪さ
 - ・医療国際比較マトリックス
 - ・「軍事専門医」の犯罪
 5. 日本への目線・日本からの発信
 - ・「乗っ取り」も「モデル視」も
 - ・労働者医療の企業負担
 - ・世界への発信
 6. 「コスト抑制」対「政治経済学」
 - ・総枠規制
 - ・北欧諸国の優生手術
 - ・政権は交代しても
 7. 病院をどう見る？
 - ・そこに病院があるから医療費が…
 - ・医療運動のための病院論
 - ・高齢化、国際化、そして災害
 8. 戦後50年の節目と社会保障運動
 - ・多事多端・課題山積の年1995年
 - ・社会保障学校と地域社保協
 - ・人権抑圧サイクル
 9. 「格差ケア」から「弱者淘汰」へ
 - ・ケアプラン、実は「早期追い出し」
 - ・ナーシング・ホームも3層化
 - ・世紀末の魑魅魍魎
 10. 「まやかし語」と弱者切り捨て
 - ・「政策医療」と「公費医療」
 - ・「国民皆保険」の意味
 - ・社会的弱者切り捨て思想の系譜
 11. 国民医療研・プロジェクト
 - ・赤絨毯に白紙原稿
 - ・20年前の「ファーム・チーム」
 - ・20世紀のしめくくり
 12. 学習運動の高揚
 - ・医療労働者の学習会に1400人
 - ・文化的啓蒙活動も
 - ・「医療」から「療養」を切り離す試み
 13. 世紀の変わり目の多忙
 - ・2000年の国民医療研究所
 - ・『ケアマネ609人の証言』
 - ・全国行脚と温泉
 14. 世代間の交流一語り・聞き取り・自分史
 - ・「100年の庶民史を勉強する会」
 - ・地名漢字—高齢者イキイキ、若い職員アゼン
 15. 日本への目線・いろいろ
 - ・『聞き取って・ケア』（2003）、そして自分史
 - ・高齢化・グローバル化
 - ・トヨタカーカンバン・カイゼン・サムライ
 - ・まやかしの国際的発信
 16. 昭和・平成・令和ドッキング医療史
 - ・公立・公的医療機関つぶし
 - ・国に召し上げてつぶす
 - ・平成医療史ハーフタイム
 17. 「改革」という名の「市場化」「独算制」、そして軍事化
 - ・「改革」とは
 - ・「市場化」のゆきつくところ
 - ・公衆衛生行政後退のなかで
 18. テロリズム・戦争・貧困
 - ・「2000年戦略」への答えは？
 - ・「病院船」と「強襲揚陸艦」
 - ・軍・産複合体と医療産業都市
 19. 次世代へのバトンタッチ
 - ・「医療政策学校」
 - ・バトンタッチ・「平成」
 - ・人生後半戦の心得
 20. 秒キザミ社会と虐待・レイプ
 - ・テーマは児童虐待？
 - ・レイプ40万、刑務所200万
 - ・祖父母の出番
 21. 時代を織る
 - ・傘寿記念『連載年表』
 - ・タテ糸は自分史
 - ・貧困サイクル
 22. グローバル・災害・差別
 - ・多国籍企業と人口の国際流動
 - ・災害医療・災害看護
 - ・差別という傷口
 23. 人口減・原発事故・まやかし語
 - ・国民初体験・人口減少
 - ・平成の傷痕・原発事故
 24. 生涯学習としての medical history
 - ・医学史・医療史と病歴
 - ・平成医療史と自分史
- 「昭和医療史」や「昭和BGM史」の続編として「ドーム」に貼り付けるべきものだが、グロー

バル化時代の「ドーム」には「洋書分類学」が不可欠である。

● 『連載年表』・『洋書分類学』

現役時代は多忙で、「本の書き下ろし」用の時間はなかなか取れない。それで断片的な時間を利用する「連載もの」が増えることになる。2006年、傘寿命祝いの記念品に『連載年表』という「巻物」を作ってもらった。多いときには5本、平均して3本の連載ものは、その時点で75本ほどあった。「情報ドーム」にはこの巻物をハチマキ状に貼り付けるべきだろう。

75本のうち、本になったのは11本ほどなので、残りの活用法を考える上でも「連載年表」は必要だろう。

現役時代は購入洋書も多かったので、以下のような「洋書・10進分類」を考えた。

「ドーム」のなかでは影が薄くなったが、洋書購入量が多かった時期の「洋書10進分類」の痕跡が残っている。以下のような分類法である。

「洋書分類学」は図書館分類にならった10進分類で以下のようなもの。

1. 医療史
2. 比較医療史
3. 医療と資本、政治
4. 医療マンパワー
5. 看護
6. 長期ケア、在宅ケア
7. 分野別医療学
8. 貧困、途上国、展望
9. その他

この中の「5. 看護」をとれば

5. 看護
 1. 看護史、看護理論、比較制度論、看護倫理
 2. 病院看護、専門看護
 3. 看護教育
 4. 看護診断、ケアプラン
 5. 看護労働の分化
 6. 地域看護、老年看護
 7. 患者との関係、看護師のはたらきかけ
 8. 看護師の運動、政策学習
 9. その他

に分かれ、さらにこの中から「5. 看護労働の分化」をとれば

「5. 看護—5. 看護労働の分化」は次のような項目が掲げられる。

- ・准看から正看への移行
- ・准看と正看の役割のちがいがい
- ・アメリカの准看
- ・病院コンパニオン（ヘルス・ユニット・コーディネーター）
- ・メディカル・アシスタント
- ・看護助手からマルチ補助員（PCT）へ
- ・AMA 認定医療職種認定
- ・医療コーディングとクレーム・ワーカー
- ・事務管理的メディカル・アシスタントと臨床的メディカル・アシスタント
- ・メディカル・アシスタント養成マニュアルと試験問題集
- ・理学療法助手
- ・看護助手
- ・各医療職種の職種内容（心電技師ほか）
- ・一般的サービス部門労働者
- ・医療職種・資格試験問題
- ・医療職種養成マニュアル
- ・臨床工学技師
- ・ケア・アシスタント
- ・ヘルパーのガイドブック（孤独度の測定）
- ・長期ケア看護助手
- ・訪問看護
- ・地域看護
- ・正看の第一助手（看護史と戦争史）
- ・急性期 NP の業務（ACNP）
- ・看護師と NP（ICU における NP、パワー看護師、NP の年収）
- ・英国の専門看護師（看護における臨床スペシャリスト、障害者学習看護における NP の任務）

現役のピーク時代には、これぐらいの「洋書情報ドーム」をもたなければならないが、やがて読書能力も購入能力も衰えてくる。こんな時期にふさわしいのが「海外新刊紹介」（百話）である。

●「海外新刊紹介」から「洋書古本市」へ

「洋書分類学」はいろいろなメッセージを發している。海外雑誌の好きな人には、著作権にふれない紹介記事の書き方など、そしてハイテクとしての「洋書パラパラ読み術」（これは「合宿」などで直接伝授）も。

しかし、「洋書パラパラ読み術」のノウハウを「合宿」で伝授したような時代は終わり、洋書の購入量が減ったところから「くらしと福祉・北九州」に「海外新刊紹介」を1回1点1頁で100回続けた（2007.9-2016.5）。なんとなく時代状況がわかるので、以下にテーマだけ掲げることにする。

1. 中国と途上国
2. 19世紀アメリカの家族生活
3. 北欧のモラル
4. グローバル医療
5. 系列ネットワーク経済
6. 多国籍企業への挑戦
7. トヨタ式医療
8. 「対人サービス労働」の価格
9. ナチスと映画
10. ビスマルク
11. ツァー・ロシアの戦争史
12. 第2次大戦とイギリス医学
13. トヨタ・システムを採用したスリムな病院
14. 性産業の政治経済学
15. 医療用の映画とテレビ
16. ナチ・ドイツ時代の自殺
17. 戦争までアウト・ソーシング
18. 新ロシア
19. 建艦競争と社会ダーウィニズム
20. キューバの保健医療史
21. 公的責任忘却症、マネジド・ケア
22. テロリズムの歴史
23. 第2次世界大戦の地図
24. 公衆衛生看護
25. マルクスとコココーラ
26. ダービーの哲学者たち
27. 社会科学と軍事
28. 日本戦時帝国、1931-1945
29. 台風と看護
30. 中・印ライバル物語
31. 「社会政策、労働市場そして母性」
32. まだ破けたまま、アメリカの医療制度
33. 移民の学習
34. 世界の工場・中国—国民党時代の経済発展（1912-49）
35. マクドナルド化
36. 東アジアの福祉危機
37. 帝国主義と貧困、イギリスの場合
38. 世界のセックス商売、先進国も途上国も
39. 医師と病院との連携、アメリカ・HMOの場合
40. オバマの医療改革
41. イスラム医学
42. 医療マーケティング
43. 軍・産複合体
44. 移民の歴史
45. ナチと独占体
46. 医療ツーリズム
47. インドの人口
48. オーストラリアの地域看護
49. アクション・リサーチ・看護
50. 軍事経済学
51. 現代ホームレス
52. ドイツ医療・再考
53. 201種の専門看護師
54. ドイツ植民地小史
55. タイタニック号の悲劇
56. 世界人口・略史
57. 看護師のための社会政策
58. 英人・日本紀行
59. 医療供給チェーンの戦略管理
60. 百年前の日本論
61. イギリス市民社会の看護史
62. ゲーグル時代のマーケティング
63. インド経済史
64. アメリカの医療政策学
65. 米海軍の建艦計画
66. 医療改革とグローバリゼーション（1）
67. 福祉国家ハンドブック
68. 医療改革とグローバリゼーション（2）
69. アメリカにおける「医療の運用」
70. 大英帝国の福祉

71. 退役軍人の医療
72. 反グローバリズム
73. 第1次世界大戦と看護
74. 草の根社会保障
75. 福祉国家の健康不平等
76. 比較医療政策
77. オランダ商社と将軍
78. グローバルに考える
79. 医療の社会地理学
80. 第1次世界大戦時の看護婦—連合国側
81. 労働組合対グローバリゼーション
82. シルクロード再発見
83. イタリアと日本
84. 労働移民と多国籍企業
85. ホテルいろいろ
86. 移民の介護労働者
87. 移民と健康
88. 参加型アクション・リサーチ
89. ツーリズムと政治的国境
90. グローバル保健イノベーション
91. 腹貸氏・世界市場
92. 保健要求しないインド
93. 公衆衛生とアメリカ陸軍
94. 介護職の社会学
95. ナチ占領下のオランダ
96. 戦間期のシカゴ労働者
97. アメリカをケアする
98. 人生展望における兵役
99. 臨床管理
100. 生態学的帝国主義

この百回が終わるところには、「新刊」に立ち向かう気力も衰えたので、回顧的な「洋書古本市」切り替え、これも2021年2月の段階で56回を数え

ている。その昔、洋書の多い阪大・衛生学教室内「図書室」に泊まりこんで、ネズミの糞と同居しながら勉強したころの気魄はすでに涸れ、いまは「洋書古本屋の店番」のような心境だが、この「洋書古本屋」も「アナログ情報ドーム」の一部である。

考えてみれば「情報ドーム」も年齢の関数のようなもので、現在の退化した「ドーム」は後進の参考にならないかもしれない。若い人が古本屋の店番をする必要はない。すべからく、「洋書分類学」に象徴されるピーク時の「ドーム」を参考にするべきである。

要するに、「自前の情報ドーム」づくりは「情報検索主体」としての構想力を持った日常的積み重ねであるが、「日常」は「フラッシュ」（ひらめき）と「取り込み」（インクリュージョン）でなければならず、「視力」と「脳」を低下させる「ネット検索」であってはならない。例えば、「洋書のパラパラ読み」である。パラパラパラ…ビスマルクの嫁さんの写真が出て来る。コワイ顔をしているな。ビスマルクも家では叱られているのではないか。田辺聖子なら「ビスマルク！便所のスリッパそろえなさい」というストーリーをつくるのではないか。

ビスマルクは疾病保険制定中の1884年から1885年にかけて、ベルリンで列強首脳を集めて「アフリカの分割」を協議した。日本からみれば「強制加入式健康保険」と「帝国主義」の先生であった。2021年から「大阪保険医雑誌」に新連載の『グローバル健保百年』は「ビスマルクの遺産」から始めよう、これは「ドーム」から生まれつつあるものである。（2021年3月）

（のむら たく、医療政策学校主宰）

報告書等の発行一覧

詳細はウェブサイトの出版情報をご覧ください

視察報告書、翻訳

タイトル	著者名	発行日	備考
『「スウェーデン・福祉の国づくりを 探るツアー」報告書』	全日本民医連・総研いの ちとくらし編	2006年3月1日	全日本民医連・総研 いのちとくらし共催
『「スペイン・ポルトガルの非営利・ 協同取材」報告書』	角頼保雄・坂根利幸・石 塚秀雄他	2006年3月1日	いのちとくらし別冊 No.2
『フランス 非営利・協同の医療機関・ 制度視察報告書』	非営利・協同総合研究所 いのちとくらし編	2008年3月31日	全日本民医連・総研 いのちとくらし共催
『キューバ・メキシコ視察報告書—キ ューバ憲法・ポリクリニコ一般規則全 訳付—』	非営利・協同総合研究所 いのちとくらし編	2010年2月20日	全日本民医連・総研 いのちとくらし共催
『ドイツの非営利・協同の医療と脱原 発の地域電力事業視察報告書』	非営利・協同総合研究所 いのちとくらし編	2013年3月31日	(在庫無、ウェブサ イトでPDF公開)
『イタリアの非営利・協同の医療福祉 と社会サービスの視察報告書』	非営利・協同総合研究所 いのちとくらし編	2014年6月14日	(在庫無、ウェブサ イトでPDF公開)
『イギリスの医療・介護と社会的企業 視察報告書』	非営利・協同総合研究所 いのちとくらし編	2016年6月15日	総研いのちとくらし ・全日本民医連・保 健医療研究所共催
『スペイン社会的経済概括報告書 (2000年)』(翻訳)	J.バレア、J.L. モンソン 著 佐藤誠・石塚秀雄訳	2005年4月15日	いのちとくらし別冊 No.1

ワーキンググループ報告書、ワーキングペーパー

タイトル	著者名	発行日	備考
『公私病院経営の分析—「小泉医療制 度構造改革」に抗し、医療の公共性を まもるために—』	医療経営比較ワーキング グループ	2006年3月1日	ワーキンググループ 報告書 No.1
『地域の医療供給と公益性—自治体病 院の経営と役割』	地域医療再編と自治体病 院ワーキンググループ	2015年4月30日	ワーキンググループ 報告書
『地域医療と自治体病院—展望を岩手 から学ぶ』	地域医療再編と自治体病 院ワーキンググループ	2017年7月15日	ワーキンググループ 報告書
『Red Store、Yellow Store、Blue Store and Green Store:The Rochdale Pioneers and their Rivals in the late Nineteenth Century』	Takashi SUGIMOTO (杉本貴志)	2006年11月8日	ワーキングペーパー No.1
『友愛社会とは何か—ヨーロッパから 学ぶ社会像』	富沢賢治	2010年3月1日	ワーキングペーパー No.2
『地域医療と自治体病院をめぐる住民 運動』2013/09 第一報	八田英之	2013年10月15日	ワーキングペーパー No.3
『東日本大震災からの復旧・復興事業 の取り組みと課題に関する研究—気仙 沼市の復興状況を事例として—』	小磯明	2015年3月31日	ワーキングペーパー No.4
『TPP・共済問題研究会報告要旨集 TPPと共済規制問題』	中川雄一郎	2016年8月31日	ワーキングペーパー No.5

世紀転換期イギリスにおける 生活協同組合と帝国

浮網 佳苗

はじめに

本論は19世紀末から20世紀初頭におけるイギリスの生協運動と帝国の関わりを検討することで、生協の帝国認識や、植民地における生産者との取引の目的や背景、実態を明らかにすることを目指している。

19世紀のイギリスは産業革命を経験し、物質的豊かさを享受していた一方で、長時間労働や低賃金、貧困などによって多くの労働者が困窮しており、自由主義経済の弊害が問題視されていた。こうした問題への対応について、政府の力が強かったフランスやドイツなどの大陸諸国に比べ、イギリスではロバート・オーウエンの実践に代表されるように、協同組合や慈善事業などの民間による活動が活発であった¹。とりわけ、生活協同組合は、近代で最初に成功したロッチデール公正先駆者組合（1844年発足）を皮切りに、以後イギリス国内で広範に普及し、労働者の生活に必要不可欠の存在となっていた²。

以下では、イギリスの生協史および帝国史に関する先行研究を概観し、その問題点を指摘したうえで、本論の課題とアプローチ方法を示す。イギリスの生協に関する代表的な研究は、ジョージ・D・H・コール George D. H. Cole やシドニー・ポラード Sidney Pollard によるものである。彼らはイギリスを代表する労働運動史家であり、生産を重視するマルクス主義の影響を多分に受けているため、生協はあくまで労働運動の一部と解釈されてきた³。一方、1980年代以降、生産に比べて軽視されていた消費の重要性が認識されるようになり、消費史研究が盛んになる。近年の生協史研究はこの流れを受けて、ビジネスや食品流通、小売業、消費社会などさまざまな観点から検討がなされている⁴。

ところで、本論のテーマである帝国についてはどのような研究がなされてきたのだろうか。古くは、経済発展や搾取といった経済および、戦争や防衛、統治制度などの政治が中心テーマであり、基本的に支配者であるイギリス、とくに政治家や官僚、統治者などのエリートが中心の歴史であった。しかし、1980年代以降、文化や思想、被支配民の主体性、本国と被支配民の相互作用など、経済や政治、そしてエリートだけの叙述にとどまらない新たな帝国史が描かれるようになってきた⁵。

では、生協の歴史はこうした帝国史研究とどう交わるのだろうか。イギリスの生協は世界各地に工場や貯蔵所を設け、グローバルな取引を展開しており、帝国とも密接な関係にあった。労働者から成る生協運動と帝国との関連、あるいは生協と現地住民との関わりは、エリートだけの歴史ではない、新たな帝国史の流れのなかに位置づくものである。生協運動と帝国の関わりを論じた研究は多くはないが、リタ・ローズ Rita Rhodes やアンソニー・ウェブスター Anthony Webster が、帝国の広範な地域を考察対象とし、政府の帝国政策に生協運動が大きく関与したことを明らかにしている⁶。しかし、これらの研究は、政治家や官僚、生協運動の一部のリーダーが考察の中心であり、近年の生協史研究において重視される消費の視点が欠如している。また、消費の視点から叙述された生協史においても帝国が見落とされる傾向にある。よって、消費の切り口を用いて帝国史における生協運動の新たな側面を描くことが必要である。

そこで、本論では、軍事力や経済的に優位な立場を用いて植民地を獲得していく帝国主義の風潮が世界的に高まる19世紀末から第一次世界大戦前までの20世紀初頭の期間を中心に、消費および消費者の視点から、生協と帝国の関わりを検討する。なお考察には、帝国各地への事業拡大の中心的存

在であり、生協ブランドの生産を担った卸売協同組合 Co-operative Wholesale Society (以下 CWS) をおもに取り上げる。分析にあたっては、CWS 関連の刊行物とイギリス国内の生協運動の機関紙『協同組合ニュース』を中心的に用いながら、二次文献も補足的に利用する。

第1章では、生協運動と帝国の関わりを考えるにあたり、生協関係者の間で帝国意識につながるイデオロギーである帝国主義やナショナリズムがいかに関与され、これらをめぐってどのような議論が展開したのかを、彼らの発言や記述をもとに明らかにする。第2章では、帝国の具体的な地域、とくに政府が重視したインドとセイロン、西アフリカを事例に取り上げ、生協の事業との関わりを検討する。以上の分析によって、世紀転換期における生協運動の新たな一面を明らかにしたい。

1. 生協運動と帝国

1-1. ナショナリズム・帝国意識

本章では、世紀転換期におけるイギリスの生協運動が帝国をどのように認識し、いかなる関係を取り持とうとしたのかを考えたい。そこで本節では、生協運動のなかに表れたナショナリズムや帝国意識を検討することで、生協と帝国の関係をさぐる。

19世紀におけるイギリスの生協運動は、経済への国家介入に否定的な立場を明確にしていた。自由主義経済によって引き起こされた弊害への対処は、政府や企業ではなく、民間の力で成し遂げることができるという信念があった。ゆえに、生協は政治的中立を維持し、第一次大戦前までは政界に直接代表を送ることはせず、政治との距離を置いていた。このことは、生協の刊行物や関係者の著作からもうかがうことができる。生協運動のプロパガンダ的役割を担い、協同組合に関する多数の著書を執筆したジョージ・J・ホリヨーク George J. Holyoake (1817-1906) は、人々が自らの生活のために活動する協同組合と比べて、社会主義は「決して何も意味しないし、決して何も与えはしない」と述べて、国家が経済活動に介入する社会主義には反対だと主張している⁷。また、CWS 幹部のベンジャミン・ジョーンズ Benjamin

Jones (1847-1942) も自著のなかで、社会主義は自由を抑圧した点で協同組合とは異なることを指摘している⁸。このように、19世紀の生協運動は経済活動によって社会改善を促すことを目指し、国家とは距離を置く姿勢を貫いていた。

国家に対する生協の立場をふまえると、ナショナリズムや帝国主義に対しても距離を取っていたと推測するのが自然であろう。しかし、実際はそう単純な解釈はできない。19世紀末頃から世界的に帝国主義の風潮が高まるなか、イギリス政府も同様に帝国の維持と拡大に力を注ぐようになる。この影響は、国内の小売業にも及び、例えば百貨店のハロッズは1890年代までに取扱商品品の3分の1が帝国からの輸入品であった。経営者は小売店舗をネイションや帝国と結びつけて販売戦略をとるようになったのである⁹。とくに、1903年に植民地大臣のジョセフ・チェンバレン Joseph Chamberlain が保護貿易への移行を訴える関税改革運動をはじめたことで、帝国の重要性がいっそう高まっていった。この時期、生協運動もナショナリズムや帝国との距離を縮めていったが、その背景にはイギリス社会の変化が大きく影響していたのである。

運動内でナショナリズムや帝国への関心が高まっていたことは、機関紙『協同組合ニュース』において、ヴィクトリア女王を讃える記事やイギリス国家と帝国をテーマとした記事が増加していったことから明らかである。1883年にエジンバラで開催された協同組合大会では、イギリス女王を称賛する発言が目立った。スコットランド卸売協同組合 Scottish Co-operative Wholesale Society (以下 SCWS) の幹部であるウィリアム・マックスウェル William Maxwell (1841-1929) は、人々が王党派か否か、現政府の形態を理想とするか否かに関わらず、イギリス女王が「人々の幸福に高い関心を持ち、人々の死に深く同情する国制の主権者」であることは、誰もしが賛同するところだと発言した。また、ロッチデール先駆者組合と CWS の幹部ジョン・T・W・ミッチェル John T. W. Mitchell (1828-1895) もマックスウェルの発言につづいて、女王や皇太子への賛辞を熱心に述べたのである¹⁰。

生協運動内でナショナリズムや帝国意識が高ま

っていった背景には、1870年代以降のイギリス、フランスをはじめとするヨーロッパ列強による植民地獲得競争があった。とくに1899年に勃発し1902年までつづいた南アフリカ戦争(ボーア戦争)は、イギリス国内における帝国をめぐる議論を活発化させた。南アフリカには、オランダ系入植者の末裔であるボーア人が建設したトランスヴァール共和国とオレンジ自由国が存在していた。この地域は世界有数のダイヤモンドと金の産地として知られたが、この戦争によってイギリスが両国を征服し、領有権を得たのである¹¹。

1900年の『協同組合ニュース』には、1月から2月にわたってイギリス帝国をテーマとした記事が連載され、帝国拡張の歴史が詳細につづられている¹²。また、1901年の『麦束』には、帝国主義の批判者として知られる経済学者のジョン・A・ホブソン John A. Hobson が「南アフリカにおける産業の未来」と題した5回にわたる連載を寄稿している。この連載のなかでホブソンは、一般的な認識、つまり南アフリカにおいてイギリス帝国の権威を確立することがイギリス資本と労働力をその国に引き込み、産業開発を確実にするという考えを批判し、鉱物資源、製造、農業の各分野をバランスよく開発していくことが現地の経済にとって必要なことだと主張している¹³。このように、帝国関連の記事や発言が頻出するようになったことは、生協関係者の帝国への関心が高まっていたことを物語っている。

帝国への興味は、当然ながらナショナリズムとも深く結びついており、イギリス国家および帝国を象徴するヴィクトリア女王への敬意や称賛にもつながった。女王が亡くなった年である1901年の『協同組合ニュース』は、「文明化された世界が彼女の死を嘆いている」、「女王の影響のもと、彼女を取り囲んだ人々はみな一つの方向を向いていた」と生前の女王を讃えるとともに、彼女を頂点としてイギリス帝国がまとまっていたと女王の死を報じている。また、女王はアイルランドとの友好関係構築に尽力したことや、協同組合の支持者であったことにも触れている¹⁴。

生協関係者は、一般のイギリス人と同様に、王室が国民と近いことを称賛したのである。1905年から1953年まで刊行された生協運動の雑誌『ミル

ゲイト・マンズリー』 Millgate Monthly は、1911年夏に国王即位を記念した号を出している。そこには王室一家の写真や記事が多数掲載されていた。編集者は、国王は人々の幸福に関心を持つ限り、すべての臣民の支持に値すると主張し、「この雑誌の読者は、王位 crown と国制 constitution への忠誠心に関してなにもものにも屈しないだろう」と述べており、国家の存在が強く意識されるようになっていたことは明らかである。大戦期の1917年には、同雑誌に「帝国の富の資源」と題する記事が掲載された。「イギリス帝国は、1,300万平方マイルの領土に4,350万人もの人々を擁しており、世界でかつてない最大規模」であり、大戦によって本国と植民地の結びつきが強まっているという。同時に、大戦後、食品や原材料を求めて植民地への依存傾向はいつそう強まることを予測している¹⁵。このように、20世紀初頭にかけて生協の刊行物の随所に国家や帝国、愛国心を意識した記事がみられるようになり、イギリスの協同組合運動においてナショナリズムが高まり、帝国の重要性が増していった。

こうした背景を踏まえると、生協運動は、一見、帝国主義ないし帝国主義的なものとは相いれない存在のように思われるが、実際は、帝国と深い関わりがあったことがわかる。もっとも、運動において批判的言説も時折みられたが、基本的には帝国主義を具体的に批判したり深く議論したりすることはなかったのである。例えば、『協同組合ニュース』の編集者は、第一次大戦期の1916年にアイルランドでイギリスからの独立を求める武装蜂起(イースター蜂起)が起こった際、アイルランド独立を主張するシン・フェイン党がドイツとつながっているという疑惑を指摘し、帝国を不安定にさせるくだらない出来事だと非難した。同様に、1914年のバーンリー Burnley 生協の記録には、「われわれの経済システムの失敗が何であれ、われわれの帝国はすべての人々にとって自由と正義を意味するということを認めない人はあまりいない」という編集者の発言が残っており、帝国に対する誇りが読み取れる¹⁶。これらの事例は、帝国の維持・拡大を当然視する意識が生協関係者にも広く浸透していたことを物語っている。

帝国への関心はまた女性組合員の間でも高まっ

ていた。生協運動内における女性の地位向上を目指して、女性組合員によって1883年に女性協同組合ギルド Women's Co-operative Guild が結成されたが、それにともない『協同組合ニュース』内に「女性コーナー」が設けられ、女性組合員のための情報発信が開始された。このコーナーの初期には家事や料理、育児など家庭に関するトピックが目立ったが、次第に選挙権や経済、政治など社会と女性の関わりをテーマとした記事が増えていく。そのなかで、世紀末以降、帝国や植民地に関わる内容がみられるようになる。「インドの印象」と題した記事では、帝国のなかでもインドが特別な存在であることが語られている。

イギリス自体が巨大な帝国のトップであり、帝国のあらゆる地域が実はイギリスである。トップが苦しむことがなければ、帝国のどの地域も苦しむことはないのである。私たちの植民地はいくぶん単純な問題である。植民地では旧大陸からの移民が大量に増加しており、私たちは移民の目的や関心を簡単に理解できる。しかし、インドはかなり異なった意味で、帝国の一部である。植民地ではない。インドは、厳密な意味において、征服された国である。インドは、私たちとの貿易を通じて私たちのものになった。商人は、頭が鋭く、勇ましい人々であり、相談役となり、国王の支配者となった。インドの国王は、隣国との恒常的な戦争状態において弱体であるがゆえに立場を守り通すことができない。最初の統治者は、名誉な東インド会社で、つぎに女王の統治となり、いまやインド女王となった。〔中略〕私たちは、インドでその立場を得ているという点で最高の好ましい国家であるという事実を認識しよう。堅固で威厳があるが、それほどおせっかいではない政策によって、私たちのインドでの立場を強化しよう。私たちによる行政の全体的傾向は、物事の古い秩序を補い向上させることであるべきで、それを変えることではない¹⁷。

帝国の一員となることが現地の人々の生活向上に資するという主張は、帝国支配の正当性に用いられた当時の典型的な見解であるが、この記事にお

いてもそれがみられる。また同時に、生協の事業にとってもインドは重要な地だと認識されていたことがわかる。

同年の別の記事では、南アフリカ戦争前に南アフリカに滞在していた組合員が現地の様子を描写している。イギリスが領有している地域では、秩序だった統治のもと人々は幸せそうであったこと、イギリス人が多く、英語が話されており、禁酒運動が広がっていたことなどを振り返っている¹⁸。この組合員も南アフリカが帝国の一員であることを実感していたことがうかがえる。

「女性コーナー」における帝国の記事は、帝国意識が、生協の一部の運動家やリーダーたちの間だけではなく、一般の組合員の間にも広がっていたことを表している。第一次大戦開始直後のCWSの広告には、「愛国主義」の文字とともに「帝国ビスケットを買おう」という呼びかけがなされている¹⁹。帝国各地で生産された小麦を使用したビスケットを消費者が購入することは、愛国精神の表明であるとともに帝国の紐帯を強める行動だと理解されていたのである。とくに女性組合員は生協店舗の顧客の大半を占めており、消費者として大きな影響力があったことを踏まえると、「女性コーナー」やCWS広告の事例は、帝国意識が消費行動という日常のなかに浸透していたことを示していると考えられる²⁰。

1-2. 戦争と帝国主義

国家や帝国を称揚する動きが生協運動内であったことと、戦争に対する姿勢はどのように関わっているのだろうか。本節では、戦争、とくに南アフリカ戦争に生協関係者がどのように反応したのかを検討しながら、国家や帝国に対する認識を明らかにしていく。

実業家でケープ植民地首相のセシル・ローズ Cecil Rhodes は、帝国主義政策を推進する中心的存在となり、とくに南アフリカにおける植民地化に力を注いだ。イギリスが南アフリカでの支配を確立しようと軍事行動に出た南アフリカ戦争は、まさに彼の植民地政策の一環であり、イギリスの典型的な帝国主義の表れであった。この戦争は国内でも愛国主義の高まりのなか、帝国主義を支持する人々だけでなく、協同組合理論に関する著書

で知られるウェップ夫妻の所属する社会主義団体、フェビアン協会をはじめ、労働組合関係者、下層中産階級から労働者階級に至るまで、広範な支持を得たのである²¹。

生協もこの戦争と無関係ではなかった。生協店舗の従業員が南アフリカの前線に赴くなど、一般の労働者にとっても帝国主義が身近なものとして捉えられた。生協研究の第一人者ガーニーは、生協が南アフリカ戦争を支持も批判もしない、あいまいな態度で傍観していたと指摘している²²。しかし、刊行物からは戦争への反対を示す態度や行動がとられていたことが読みとれ、イギリスの軍事行動には批判的だった。戦争勃発前から、『協同組合ニュース』には戦争や平和に関する記事が増えており、組合員の関心が高まっていた。1899年2月、ロンドンにて、都市部の生協や商人組合、友愛組合の関係者が集まる会議が開催され、国際平和運動の推進が議論された。商人や労働者団体に対してこの運動を支援するよう呼びかけがなされ、多数の生協関係者も著名した²³。

戦争の勃発にともない、その状況が生協刊行物を通して伝えられるとともに、政府に対する批判の声があがっていた。さまざまな団体が、イギリス政府とボーア人政府間での平和的合意を訴える平和の請願書に署名しており、女性組合員を代表して女性協同組合ギルドもこの請願書に署名している²⁴。また、生協関係者からは国際平和を訴える声も聞かれた。「ナショナルな偏見や嫌悪といった障害の除去に一歩一歩前進することに、組合員は満足し、それを喜んで歓迎すると私は信じている」と述べ、食糧をはじめとする生活必需品やその他さまざまな物資を海外からの輸入に頼らざるを得ない現在の経済システムにおいて、国際平和こそが重要だと訴えた²⁵。

1900年代に入っても、戦争には批判的な姿勢をみせていた。『協同組合ニュース』には、「戦争と文明化」と題した記事が掲載され、組合員は社会の友愛状態を理想としており、南アフリカの問題に立ち入るべきではないとの主張がなされている。文明化の名のもとにおこなわれる戦争を支持する人々は、戦争参加は人々がモラルや規律を身に付ける教育的役割があると考えているとして戦争を肯定する意見を非難した。組合員は、戦争の

ない協同組合が中心となる社会（協同組合コモンウェルス）の形成を目指している、と生協の立場を明確にしている²⁶。

このように、生協はナショナリズムや帝国主義に対してはあいまいな態度をみせる一方で、南アフリカ戦争のような特定の軍事行動には批判的な論調を繰り広げた。こうした両面的な見解を持ちながらも、現地の経済や社会を向上させる役割があるとして植民地支配を正当化する当時の典型的な考え方が根底にあった。経済開発に加え宗教や文化の面においてもイギリスの生活様式を広める「文明化の使命」civilising missionの意識が生協関係者の発言や生協の海外事業に表れていた。以下第2章では、この意識について具体的な事例をもとに考える。

2. 帝国における事業

2-1. インド・セイロンと茶

本章では、帝国において生協、とくにCWSの事業がどのように展開したのかを明らかにするにあたり、インドとセイロンの茶の生産、輸入および、西アフリカにおけるパームオイルの取引を事例に取り上げる。

初期のCWSは茶の取引に苦戦しており、地域生協は民間企業から購入していた。しかし、質の高いものを仕入れるべく、生協に共鳴していたロンドンの茶事業者ジョゼフ・ウッドイン Joseph Woodin の会社を引き継ぐかたちで、1882年ロンドンにて、スコットランドの卸売協同組合 SCWS との協同により茶部門を創設し、茶の取引に力を入れるようになる²⁷。1890年代までに、ロンドンの茶部門は300人の従業員を抱え、350種のブレンドを扱うまでになっており、小売企業との競争のなか、CWSは茶の独自ブランド販売を模索するようになった。地域生協もCWSによる茶の生産に前向きで、例えば1891年6月、マンチェスター近郊のベリー Bury 生協は四半期会合にて、CWSによる茶の生産を促進する動議を提出している。ただ、この動議は却下されており、CWSが扱う茶の種類が膨大であることから、コストを懸念して生産への進出に反対する声もみられた²⁸。

しかし、1890年代末には再びCWSによる生産

実現を求める声が高まってくる。その大きな要因は地域生協の状況であった。多くの地域生協はCWSではなく企業の茶を好んで購入しており、56の生協に至ってはCWSの茶をまったく購入していない状況であった。地域生協は企業との親密な関係を構築していたのだが、これは生協の忠誠心の欠如を表しており、とくにマンチェスターにおいて深刻であった²⁹。この状況を打開する方法として、質が高く、かつ価格を抑えた茶を入手できる可能性のあるインドとセイロンに進出することが議論にのぼった。1897年7月、CWS委員会はカルカッタでの農地購入を幹部に指示し、1898年10月、関係者らはインドを訪問した。そのときは購入に至らなかったが、その後も訪問をつづけた結果、1901年12月にCWS委員会は購入を決め、1902年にセイロン中部の都市キャンディ Kandy から17マイル離れた地域に位置する2か所の茶農園、合計364エーカーの広さの土地を、SCWSと共同で購入した³⁰。

その年の『麦束』には、インドとセイロンの茶農園における労働問題の重要性を指摘し、植民地の経済問題を考える必要性に言及した記事が掲載されている。CWSとSCWSの委員会は、茶農園における労働問題を調査した結果、労働者は政府によって押し付けられた苦しい労働と飢餓に直面していると明らかにしている。この惨状に対して、CWSの農園では労働者の福利が徐々に向上されることが期待できるとして、現地の労働者に万全の配慮がなされていることを強調した³¹。

また、現地の生産者は茶の価格を維持するために、限定的な生産を行っており、生産した茶の10分の1を廃棄していた。これは、企業が現地の生産者の生活を無視した安い価格で取引をしようとした結果であった。CWS委員会は、生協はこのようなことに関与しないと誓い、自由主義経済の弊害を緩和することはCWSが農園を買う理由の一つだと述べた³²。生協がインドとセイロンに土地を所有することは、搾取をしている農園主や仲介業者に圧力をかけることになるかと関係者は考え、その後も次々と農園を購入していったのである。1907年、1908年とつづけて、セイロンにおいて農園を購入し、1913年までにセイロンの都市ロンボColomboなどにCWSのオフィスを構えた。

1915年5月までに、CWSとSCWSはセイロンに8の土地を、南インドに1つの土地を得て、その総面積は5,000エーカーにのぼった。これらの農園から生産される茶の量は、CWSが取り扱う茶の総量の1%以下ではあったが、生協の目的は全てを自前で生産することではなく、植民地支配にともなう労働などの問題を緩和する役割を担うことであった³³。

しかし、実際のところ、インドやセイロンを含め海外において生協に雇用された労働者の状況は詳らかにされなかった。生協の刊行物が、セイロンの生協所有の農園で働く茶摘み作業をおこなう人々の写真を掲載した場合、現地労働者は当然待遇に満足しているものとみなされた。例えば、1917年の『ミルゲイト・マンズリー』には黒人炭鉱労働者の写真が掲載されているが、彼らがどのような状況に置かれているのか、あるいは本当に満足して働いているのかといった詳細については述べられていないのである³⁴。この矛盾は、1960年代に生協の農園で雇用される労働者の劣悪な労働実態が明るみになることで露呈してしまう。組合員は生協が管理する農園では人々は適正な労働環境のもとで働いていると信じ切っていたが、実際は違った。生協が現地で生産し輸入する最大の理由は、安い価格を維持するためだったのである³⁵。

植民地における茶の生産の事例は、生協運動と帝国の深い関わりを示している。生協は植民地支配の問題を改善することを目指していた。しかし、それはあくまで消費者という立場からであり、結果的に帝国の支配・被支配の関係が、消費者・生産者の関係に反映されていたのである。

2-2. 西アフリカのパームオイル

生協と帝国の関わりを考えるにあたり、重要な地の一つとしてシエラレオネやナイジェリアが位置する西アフリカ地域がある。シエラレオネは、奴隷貿易が禁止された後に解放された黒人により建国され、1808年以降イギリスの植民地であった。ナイジェリアも19世紀末頃から保護領となっていた。この地域は、石鹼やマーガリンの原料となるパームオイルの産地として「パームベルト」と呼ばれ、石鹼製造の大手企業であるリーバーのような企業が進出していた。

CWSもマンチェスター近郊に大規模なアールム石鹼工場を所有しており、国内での原料供給では不十分だったため、西アフリカは生協にとっても魅力的な地であった。CWS食品委員会の委員長トマス・トゥエデル Thomas Tweddell が、規模の大きな事業には原料確保が必要で、そのためには生産地域を所有すべきだと主張していたように、20世紀初頭には、西アフリカの生産地確保に向けて動き出したのである。その最初の事例が、生協関係者によるシエラレオネの訪問であった³⁶。

1913年10月15日、ウィリアム・ランダー William Lander ら3人のCWS幹部とCWS石鹼工場の役員、シエラレオネの事情に詳しい専門家がリバプールを出港した。現地では、男性や女性、子供を含む3,000人の見物人が集まるなか、住民の代表との話し合いがすすめられた。このときCWS代表団は、住民に対し、製油工場の建設や貨幣による経済活動を促進するための小売店舗の建設を提案している。さらに、代表団は話し合いに応じた住民や集まった人々に対して、CWSの商品を贈呈した。この訪問以降、取引が活発になり、初期はパームオイルとCWS商品を交換するかたちで売買がおこなわれていた。生協はパームベルト地域で影響力を増していき、戦間期にかけてCWS代表は供給量の増大を目的に現地訪問し、新たな製造所を建設するなど西アフリカとのつながりを強化していった³⁷。

では、生協が西アフリカに積極的に進出した背景には、どのような事情があったのだろうか。それには石鹼産業の動向が影響していた。1890年代末までに、パームオイルやココナッツオイルなどの植物油や動物油脂がマーガリンやラード、ペンキなどさまざまな製品に広く用いられるようになる。しかし、これが植物油の原料不足と価格上昇を引き起こし、石鹼産業を悩ませていた³⁸。石鹼製造大手のリーバーは、いち早く原料確保に動き出し、1911年にベルギー政府と協定を結び、パームオイルの世界最大の生産地の一つであるコンゴにおける無制限の商業支配権を得た。その後、シエラレオネやナイジェリアでの採取権も獲得し、植民地からの原料供給を確保した。

生協も、大手企業のアフリカ進出に刺激を受け、ランダーらによるシエラレオネ訪問以降、西アフ

リカに積極的に生産拠点や製造所を設置した。そこには、企業との競争というだけではない、協同組合運動としての目的があった。1913年にシエラレオネを訪問した際、CWSの代表らは、イギリスの組合員の利益を確保することは望んでいるが、「貧しい現地住民を搾取することは意図していない」と発言している³⁹。1921年のCWS活動報告書にも、西アフリカでの事業について、資本家とは異なった動機で取り組んでいることが記されている。

資本の巨大な合併が存在するが、その方針は、独占すること、つまり、世界の自然資源と富を独占することであり、それは多くの人々を犠牲にしてほんのわずかな人々の利益のためなのである。生協運動、つまり消費者の組織が労働者の完全な搾取に対する唯一の防波堤であり、これら巨大な合併の発達に対して、CWSは自衛として、生協の要求にあった必要な原材料のための供給地へ直接赴かざるを得ない⁴⁰。

植民地経済を支配することで現地の労働者を搾取する資本主義経済や企業とは異なる、協同組合のしくみを世界に広めたいという目的があった。リーバーのような巨大資本が進出した西アフリカに生協が進出することで、企業をけん制するねらいがあったと考えられる。

ランダーは帰国後の1914年9月30日にアフリカ訪問について講演をおこなっているが、その内容からも生協によるアフリカ進出の目的を知ることができる。彼は、ヨーロッパ列強による文明化や文化、教育、キリスト教信仰の支配と圧政のシステムはやめるべきだと訴え、帝国主義による植民地支配を批判した。一方で、生協が西アフリカと関わりを持つ理由は、現地の生産物を直接入手する手段を確立することで、消費者による生産のコントロールが可能になるからだと述べた。さらに、シエラレオネの首都フリータウンにはガスや電気がなく、居住などの生活環境は未整備であったことから、協同組合には未発達の社会を開発する義務があるし、黒人が教育を受ければ、白人と同じ機会があると主張した。ガーニーが指摘するように、ランダーは帝国主義やそれにとまなう戦争、

黒人に対する白人優位の主張を批判する一方で、「植民地は近代的基準で組織化され開発されるべきである」との発言から明らかなように、現地住民は文明化されていないという認識を抱いていた⁴¹。つまり、当時の植民地支配の正当性に用いられた「文明化の使命」の意識を強く持っていたのである。

ランダーは、訪問した際に荷物の運搬を手伝った現地住民に通常の6倍の給与を支払ったことや、パームオイルの取引に際し現地の生産者に公正な報酬を支払うと約束したことを誇らしげに語ったが、こうした行為はすべて生協による「文明化の使命」の意識を反映したものであった。加えて、彼は、現地に建設される製油所は生産者とCWS、イギリスの消費者のために運営されると述べている。CWSがパームオイルの取引をすることは、現地住民がCWS商品を購入することにつながるとも発言しており⁴²、最終的にはイギリスの消費者の利益こそが西アフリカと関わりを持った大きな動機だということがわかる。

生協による植民地での事業が、資本主義経済への対抗であり、現地に協同組合のしくみを普及させ、現地住民の生活向上支援を目指していたことは、偽りではなかっただろう。しかし、この発想の根底には、西アフリカを非文明地域とみなし文明化されるべきであるとする思想があった。それは、植民地支配を正当化するために政治家や官僚、資本家らによって用いられた考え方と根本的には異ならなかった。インドとセイロンの事例と同様に、西アフリカにおいても、イギリスの消費者と植民地の生産者の間に帝国の支配関係が投影されていたのである。

おわりに

本論では、近代におけるイギリスの生協運動と帝国との関わりを考察した。19世紀後半においては、生協の立場は国家と距離を置き、政治的中立を原則としていた。しかし実際は、国家や帝国を称揚する言動が多くみられ、世紀転換期から高まってくるナショナリズムや帝国意識と生協運動もまた無関係ではなかったのである。もっとも、南アフリカ戦争の事例が示すように、帝国主義にと

もなう戦争に反対する声が生協関係者や組合員の間で高まったことは、世界平和を目指す生協運動らしさの表れといえるかもしれない。しかし、南アフリカ戦争に勝利し、イギリス政府がますます帝国経済を重視していくなかで、生協も帝国の維持・拡大に深く関わるようになる。生協の各種刊行物上で帝国をテーマとした記事が増加したことや、一般の組合員が帝国に関心を持っていること、消費行動を通じた帝国支援が奨励されたことなどはすべて帝国とのつながりが強まっていたことを示している。

さらに、CWSによる植民地での事業展開は、生協と帝国の結びつきを最も具体的に表すものであった。CWSは現地住民を搾取する資本主義的植民地支配を批判し、大手企業への対抗意識を抱いてインドやセイロン、西アフリカに進出した。同時に、現地の経済開発や協同組合のしくみの普及、現地住民の教育を目指していた。この植民地進出の動機は、政府や官僚、企業が帝国支配を正当化する際に用いた「文明化の使命」と同じ理屈であった。さらに、インドとセイロンの事例にみられるように、当初は現地住民の生活向上にも配慮して生産事業をはじめたものの、価格を重視する消費者視点に寄り過ぎた結果、現地の生産者が犠牲になっていた。生協運動は、植民地支配の弊害を問題視し批判した一方で、帝国をめぐるその実践は、この時代の帝国支配の枠組みを反映するものであった。

ところで、帝国との関わりは今日においても影響を与えている。1990年代以降に生協が先駆的に取り組んだフェアトレードである。これは新たな取り組みだとみなされがちだが、経済的に豊かな国の消費者が発展途上地域の生産者を支えるという基本構造は、世紀転換期頃から生協がすでにおこなってきたことであった。今日のフェアトレードは、帝国をめぐる複雑な歴史のなかから生まれてきたといえるだろう。

最後に本論の課題を述べたい。まず、考察時期と対象地域である。本論では世紀転換期に限定したが、大戦を経て戦間期に至るまで生協と帝国の結びつきはますます強まっていく。同時に、インドやセイロン、西アフリカ以外の地域とのつながりも重要になってくるため、戦間期を含めた20世

紀中葉までの時期を視野に、その他の植民地やオーストラリアなどの白人居住地域も考察することが必要である。これにより、生協の事業についての地域差や帝国との関係の変化などをより詳細に描けると考える。二つ目に史料についてである。今回は生協運動の刊行物を中心に考察をすすめたが、幹部や組合員の著作、自伝なども用いることで、彼らの帝国意識を深く掘り下げることができると思われる。加えて、現地の生産者に関わる史料も読み解くことで、植民地の人々の声を明らかにすることも目指したい。これらの課題に取り組むことで、近代イギリスにおける生協運動の新たな歴史像をより明確に示すことができるであろう。

【註】

- 1 P.H.J.H. Gosden, *Self-help: Voluntary Associations in the 19th Century*, Batsford, 1973; E.Hopkins, *Working-class Self-help in Nineteenth-century England: Responses to Industrialization*, UCL Press, 1995. 岡村東洋光・高田実・金澤周作編『英国福祉ボランティアの起源——資本・コミュニティ・国家』ミネルヴァ書房、2012年。
- 2 ロッチデール先駆者組合については以下を参照。W.H.Brown, *The Rochdale Pioneers: The Story of the Toad Lane Store, 1844, and the Origin of the Co-operative Union, 1869*, Co-operative Union, 1931.
- 3 G.D.H. Cole, *A Century of Co-operation*, Co-operative Union, 1944; S.Pollard, 'Nineteenth-century Co-operation: From Community Building to Shopkeeping', in A.Briggs and J.Saville (eds.), *Essays in Labour History*, Macmillan, 1960, pp.74-112.
- 4 J.Wilson, A.Webster and R.Vorberg-Rugh, *Building Co-operation: A Business History of the Co-operative Group, 1863-2013*, Oxford University Press, 2013; M.Purvis, 'The Development of Co-operative Retailing in England and Wales, 1851-1901: A Geographical Study', *Journal of Historical Geography*, 16-3, 1990, pp.314-331; P.Gurney, *Co-operative Culture and the Politics of Consumption in England 1870-1930*, Manchester University Press, 1996; F.Trentmann, *Free Trade Nation: Commerce, Consumption, and Civil Society in Modern Britain*, Oxford University Press, 2008 (田中裕介訳、新広記解説『フリートレード・ネイション——イギリス自由貿易の興亡と消費文化』NTT出版、2016年)
- 5 新たな帝国史研究の代表例は以下を参照。D・キヤナダイン (平田雅博・細川道久訳)『虚飾の帝国——オリエンタリズムからオナメンタリズムへ』日本経済評論社、2004年。
- 6 R.Rhodes, *Empire and Co-operation: How the British Empire Used Co-operatives in Its Development, Strategies 1900-1970*, Birlinn, 2012; A.Webster, *Co-operation and Globalisation: The British Co-operative Wholesales, the Co-operative Group and the World since 1863*, Routledge, 2019.
- 7 G.J.Holyoake, *History of Co-operation*, T.Fisher Unwin, 1906, p.606; *Essentials of Co-operative Education*, Labour Association for Promoting Co-operative Production based on the Co-partnership of the Workers, 1898, p.12.
- 8 B.Jones, *Co-operative Production*, Clarendon Press, 1894, pp.738-739.
- 9 P.Gurney, *The Making of Consumer Culture in Modern Britain*, Bloomsbury, 2017, pp.101-102, 123-124.
- 10 Gurney (1996), p.106; *Co-operative Congress Report 1883*, p.66. ミッチェルの詳細については以下を参照。S.Yeo, 'Mitchell, John Thomas Whitehead', *Oxford Dictionary of National Biography*, Oxford University Press, 2007.
- 11 イギリスの帝国主義については以下を参照。木畑洋一『イギリス帝国と帝国主義——比較と関係の視座』有志舎、2008年。
- 12 *The Co-operative News*, 20 January 1900, pp.49-50; 27 January 1900, pp.73-74; 3 February 1900, pp.97-98; 10 February 1900, pp.121-122; 17 February 1900, pp.153-154.
- 13 *Wheatsheaf*, February 1901, pp.124-126; March 1901, pp.139-140; April 1901, pp.149-150; May 1901, pp.165-166; June 1901, pp.185-186.
- 14 *The Co-operative News*, 26 June 1901, pp.98-99.
- 15 *Millgate Monthly*, June 1911, p.606; Aug 1913, p.657; Gurney (1996), pp.107-109.
- 16 *Burnley Co-operative Record*, Sep 1914, p.4; Gurney (1996), pp.108-109.

- 17 *The Co-operative News*, 4 August 1900, p.874.
- 18 *The Co-operative News*, 25 August 1900, pp.958, 959; 1 September 1900, p.986.
- 19 *The Co-operative News*, 3 October 1914, p.1252; 10 October, p.1276; 28 November, p.1450; 5 December, p.1476.
- 20 女性組合員が消費において果たした役割については拙稿を参照。「消費者としての女性たち——19～20世紀転換期におけるイギリスの協同組合運動を事例として」『女性とジェンダーの歴史』7、2020年、65—81頁。
- 21 P.Cain, *Hobson and Imperialism: Radicalism, New Liberalism and Finance, 1887-1938*, Oxford University Press, 2002. 村岡健次・木畑洋一編『世界歴史体系 イギリス史3 近現代』山川出版社、1991年、214-216頁。
- 22 Gurney (1996) , p.107.
- 23 *The Co-operative News*, 11 February 1899, p.133.
- 24 *The Co-operative News*, 7 October 1899, pp. 1116, 1124.
- 25 *Wheatsheaf*, December 1900, p.86.
- 26 *The Co-operative News*, 19 January 1901, p.70.
- 27 P.Redfern, *The Story of the C.W.S.: The Jubilee History of the Co-operative Wholesale Society Limited., 1863-1913*, Co-operative Wholesale Society, 1913, pp.121, 426; Webster (2019) , p.68.
- 28 *CWS Annual*, 1892, pp.459-473; Webster (2019) , p.69.
- 29 Webster (2019) , p.70.
- 30 *Wheatsheaf*, October 1902, p.57; Redfern (1913) , pp.218-219; Webster (2019) , p.70.
- 31 *Wheatsheaf*, November 1902, p.72; December 1902, p.90; March 1903, p.131.
- 32 Webster (2019) , p.70.
- 33 Webster (2019), pp.70, 71; Redfern (1913) , p.219.
- 34 *Millgate Monthly*, February 1917, p.263; Gurney (1996) , p.109.
- 35 M.Anderson, 'Cost of Cup of Tea': Fair Trade and the British Co-operative Movement, c.1960-2000' in L.Black and N.Robertson (eds.) , *Consumerism and the Co-operative Movement in Modern British History*, Manchester University Press, 2009, pp.240-259.
- 36 P.Redfern, *The New History of the C.W.S.*, Co-operative Wholesale Society, 1938, p.88.
- 37 Redfern (1938) , pp.89-90, 228, 349.
- 38 Webster (2019) , p.72.
- 39 Redfern (1938) , p.89; Wilson (2013) , pp.131-132 ; Gurney (1996) , p.207.
- 40 *People's Yearbook*, 1921, p.122; Rhodes (2013) , p.198.
- 41 'Mr.W.Lander's Visit to West Africa', *Bolton Co-operative Record*, November 1914, pp. 3 - 4; P.Gurney, *Contemporary Thought on Nineteenth Century Socialism*, Routledge, 2021, pp.302-303; Gurney (1996) , p.109.
- 42 *Bolton Co-operative Record*, November 1914, pp. 3 - 4; Gurney (2021) , p.304.

(ふあみ かなえ、京都大学非常勤講師)

研究助成報告(機関誌掲載など)

- 「非営利・協同に関する意識調査」(岩間一雄)『いのちとくらし研究所報』16号

- 「往診専門診療所の満足度調査」(小川一八)『いのちとくらし研究所報』17号

- 「介護労働者における職業性ストレスに関する研究」(富岡公子、他)『いのちとくらし研究所報』22号

- 「立位、歩行装具のロボット利用の可能性について」(細田悟、沢浦美奈子、平松まき)『いのちとくらし研究所報』24号

- 概要報告「京都地域における大学生協の歴史的研究」(井上英之、他)『いのちとくらし研究所報』31号

- 概要報告「介護される人と介護する人の安全性・快適性向上を目指した介護・看護労働者の労働負担軽減に関する介入研究」(埜田和史、佐藤修二、田村昭彦、服部真、舟越光彦、山田智、北原照代)『いのちとくらし研究所報』32号

- 「脳卒中慢性期患者に対する座位保持装置(キャスパー・アプローチ)による効果の検証」(細田悟、福村直毅、村上潤)2010年第47回日本リハビリテーション医学会学術集会ポスター講演

- 「非営利組織の連携による生活困窮者の『食』の支援に関する基礎的研究報告書」(大友康博、大友優子)『いのちとくらし研究所報』36号

- 「北欧における高齢者のグループリビングと住宅協同組合に関する研究」(上野勝代、上掛利博、佐々木伸子、阪上香、奥野修、大塚瑞希、田鶴遼平)『いのちとくらし研究所報』42号

- 概要報告「老親を在宅介護するひとり介護者の介護に確かな未来を！」(久保川真由美、山岸千恵、浦橋久美子)『いのちとくらし研究所報』44号

- 概要報告「研究助成『津波被災地保健師100人の声』(宮城)プロジェクト報告及び『宮城県災害時公衆衛生活動ガイドライン』の検討」(村口至)『いのちとくらし研究所報』44号(別途報告書『「津波被災地保健師100人の声」(宮城)報告』)

- 概要報告「県、3市1町(船橋、我孫子、旭、一宮)の『防災計画とハザードマップの検証から学ぶ』」(鈴木正彦ほか)『いのちとくらし研究所報』45号

- 概要報告「都市と農村が連携した共生経済の可能性の研究」(直田春夫ほか)『いのちとくらし研究所報』48号

- 概要報告「近年の最低生活費の算定方法に関する研究報告書」の概要(金澤誠一ほか)『いのちとくらし研究所報』50号

-
- 概要報告 「『社会的包摂を目指す多層支援システムモデルに関する実証的研究』 研究成果報告書」(川島ゆり子ほか) 『いのちとくらし研究所報』 51号
-
- 概要報告 「旧日本軍遺棄毒ガス被害実態調査および日中共同の医療支援に関する研究—寒川およびチチハル日中合同検診を通して—」(磯野理ほか) 『いのちとくらし研究所報』 51号 (ウェブサイトでも公開)
-
- 概要報告 「民間研究所論～概要～」(鎌谷勇宏ほか) 『いのちとくらし研究所報』 52号
-
- 「名古屋市の一地区における路上生活者を対象とした精神保健調査の報告」(松浦健伸ほか) 『いのちとくらし研究所報』 53号 (ウェブサイトでも全文公開)
-
- 概要報告 「諸外国における社会包摂志向の医療展開についての研究」(高山一夫ほか) 『いのちとくらし研究所報』 54号
-
- 「中国農民專業合作社における信用事業の展開に関する一考察」(宋曉凱) 『いのちとくらし研究所報』 55号
-
- 「臨床研修医は現場の医師から何を学び人生の糧としているのか?～いのちを守るための医療者養成の観点からロールモデル像とその影響の解明～」(菊川誠ほか) 『いのちとくらし研究所報』 56号
-
- 概要報告 「宮崎県北地域における子どもの社会的排除と『排除しないまちづくり』の取り組み」(志賀信夫) 『いのちとくらし研究所報』 58号
-
- 概要報告 「特別養護老人ホームにおける多職種連携による円滑な終末期介護を実現するための調査研究—概要—」(高橋幸裕ほか) 『いのちとくらし研究所報』 58号
-
- 「認知症早期発見の検診と認知症進行予防教室の取り組み」(山田智) 『いのちとくらし研究所報』 60号
-
- 概要報告 「若狭地域住民の原発関連事業所への就労実態と生活問題に関する調査研究—若狭地域の集落別世帯別就業実態調査による、住民と原発の結びつきの把握—」(高木和美) 『いのちとくらし研究所報』 62号
-
- 概要報告 「高齢化団地における住民の福祉ニーズに対する地域活動の成果と今後の課題」(坂本毅啓・石坂誠) 『いのちとくらし研究所報』 63号
-
- 「名古屋市の一地区における路上生活者114名を対象とした精神保健および身体調査の報告」(渡邊貴博ほか) 『いのちとくらし研究所報』 64号 (ウェブサイトでも公開)
-
- 「北海道の病院看護における労働編成と人材育成—道央の急性期病院：勤医協中央病院を事例に—」(谷川千佳子) 『いのちとくらし研究所報』 65号
-
- 概要報告 「非営利・協同体における若手職員の育成および主体形成に関する研究—鹿児島・麦の芽福祉会に注目して—」(石倉康次、深谷弘和、申佳弥) 『いのちとくらし研究所報』 66号

-
- 「漁村人口減少対策と非営利・協同組織の機能に関する研究」(宮澤晴彦)『いのちとくらし研究所報』67号
-
- 「東日本大震災および原発事故を契機に生まれた「共創」的実践活動の調査—震災・原発事故からの社会の再建にむかうヘルспロモーションの理論構築にむけて—」(谷口起代)『いのちとくらし研究所報』68号 (ウェブサイトでも公開)
-
- 「医療生協職員意識調査の年代別集計にみる傾向と課題」(川口啓子)『いのちとくらし研究所報』69号 (ウェブサイトでも公開)
-
- 概要報告「児童養護施設職員の労働問題・労働組合に関する研究：20施設のアンケート調査から」(堀場純矢)『いのちとくらし研究所報』70号
-
- 「松江生協病院における医療アクセスの疎外要因と社会経済的関連要因の考察～救急搬入から入院となった方を対象にしたアンケート調査～」(眞木高之ほか)『いのちとくらし研究所報』71・72号
-
- 「イギリス卒前医学教育政策における教育概念の通時的分析：1990年代から2010年代」(柴原真知子)『いのちとくらし研究所報』73号
-
- 「互酬と再分配の連結を意図する非営利事業組織をめぐる考察～福祉・生活支援を軸としたマルチステークホルダー型の協同組合組織（日本・イタリア）の事例をふまえて」『いのちとくらし研究所報』74号 (田中夏子)
-
- 概要報告「精神保健福祉領域におけるピアサポートの普及啓発およびピアスタッフ養成に関する研修プログラムの開発」『いのちとくらし研究所報』74号 (相川章子)

研究助成報告書(報告書・ウェブサイト公開)

- 青木郁夫、上田健作、高山一夫、時井聡『米国の医療制度改革と非営利・協同組織の役割』

ISBN 4-903543-00-5 (978-4-903543-00-0) 2006年6月発行(在庫なし、ウェブサイトでPDF公開中)

- Hugosson, Alvar Olof、神田健策、大高研道『地域社会の持続的発展と非営利・協同(社会的経済)の実践—スウェーデン・イエムランド地域の事例研究—』

2007年9月発行 ISBN 978-4-903543-03-1

- 東京勤労者医療会歯科診療部メンテナンスプロジェクト(代表 藤野健正)『Supportive Periodontal Therapyの臨床的効果について—長期管理における有効性とトラブルの種類と発生率分析—』

2007年12月発行 ISBN 978-4-903543-02-4

- 日野・市民自治研究所地域医療研究会『日野市立病院の現状と改革の方向—病院(医療従事者)と市民と行政の共同を—』

2010年6月発行 ISBN 978-4-903543-07-9

- 磯野理ほか「旧日本軍遺棄毒ガス被害者実態調査および日中共同の医療支援に関する研究—寒川およびチチハル日中合同検診を通して—」

(概要は『いのちとくらし研究所報』52号掲載、全文はウェブサイトでPDF公開中)

- 松浦健伸ほか「名古屋市の一地区における路上生活者を対象とした精神保健調査の報告」

(『いのちとくらし研究所報』53号にも掲載、ウェブサイトでPDF公開中)

- 高山一夫、松田亮三、石橋修ほか『諸外国における社会包摂志向の医療展開についての研究』

2016年6月15日発行

ISBN: 978-4-903543-15-4 (概要は『いのちとくらし研究所報』54号に掲載)

- 渡邊貴博ほか「名古屋市の一地区における路上生活者114名を対象とした精神保健および身体調査の報告」

(『いのちとくらし研究所報』64号にも掲載、ウェブサイトでもPDFで公開中)

- 谷口起代「東日本大震災および原発事故を契機に生まれた「共創」的实践活動の調査—震災・原発事故からの社会の再建にむかうヘルスプロモーションの理論構築にむけて—」

(『いのちとくらし研究所報』68号にも掲載、ウェブサイトでもPDFで公開中)

- 川口啓子「医療生協職員意識調査の年代別集計にみる傾向と課題」

(『いのちとくらし研究所報』69号にも掲載、ウェブサイトでもPDFで公開中)

- 眞木高之ほか「松江生協病院における医療アクセスの阻害要因と社会経済的関連要因の考察—救急搬入から入院となった方を対象にしたアンケート調査—」

(『いのちとくらし研究所報』71・72号にも掲載、ウェブサイトでもPDFで公開中)

●田中夏子「互酬と再分配の連結を意図する非営利事業組織をめぐる考察～福祉・生活支援を軸としたマルチステークホルダー型の協同組合組織（日本・イタリア）の事例をふまえて」（『いのちとくらし研究所報』74号にも掲載、ウェブサイトでもPDFで公開中）

●相川章子ほか「精神保健福祉領域におけるピアサポートの普及啓発およびピアスタッフ養成に関する研修プログラムの開発」（概要は『いのちとくらし研究所報』74号に掲載、全文はウェブサイトでPDFを公開中）

『いのちとくらし研究所報』バックナンバー

74号 (2021年3月) — 【特集】 コロナ禍を考える (3) 多層に及ぶ影響

- 巻頭エッセイ：新型コロナ下でのいのちとくらし (根本守)
- 特集：コロナ禍を考える (3)：多層に及ぶ影響
 - ・座談会「コロナ禍と政治・経済・社会」(富沢賢治、中川雄一郎、石塚秀雄、司会：大高研道)
 - ・コロナの1年～千葉の田舎からのレポート (八田英之)
 - ・コロナ禍における医療経営の現状と政策提言 (田中淑寛)
 - ・医療経営の健全化の前提～消費税負担の解消 (岡本治好)
 - ・コロナ禍と国民のスポーツ・健康状況の変化～「ポスト東京五輪」の憂鬱 (森川貞夫)
- 論文
 - ・薬機法改正と薬剤師・薬局のあり方 (小磯明)
- 研究助成
 - ・2018年度研究助成報告：互酬と再分配の連結を意図する非営利事業組織をめぐる考察～福祉・生活支援を軸としたマルチステークホルダー型の協同組合組織 (日本・イタリア) の事例をふまえて (田中夏子)
 - ・2017年度研究助成概要報告：精神保健福祉領域におけるピアサポートの普及啓発およびピアスタッフ養成に関する研修プログラムの開発 (相川章子)
- 連載
 - ・社会科学的医療論の構築 (2) 求められる指揮能力 (野村拓)
- 本の紹介
 - ・マシュー・ボルトン著、藤井敦史他訳『社会はこうやって変える！：コミュニティ・オーガナイズング』(今井晃)

第73号 (2021年1月) — 【特集】 コロナ禍を考える (2) 各地の動き

- 巻頭エッセイ：照一隅～25回目をむかえた被爆者集団検診 (山田秀樹)
- 特集：コロナ禍を考える (2) 各地の動き
 - ・新型コロナ感染拡大で明らかになった保健所と自治体病院の現状と課題 (高柳京子)
 - ・無料低額診療事業の相談事例から、コロナ禍での格差と貧困を考える (渋谷直道)
 - ・京都民医連中央病院のリニューアルにおける地域づくりとコロナ禍が与えた影響 (松原為人)
 - ・2020年夏の新型コロナ対応に関する宮城・岩手県の聞き取り調査記録 (村口至)
- 論文
 - ・労働者協同組合法の概要 (竹野ユキコ)
 - ・労働者協同組合法成立と協同労働について (石塚秀雄)
 - ・(新連載) 社会科学的医療論の構築 (1) はじめにマグマありき—まずヒストリカル・フラッシュ (野村拓)
 - ・2018年度研究助成報告：イギリス卒前医学教育政策における教育概念の通時的分析：1990年代から2010年代 (柴原真知子)
 - ・研究概要：根岸謙「ドイツの住宅協同組合 (Wohnungsgenossenschaft) による住宅の建築・居住に関する法的枠組みについて—住宅協同組合によるいくつかの実例をもとに—」東洋法学64巻1号 (2020年7月) 107-132頁 (根岸謙)

第71・72号 (2020年10月) — 【特集1】：東日本大震災9年／【特集2】：コロナ禍を考える

- 巻頭エッセイ：若き日の読書でつかんだ、「民」の論理と「市民の政治」(岡崎祐司)
- 特集1：東日本大震災9年
 - ・3.11東日本大震災から復興9年目とコロナ対応を、岩手県との比較で宮城県を見る (村口至)
 - ・東日本大震災における宮城県での住宅・生活再建と教訓について～浮き彫りになった災害ケースマネジメントの制度化の必要性～ (小川静治)
 - ・岩手の9年を振り返る (遠藤洋史)
 - ・岩手・山田町の9年を振り返る (佐藤照彦)
 - ・原発事故発生から9年 福島から (伊東達也)

- ・福島子ども甲状腺がん—放射線誘発子ども甲状腺がんの歴史をふまえて（齋藤紀）
 - 特集2：コロナ禍を考える
 - ・座談会「新型コロナの社会的・経済的影響と非営利・協同」（山田秀樹、今井晃、高柳新、後藤道夫、司会：竹野ユキコ）
 - ・新型コロナウイルス拡大による中小業者への影響（長谷川清）
 - ・日本の看護労働とコロナ（山崎ちひろ）
 - ・アメリカにおける新型コロナウイルス感染症の現状—社会的側面と政策対応を中心に—（高山一夫）
 - ・新型コロナウイルスとアメリカの看護労働—Physician Assistant と上級看護師への緊急タスクシフトを中心に（早川佐知子）
 - ・中国・山東省における新型コロナウイルスの影響（宋曉凱・権慶梅）
 - ・コロナ禍とE U、仏独の雇用問題対応策（石塚秀雄）
 - 論文
 - ・地方独立行政法人の運営に移行した公立病院の収支構造の変化とその背景（岩本鉄矢）
 - ・継ぎ足し生涯学習のすすめ—4（完）：生涯学習のしめくり（野村拓）
 - 書評
 - ・高山一夫著『アメリカの医療政策と病院業—企業性と公共性の狭間で—』（八田英之）
 - 2017年度研究助成概要報告：松江生協病院における医療アクセスの阻害要因と社会経済的関連要因の考察～救急搬入から入院となった方を対象にしたアンケート調査～（眞木高之、他）
-

第70号（2020年3月）—【特集】介護保険20年を振り返る

- 巻頭エッセイ：沖縄の過去、現在、未来（岩下明夫）
 - 特集：介護保険20年を振り返る
 - ・介護保険20年の変化、現在の動向と課題（林泰則）
 - ・地域包括ケアと地域の動き「共同組織とともに作る地域包括ケア」～『健康づくり・まちづくり手引書』作成の紹介～（山田智）
 - ・介護保険で何が変わったのか—ケア保障のためのソーシャルワーク（末永睦子）
 - ・介護福祉士養成施設という社会資源—介護の担い手を地域で育む（川口啓子）
 - ・ドイツの介護保険改革（3）介護強化法の補論と示唆（小磯明）
 - 論文：
 - ・「保険外併用療養」をめぐる動向について（山本淑子）
 - ・2019年秋千葉県のみ風災害の教訓と提言（八田英之）
 - 継ぎ足し生涯学習のすすめ—3：市民的生涯学習のすすめ（野村拓）
 - 書評：
 - 吉永純・原昌平・奥村晴彦・近畿無料低額診療事業研究会編著『無料低額診療事業のすべて：役割・実線・実務』（田中淑寛）
 - 2015年度研究助成概要報告：児童養護施設職員の労働問題・労働組合に関する研究：20施設のアンケート調査から（堀場純矢）
-

第69号（2019年12月）—【特集】自治体と災害

- 巻頭エッセイ：人類史の「巨大な曲がり角」と新たな協同組合像の模索（田中秀樹）
- 【特集：自治体と災害】
 - ・公共施設の統廃合・再編の動きと課題—指定管理者制度と公共施設等総合管理計画—（角田英昭）
 - ・2019年秋のみ風災害を考える（八田英之）
- 論文
 - ・ドイツの介護保険改革（2）介護強化法の給付と鑑定（小磯明）
 - ・総合診療の立場から見る社会医学系専門医制度（草場鉄周）
- 継ぎ足し生涯学習のすすめ—2「高速世界史認識」と「健保百年」（野村拓）
- 2016年度研究助成報告：医療生協職員意識調査の年代別集計にみる傾向と課題（川口啓子）
- 書評：
 - ・佐藤一子著『「学びの公共空間」としての公民館—九条俳句訴訟が問いかけるもの—』（梓澤和幸）

第68号（2019年9月）——【特集】公害問題と自治体

- 巻頭エッセイ：人生を彩る介護が開く未来を（山本一視）
 - 【特集：公害問題と自治体】
 - ・大気汚染被害者の医療費救済制度創設を求めて（西村隆雄）
 - ・ノーモアミナマタ第2次訴訟の分析と対応（中山裕二）
 - ・今、また「水俣病」が教える学術団体の影の側面（戸倉直実）
 - 論文
 - ・ドイツの介護保険改革（1）介護強化法制定の背景と保険料（小磯明）
 - ・国際医療福祉協同組合2018年の動向—ICA 国際協同組合連盟委員会報告書—（石塚秀雄）
 - ・「マーモット先生と語る会 格差という病に挑む」（2019年度定期総会協賛シンポジウム）参加報告（竹野ユキコ）
 - （新連載）継ぎ足し生涯学習のすすめ—1「国勢調査（1920）100年、そして…」（野村拓）
 - 2015年度研究助成報告：東日本大震災および原発事故を契機に生まれた「共創」的実践活動の調査—震災・原発事故からの社会の再建にむかうヘルスプロモーションの理論構築にむけて—（谷口起代）
-

第67号（2019年7月）——【特集】地方自治体と非営利・協同セクター

- 巻頭エッセイ：だれもが主体者として創る楽しい共生社会（池上洋通）
 - 【特集：地方自治体と非営利・協同セクター】
 - ・公共施設等の統廃合をめぐる動きと課題—千葉県習志野市を事例に（長澤成次）
 - ・福祉先進都市・京都市の凋落—京都市3施設一体化問題の経緯と運動から（中村暁）
 - ・公共サービスの民営化を考える 水道を中心に（尾林芳匡）
 - ・種子法廃止による社会的影響（印鑰智哉）
 - キューバ憲法改正と所有形態の追加について（石塚秀雄）
 - 座談会：（第1回）社会医学系専門医制度座談会（小泉昭夫、松田亮三、広瀬俊雄、（司会）吉中丈志）
 - 連載〈次世代へのメッセージ〉（5）完：「高速・世界史認識法」試論（野村拓）
 - 2016年度研究助成報告：漁村人口減少対策と非営利・協同組織の機能に関する研究（宮澤晴彦）
-

第66号（2019年3月）——【特集】ヘルスリテラシーと非営利・協同セクター

- 巻頭エッセイ：公営住宅の「訪問&相談会」で見えたこと（牛渡君江）
 - 【特集：ヘルスリテラシーと非営利・協同セクター】
 - ・HPHの取り組みと課題（舟越光彦）
 - ・八王子・長房団地の友の会活動（竹野ユキコ）
 - ・インタビュー：長房の活動とヘルスリテラシー（高柳新・相澤美里、インタビュアー：竹野ユキコ）
 - ・診療所の師長として地域でみている人達の健康と私の思い（相澤美里）
 - ・介護のヘルスリテラシー：我々は介護に対してどんな備えをしていくことが求められるのか（高橋幸裕）
 - ・活動を見える化することのできること：近藤尚己先生の学習会まとめ（竹野ユキコ）
 - ・イギリスの社会的処方方式と非営利・協同セクターの役割（石塚英雄）
 - 論文：社会医学系専門医・考（野村拓）
 - 2015研究助成報告概要：非営利・協同体における若手職員の育成および主体形成に関する研究—鹿兒島・麦の芽福祉会に注目して—（石倉康次、深谷弘和、申佳弥）
 - 連載〈次世代へのメッセージ〉（4）：もの書き能力の養成—「知的」老後戦略（野村拓）
 - BOOK：中川雄一郎『協同組合のコモン・センス—歴史と理念とアイデンティティー』（日本経済評論社、2018年5月）（野田浩夫）
 - BOOK：『〈食といのち〉をひらく女性たち』佐藤一子・千葉悦子宮城道子編著（農文協、2018年4月）（中川雄一郎）
-

「研究所ニュース」バックナンバー

○ No.74 (2021.5.31発行)

理事長のページ：George Russell (Æ) の INTRODUCTION (中川雄一郎)、副理事長のページ：今こそ脆弱な医療システムを変えるとき (転載) (高柳新)、韓国だより：韓国医学生の国試拒否 (朴賛浩)、役員リレーエッセイ：民主主義はコロナに克てるのか (杉本貴志)、抗日戦争下の中国と細菌戦 (石塚秀雄)

○ No.73 (2021.2.28発行)

役員リレーエッセイ：新型コロナウイルスワクチン接種開始に思うこと (高田満雄)、コロナ禍のフランス (石塚秀雄)、新型コロナと薬局経営 (小磯明)、役員リレーエッセイ：SDHの共同組織向けブックレット：『健康格差の原因—SDHを知ろう—』づくりを個人的に振り返って (野田浩夫)

○ No.72 (2020.11.30発行)

理事長のページ：「学術会議問題」をつくり出した「菅義偉首相によるページ」(中川雄一郎)、副理事長のページ：短時間労働者の雇用保険排除が照らし出すもの (後藤道夫)、役員エッセイ：『社会的弱者への診療と支援 格差社会アメリカでの臨床実践指針』の監訳を行って (松田亮三)、健康の決定要因 (SDH) パンフレット 民医連版のできあがるまで (1) (野田浩夫)

○ No.71 (2020.8.31発行)

理事長のページ：“本当に社会というようなものはあります” “There really is such a thing as society” (中川雄一郎)、副理事長のページ：コロナとコレラ—医師沼野玄昌の災難— (八田英之)、役員エッセイ：ふるさとの町の捕虜殺害事件 (今井晃)、医療事故と警察 (石塚秀雄)

○ No.70 (2020.5.31発行)

理事長のページ：「検察庁法改正に反対する検察OB 有志の意見書」を読んで (中川雄一郎)、副理事長のページ：自然と社会が交叉するとき (高柳新)、転載：慌てず、騒がず、油断なく (高柳新)、役員エッセイ：外科医師冤罪事件で実感したこと (窪田光)、新型コロナ感染症と自然科学主義 (吉中文志)

○ No.69 (2020.2.29発行)

理事長のページ：スポーツと民主主義—スポーツと「自立」の社会意識— (中川雄一郎)、副理事長のページ：＜男性世帯主賃金＞の幻想化とリビング・ウェイジ (後藤道夫)、2020年1月医療福祉政策学校冬季合宿参加報告 (竹野ユキコ)、韓国だより：被曝労働者に一筋の光を (朴賛浩)、映画「夜明け前 呉秀三と無名の子供の精神障害者の100年」の紹介 (竹野ユキコ)、特養あずみの里裁判とフランスの事例 (石塚秀雄)

○ No.68 (2019.11.30発行)

理事長のページ：「イギリスのEU離脱」再考 (中川雄一郎)、副理事長のページ：台風私記 (八田英之)、短信 (石塚秀雄)、外国語勉強法 (5) 北島健一氏の場合、役員エッセイ：フィンランド・リトアニアの全世代型社会保障視察 (小磯明)

機関誌およびニュースのバックナンバーは、当研究所ウェブサイトからも御覧になれます。

総研いのちとくらしブックレット

総研いのちとくらしブックレットNo. 1

『医療・介護の報酬制度のあり方』

2004年2月発行、56p

研究所発行による最初のブックレットは、第1章・日本の医療制度や診療報酬問題をめぐる歴史的概括、第2章・日本の医療・介護制度の直面している問題と二つの道、第3章・診療報酬、介護報酬についての提言という構成となっており、全日本民医連からの委託研究報告書を基に、診療報酬制度をめぐる動きや用語解説などが加筆されて作成された。



総研いのちとくらしブックレットNo. 2

『デンマークの社会政策』

デンマーク社会事業省編、山田駒平訳

2004年5月発行、54p

デンマーク社会事業省が発行した“Social Policy in Denmark”の翻訳。2002年、デンマークへ高齢者福祉視察に行った訳者が、デンマークの社会政策全般の枠組みをはじめに、子ども・家族政策、労働援助、障害者、社会的困窮者への対策など、アクティベーションの福祉政策が一望できる内容となっている。序文・宮本太郎（北海道大学）（発行当時）。



総研いのちとくらしブックレットNo. 3

『新しい社会のための非営利・協同』

(ISBN 978-4-903543-04-8、2008年3月5日発行、A5判75P、頒価200円)

これまで『いのちとくらし研究所報』で発表してきた論文や座談会をまとめたものです。新しく用語解説を巻末に入れていきます。

【目次】

はじめに	鈴木篤
非営利・協同とは	角瀬保雄
非営利・協同と社会変革	富沢賢治
セクターの位置と役割	
非営利・協同の事業組織	坂根利幸
座談会「非営利・協同入門」	
角瀬保雄、富沢賢治、中川雄一郎、坂根利幸	
用語解説	
あとがき	石塚秀雄



総研いのちとくらしブックレットNo. 4

『非営利・協同Q & A』

(ISBN 978-4-903543-08-6、2010年9月1日発行、A5版116P、頒価300円)

このブックレットは、非営利・協同の原則や理念などを、学者研究者等11名の執筆者により短い一問一答形式で、一般読者、学生、非営利・協同関係の人々向けに編集したものです。また巻末には「さらに深めたい人へのおすすめの本リスト」がっています。

【目次】

1. 非営利・協同の原則 (Q1 - Q8)
2. 非営利・協同の担い手 (Q9 - Q17)
3. 非営利・協同の展開 (Q18 - Q22)
4. 非営利・協同と制度 (Q23 - Q27)
5. 非営利・協同と経営・労働 (Q28 - Q37)
6. 非営利・協同の社会的地位 (Q38 - Q44)



【入会申込 FAX 送付書】

切り取ってお使いください

研究所の FAX 番号：

03 (5840) 6568

特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所のちとくらし 入会申込書

- ・会員の別 正会員 (個人 ・ 団体) 賛助会員 (個人 ・ 団体)
・入会口数 () 口

ふりがな	
団体名称または氏名	

※団体正会員の場合は法人・団体を代表して入会する個人名を、個人正会員の場合は所属・勤務先等を記入して下さい。(団体正会員は、入会時に登録された個人が定款上の社員となります。)

※団体会員で、登録する人物と実務担当が異なる場合は、担当者の氏名も記入して下さい。

(団体会員のみ)	ふりがな 代表して入会する個人名	
	ふりがな 実務担当者名	
(個人会員のみ)	ふりがな 所属・勤務先等	

※機関誌等の郵送先、連絡先を記入して下さい

〒番号	—		
住所			
電話番号	()	FAX番号	()
電子メール	@		

※専門・主たる研究テーマまたは研究して欲しいテーマ・要望等を記入して下さい

--

- ・入会金と会費 (1) 入会金
- | | |
|--------------|---------|
| 団体正会員 | 10,000円 |
| 個人正会員 | 1,000円 |
| 賛助会員 (個人・団体) | 0円 |
- (2) 年会費 (1口)
- | | |
|--------|-----------------|
| 団体正会員 | 100,000円 (1口以上) |
| 個人正会員 | 5,000円 (1口以上) |
| 団体賛助会員 | 50,000円 (1口以上) |
| 個人賛助会員 | 3,000円 (1口以上) |

【74号の訂正】

- ・ 9ページ 左段上から1行目 誤：0.001%
→正：0.1%

【編集後記】

本誌編集をしている段階の東京はまだ緊急事態宣言中です（6/20解除）。ワクチン接種も進んでいるものの、人出も増えています。不明なことの多いコロナ感染に対し、今号では介護や看護教育の現場、食料・生活支援の現場の現状とこれからの課題を取り上げました。統計の数字一つ一つには、その数だけいのちとくらしがあることを忘れないようにしたいものです。（竹）

【次号76号の予定】（2021年9月発行予定）

- ・ コロナ禍を考える（5）
- ・ 研究助成報告
- ・ 奨励研究論文
- ・ その他

【投稿規定】

原稿の投稿を歓迎します。原稿は編集部で考査の上、掲載させていただきます。必要に応じて機関誌委員会で検討させていただきます。内容については編集部より問い合わせ、相談をさせていただく場合があります。

1. 投稿者

投稿者は、原則として当研究所の会員（正・賛助）とする。ただし、非会員も可（入会を条件とする）。

2. 投稿内容

未発表のもの。研究所の掲げる研究テーマや課題に関連するもの。①非営利・協同セクターに関わる経済的、社会的、政治的問題および組織・経営問題など。②医療・社会福祉などの制度・組織・経営問題など。③社会保障政策、労働政策・社会政策に関わる問題など。④上記のテーマに関わる外国事例の比較研究など。⑤その他、必要と認めるテーマ。

3. 原稿字数

- ① 機関誌掲載論文 12,000字程度まで。
- ② 研究所ニュース 3,000字程度まで。
- ③ 「研究所（レポート）ワーキングペーパー」 30,000字程度まで。
（これは、機関誌掲載には長すぎる論文やディスカッション・ペーパーなどを募集するものです）。

4. 採否

編集部で決定。そうでない場合は機関誌委員会で決定。編集部から採否の理由を口頭または文書でご連絡します。できるだけ採用するという立場で判断させていただきますが、当機関誌の掲げるテーマに添わない場合は、内容のできふでに関係なく残念ながらお断りする場合があります。

5. 締め切り

随時（掲載可能な直近の機関誌に掲載の予定）

6. 執筆注意事項

- ① 電子文書で送付のこと（手書きは原則として受け付けできません。有料となってしまいます）
- ② 投稿原稿は返却いたしません。
- ③ 執筆要領は、一般的な論文執筆要項に準ずる（「ですます調」または「である調」のいずれかにすること）。注記も一般的要項に準ずる。詳しくは編集部にお問い合わせください。
- ④ 図表は基本的に即印刷可能なものにすること（そうでない場合、版下代が生ずる場合があります）。

7. 原稿料

申し訳ありませんが、ありません。

**「特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所 いのちとくらし」
事務局**

〒113-0034 東京都文京区湯島2-7-8 東京労音お茶の水センター2階

TEL：03-5840-6567／FAX：03-5840-6568

ホームページ URL：<http://www.inhcc.org/> e-mail：inoci@inhcc.org